

我が国の文化行政

平成14年度
文化庁



我が国の文化行政

〔目次〕

文化庁長官あいさつ

I 文化を大切に作る社会の構築に向けて ……1

- (1) 文化庁の組織／1
- (2) 文化をめぐる諸状況／2
- (3) 文化庁予算の充実／5
- (4) 文化芸術振興基本法／10
- (5) 文化関係の税制／11
- (6) 文化審議会／13

II 芸術創造活動の推進 ……15

- (1) 芸術創造活動の活性化支援／16
- (2) メディア芸術の振興／19
- (3) 世界に羽ばたく新進芸術家の養成／22
- (4) 芸術祭の開催／23
- (5) 芸術家等の顕彰／24
- (6) 企業等による文化芸術活動への支援／25

III 地域における文化の振興 ……28

- (1) ①地域における伝統文化の継承・発展の支援／29
- (1) ②地域における文化芸術活動の活性化支援／30
- (2) 芸術情報の発信拠点の整備／31
- (3) こどもの文化芸術体験活動の推進／32
- (4) 国民の芸術文化活動への参加の奨励／34
- (5) 芸術団体等の活動基盤の整備／36
- (6) 美術館・歴史博物館の振興／37
- (7) 芸術文化活動を支える人材の育成／39

IV 文化財の保存と活用 ……40

- (1) 文化財の保護の仕組み／41
- (2) 文化財登録制度／44
- (3) 文化財保護のための施策／45

V インターネット時代の

「著作権」システム ……49

- (1) クリエータを守るしくみ／49
- (2) 「1億総クリエイター」「1億総ユーザー」の時代の新しい施策／49
- (3) 国際的な著作権保護システムの整備に向けた取組／51

VI 国語に関する施策の推進 ……52

- (1) 国語施策の推進／52
- (2) 外国人に対する日本語教育の推進／52

VII 国際文化交流の推進 ……54

- (1) 文化庁と国際文化交流／54
- (2) 文化庁の国際文化交流・協力事業の概要／56

VIII 文化の情報化の推進 ……61

IX 国立文化施設等 ……64

- (1) 国立劇場／64
- (2) 新国立劇場／65
- (3) 国立美術館・博物館／66
- (4) 研究所／70
- (5) 日本芸術院／70
- (6) 新たな国立文化施設の整備／71

X アイヌ文化の振興 ……73

XI 宗教法人と宗務行政 ……74

- (1) 宗教法人制度の概要／74
- (2) 宗務行政の推進／75



はじめに

文化庁長官

河合隼雄

今日、日本社会は、経済不況にあえぎ、活力を失っております。日本社会の不況を打破するためには、景気対策を行うことも重要です。しかし、経済の活性化のみでは、社会は元気にはなりません。

戦後、「もの」の豊かさを追い求めてきた日本人は、それだけでは幸福ではないことに気付き、今「心」の豊かさを大事にしようと考えはじめています。日本社会を元気にするのは、「もの」の豊かさのための景気回復だけではなく、「心」の豊かさの実現にあると思います。その実現につながるものが「文化」ではないでしょうか。

人々が心豊かに生きるためには、文化を大切に作る社会の構築が今まさに必要なのです。

文化庁では、芸術創造活動の推進、地域における文化の振興、文化財の保存と活用、国際文化交流の推進など、社会を元気にする「文化」施策を展開するよう鋭意に取り組んでいるところです。

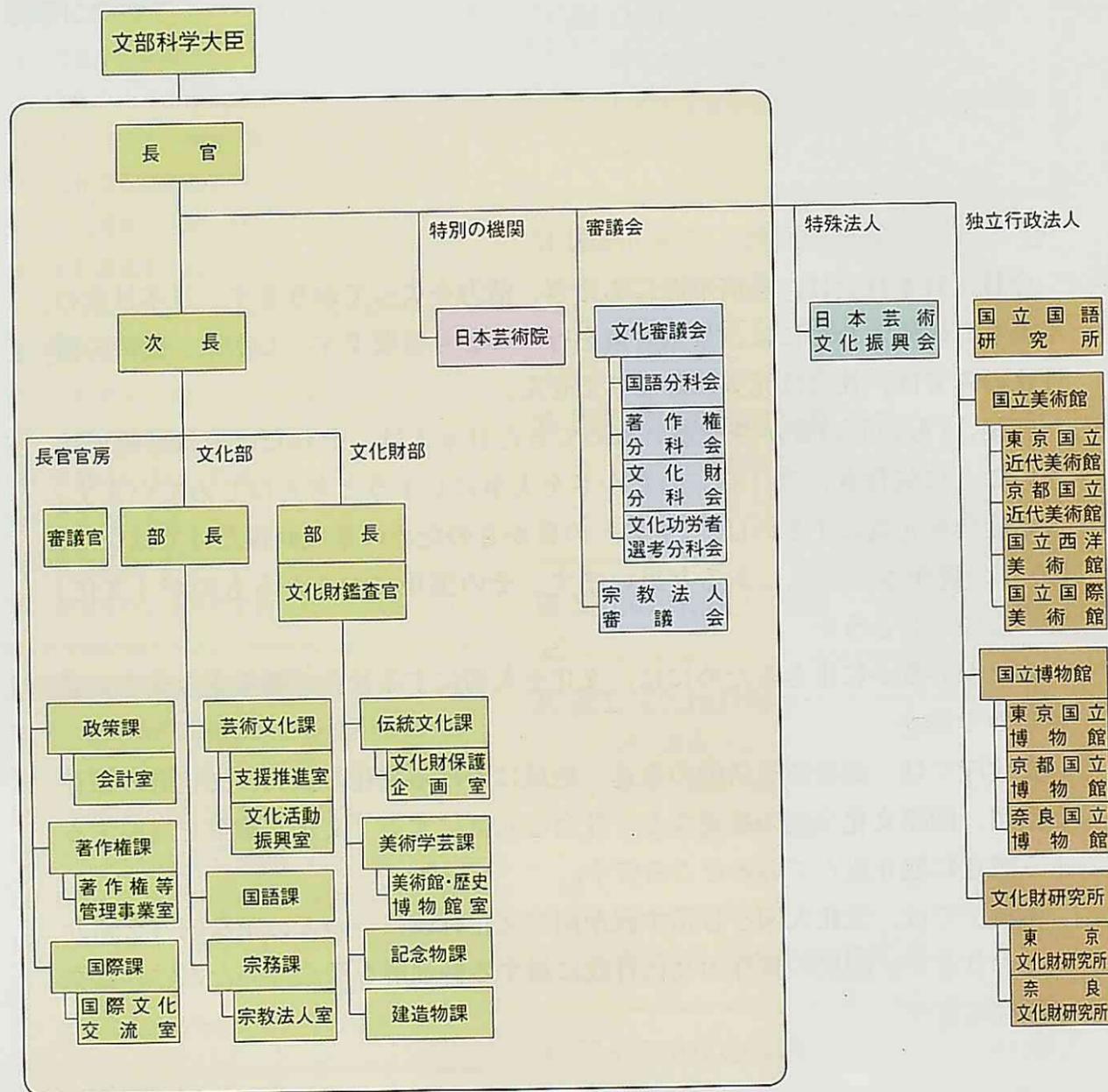
本冊子では、文化大国を目指す我が国の文化行政について、主な内容を紹介しております。国民の皆様の文化行政に対する御理解を深めていただければ幸いです。

I 文化を大切にする社会の構築に向けて

(1) 文化庁の組織

文化庁は、昭和43年6月15日に文部省文化局と文化財保護委員会を合わせて設置されました。現在、文化庁は、次のような組織をもって文化の振興及び国際文化交流の振興を図るとともに、宗教法人に関する事務を行っています。(図-1)

◆文化庁の組織(平成14年4月1日現在)(図-1)



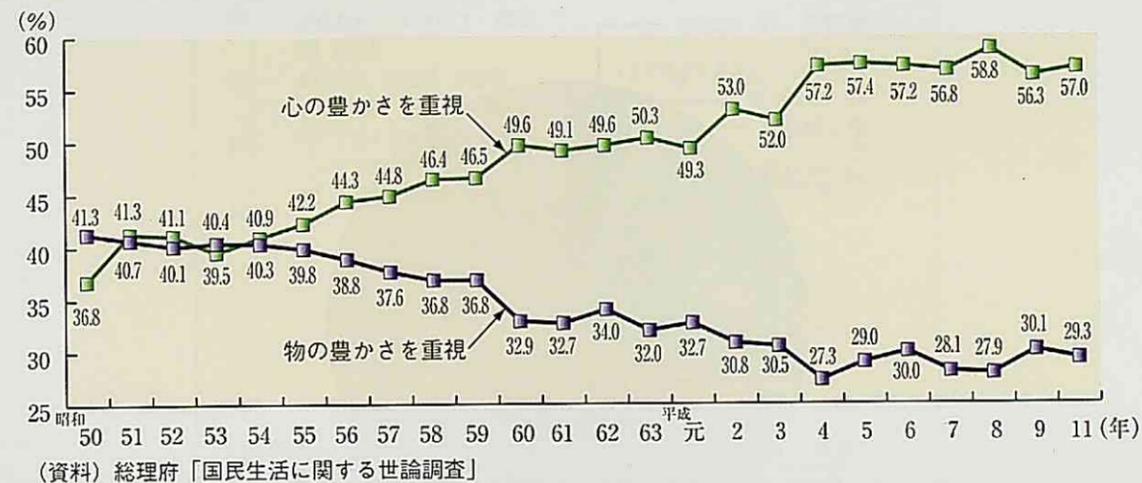
平成14年度末定員232人

(2) 文化をめぐる諸状況

求められる心の豊かさ

産業、雇用、科学技術など社会のあらゆる分野で急速かつ激しい変化が起こっている中で、国民の多くは心の豊かさをもとめています(図-2)。真に心の豊かさを実感できるようにするためには、人々にゆとりと潤いをもたらす文化の果たすべき役割は大きいと言えます。

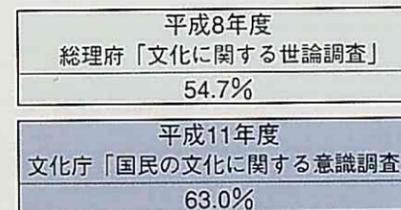
◆心の豊かさを重視する人の割合(図-2)



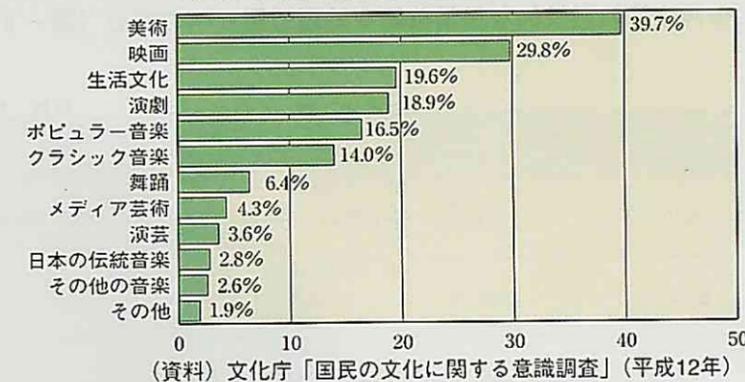
我が国の文化活動の状況

劇場、映画館や博物館・美術館などでの芸術文化の鑑賞活動や、芸術文化の創作活動など、国民の文化活動が活発に行われています(図-3、図-4)。

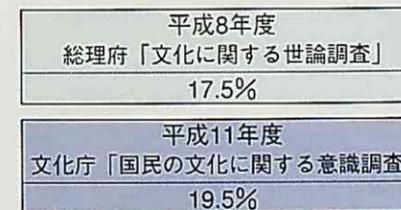
◆直接芸術文化の鑑賞を行った人の割合(図-3)



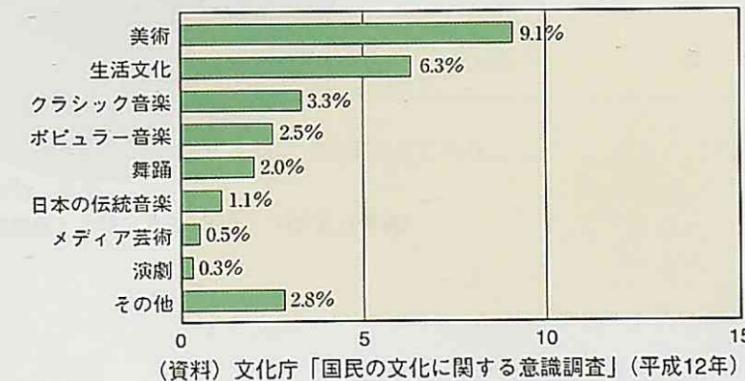
(参考) 直接鑑賞を行った分野



◆芸術文化の創作活動を行った人の割合(図-4)



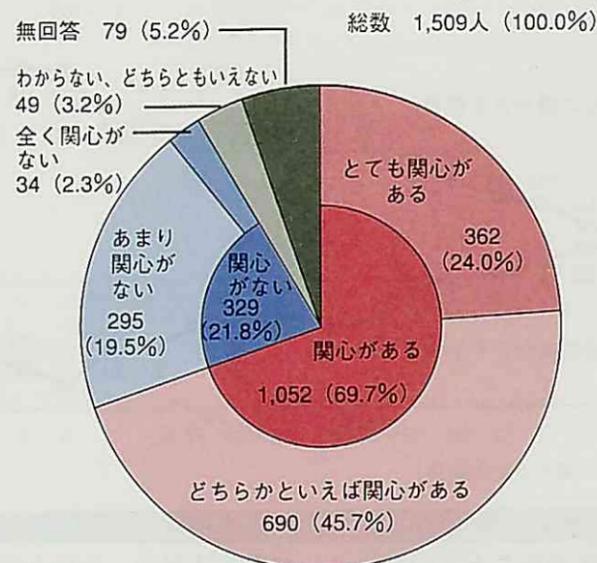
(参考) 創作活動を行った分野



伝統文化の見直し、再発見

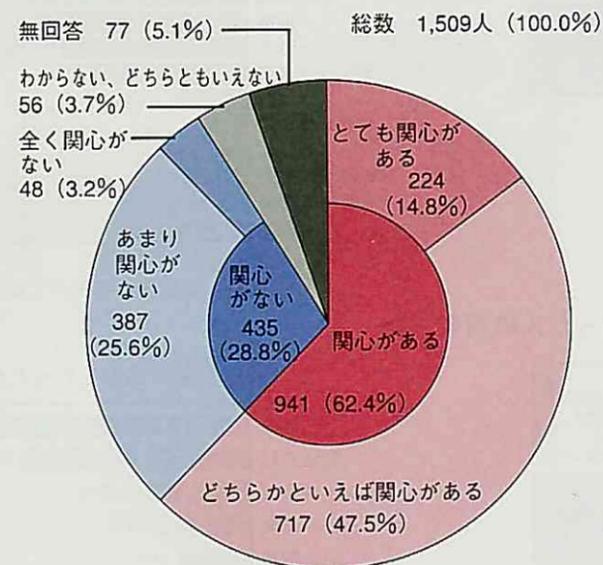
古墳、古い神社仏閣、歴史的町並みなどに関心のある人は約7割、また、神楽などの伝統的な民族芸能や地域の祭りに関心のある人は約6割となっており、ほぼ3分の2の人々が地域での伝統文化への関心を有しています(図-5、図-6)。

◆古墳、古い神社仏閣などの文化財への関心(図-5)



(資料) 文化庁「国民の文化に関する意識調査」(平成12年)

◆神楽等の伝統的な民俗芸能や地域の祭りへの関心(図-6)

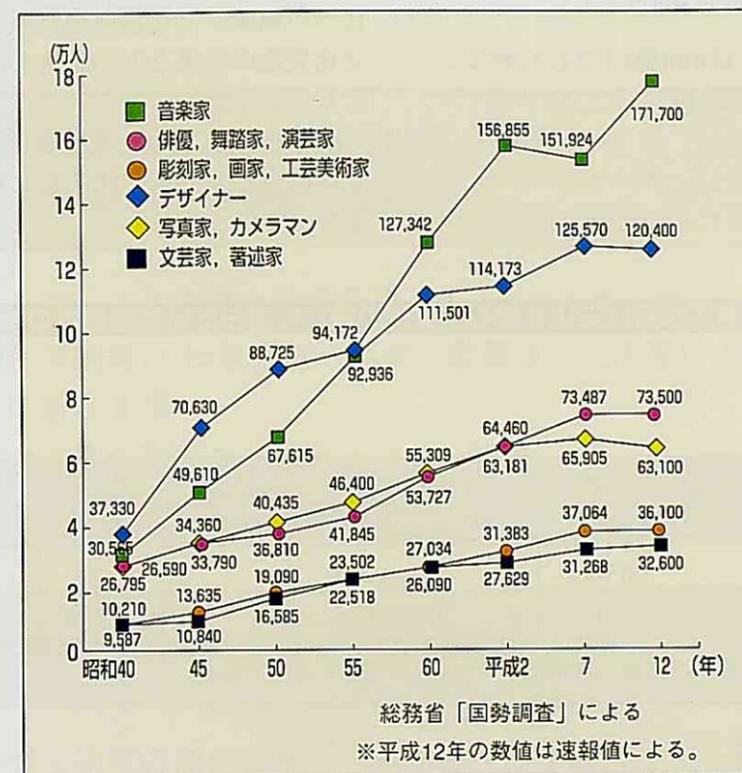


(資料) 文化庁「国民の文化に関する意識調査」(平成12年)

芸術家人口の推移、文化施設数の推移

芸術文化関係の活動を職業とする芸術家の人口(図-7)は増加傾向にあります。文化施設については、文化会館、博物館、美術館の数が、平成11年度には昭和62年度の2倍を越えるなど増加しています。

◆芸術家人口の推移(図-7)



◆文化施設数の推移

区分	文化会館	図書館	公民館 (類似施設を含む)	博物館 (類似施設を含む)	左の博物館のうち美術館
昭和62年度	(762)	1,801	18,006	2,311	379
平成2年度	1,010 (934)	1,950	17,931	2,968	498
平成5年度	1,261 (1,116)	2,172	18,339	3,704	651
平成8年度	1,549 (1,403)	2,396	18,545	4,507	854
平成11年度	1,751 (1,587)	2,593	19,063	5,109	987

(注) 1 文化会館の()内は公立の数であり、昭和62年度の文化会館は、公立のみである。

2 私立文化会館の回収率(推定)は95.3%である。

(資料) 文部科学省「社会教育調査」

(3) 文化庁予算の充実

文化庁予算の内容と推移

平成14年度の文化庁予算については、大変厳しい財政事情の下ではありますが、前年度に比べて、約76億円増の985億円（8.3%増）を計上しています。

なお、平成4年度には496億円でしたので、この10年間で約2倍になったこととなります。

(図-8)

予算の主な内容としては、トップアーティスト、新進芸術家、こどもたちの三位一体となっ

た人材育成を行うため、「文化芸術創造プラン（新世紀アーツプラン）」を創設することとしています。また、伝統文化・文化財の活用と次世代への継承、文化振興のための基盤整備、国際文化交流の推進などの施策も着実に進めることとしています。

このほか、芸術文化振興基金約642億円の運営益により、芸術文化活動に対する幅広い助成を行っています。

平成14年度文化庁予算の概要〈文化を愛し、文化の香りに満ちた新世紀日本の建設〉

◆ 総 表

(単位：百万円)

区 分	前年度予算額 (当初)	平成14年度 予 算	対 前 年 度	
			増 減 額	伸 率
文 化 庁	90,949	98,476 [112,476]	7,527 [21,527]	8.3%

注) 下段 [] 書きは、平成13年度第二次補正予算140億円を加えた額である。

◆ 主 な 内 容

(単位：百万円)

主 要 事 項	前年度予算額	平成14年度 予 算	比較増△減額
文化芸術創造プラン（新世紀アーツプラン）の創設	0	19,259	19,259
○ オペラ、バレエ、映画等の重点支援によるトップレベルの芸術の創造	0	12,001	12,001
○ 世界に羽ばたく新進芸術家の養成	0	3,344	3,344
○ こどもの文化芸術体験活動の推進	0	3,914	3,914
伝統文化・文化財の活用と次世代への継承	33,877	35,311	1,434
○ 伝統文化による地域活性化	1,905	2,567	662
○ 史跡等の保存整備・活用	21,304	21,898	594
○ 文化財の保存修理等	10,668	10,846	178
文化振興のための基盤整備	38,356	33,372	△ 4,984
○ 新たな文化拠点等の整備	6,165	6,428	263
○ メディア芸術の振興	608	601	△ 7
○ 美術館・博物館等活動の推進	31,583	26,343	△ 5,240
国際文化交流の推進	342	768	426
○ 文化財保護の国際協力の推進	191	191	0
○ 日本語教育施策の推進等	151	577	426

※ 主要事項は、新規・拡充を図った主なものである。

文化芸術創造プラン（新世紀アーツプラン）

～文化を愛し、文化の香りに満ちた新世紀日本の建設～

平成14年度予算193億円

 オペラ、バレエ、映画等の重点支援による
トップレベルの芸術の創造 **120億円**

- ・ トップレベルの舞台芸術公演（オーケストラ、オペラ、バレエ、現代演劇等）・伝統芸能（能楽、歌舞伎、文楽等）、映画製作等への重点支援
- ・ 舞台芸術の国際フェスティバルの開催
- ・ 優れた芸術の国際交流

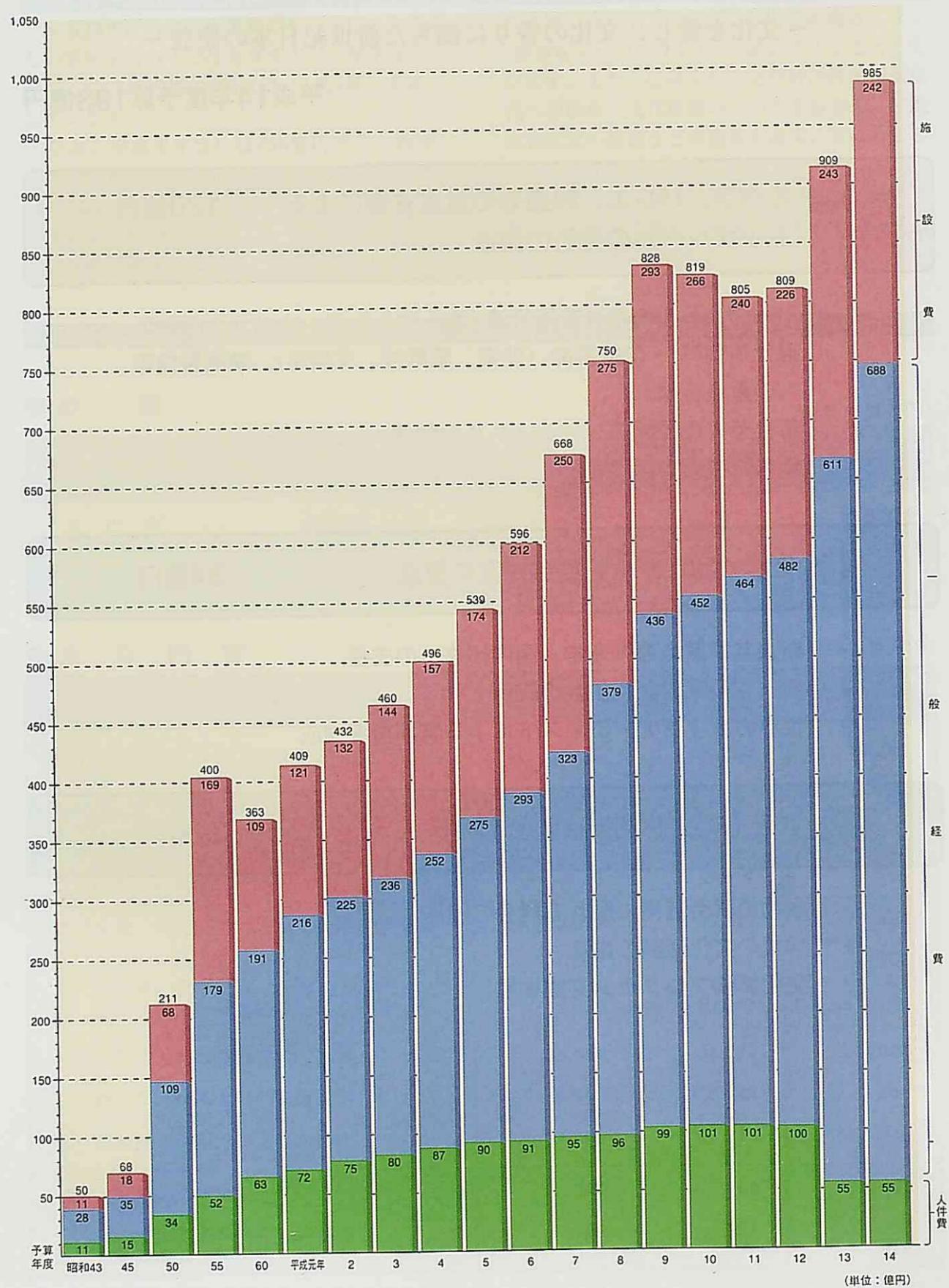
 世界に羽ばたく新進芸術家の養成 **34億円**

- ・ 新進芸術家の海外留学、国内研修への支援
- ・ 新進芸術家の発表機会の確保
- ・ 世界のトップアーティストによる特別指導助成

 こどもの文化芸術体験活動の推進 **39億円**

- ・ 本物の舞台芸術に触れる機会の確保
- ・ 学校の文化活動の推進
- ・ 文化体験プログラム支援事業

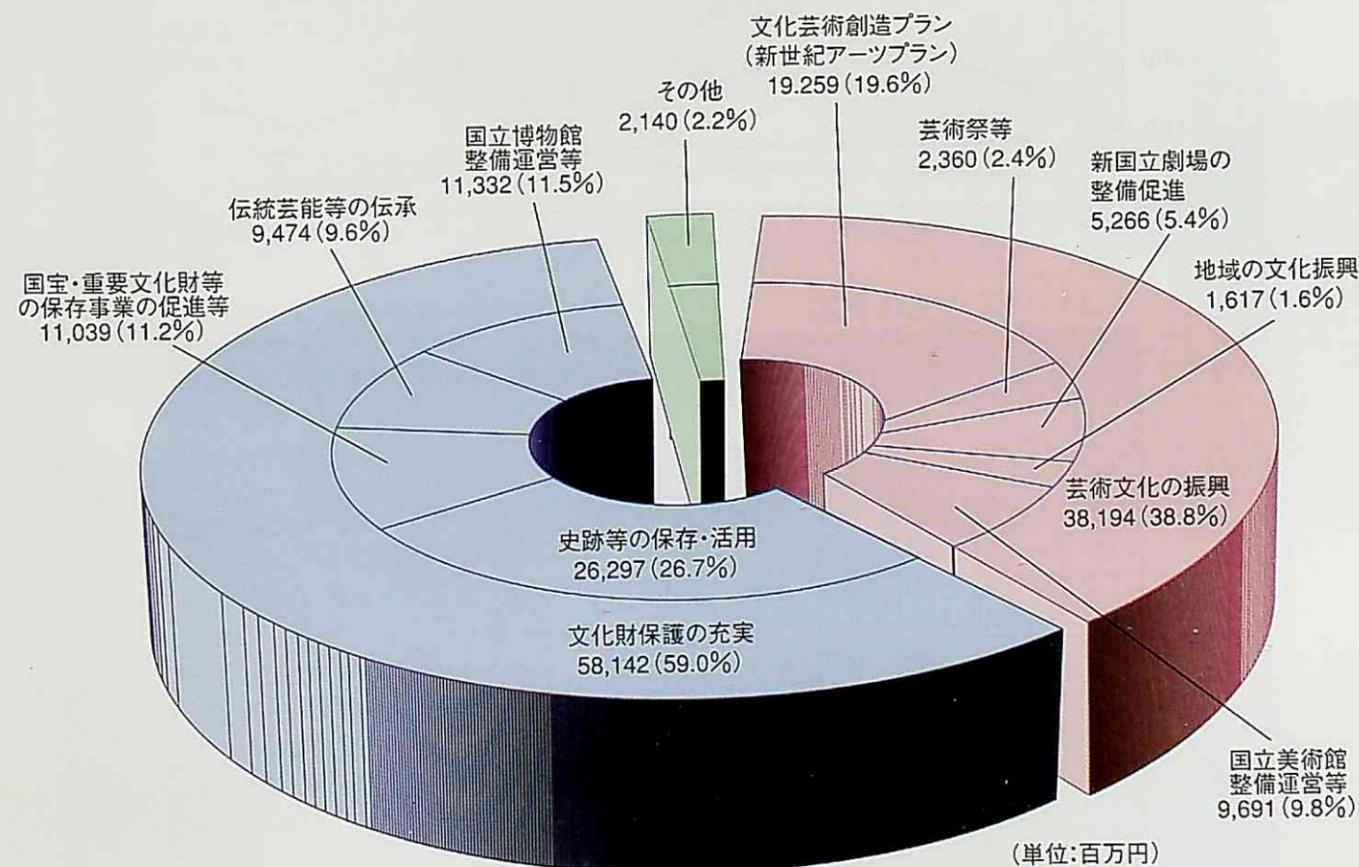
◆文化庁予算の推移 (図-8)



◆総括表

区分	平成13年度	平成14年度	増減率
国の一般会計	82兆6,523億7,900万円	81兆2,299億9,300万円	△1.7%
国の一般歳出	48兆6,588億8,000万円	47兆5,472億600万円	△2.3%
国債費	17兆1,705億3,400万円	16兆6,712億1,200万円	△2.9%
地方交付税交付金等	16兆8,229億6,500万円	17兆115億7,500万円	1.1%
文部科学省一般会計 (A)	6兆5,783億9,400万円	6兆5,798億1,500万円	0.0%
文化庁予算 (B) [構成比] [B/A]	909億4,900万円 1.38%	984億7,600万円 1.50%	8.3%

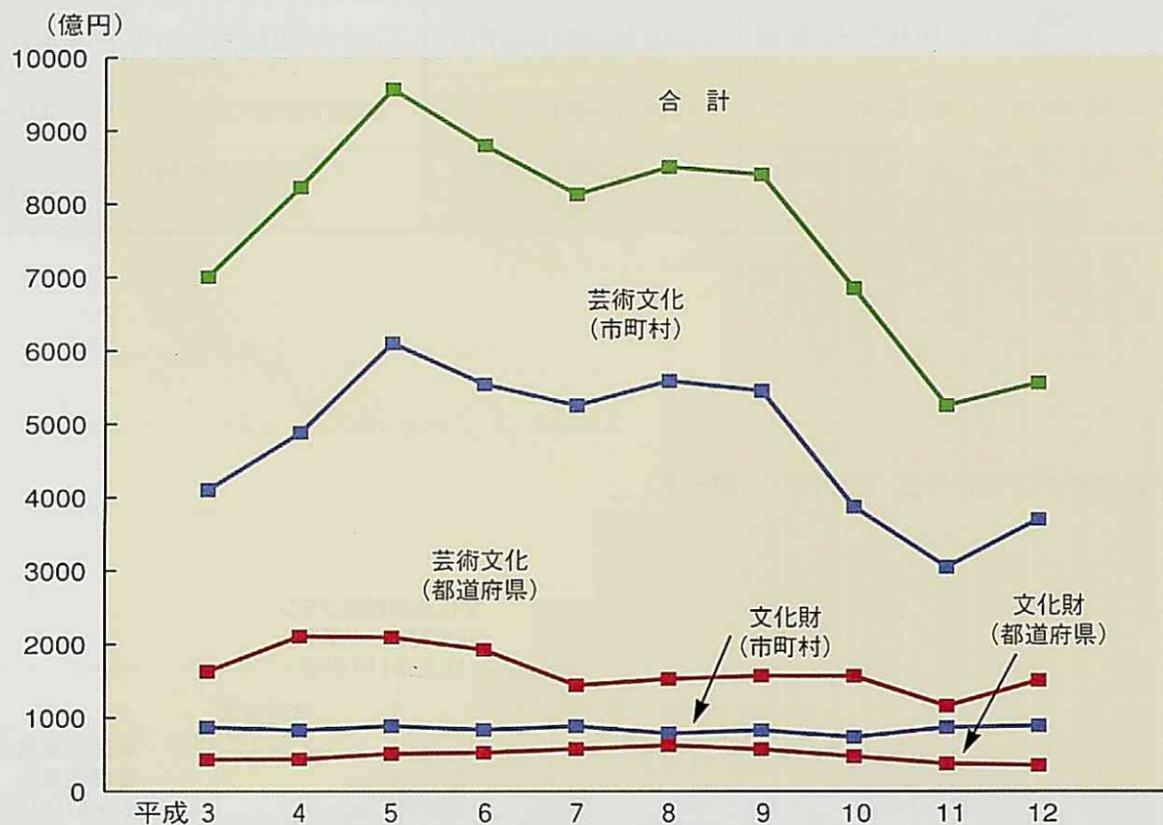
◆平成14年度文化庁予算〈分野別〉 (図-9)



地方公共団体の文化関係経費の推移

地方公共団体における文化関係経費については（図-10）のような推移となっています。芸術文化関係経費が一時大きく伸びましたが、平成5年をピークにやや減少しています。その主な原因には、文化施設建設費の減少があげられます。

◆総括表（図-10）



		平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12
都道府県	芸術文化	1,620	2,098	2,085	1,915	1,432	1,517	1,560	1,614	1,045	1,455
	文化財	421	425	502	516	566	615	562	557	523	464
	小計	2,041	2,523	2,587	2,431	1,998	2,132	2,122	2,171	1,568	1,919
市町村	芸術文化	4,093	4,873	6,090	5,528	5,239	5,572	5,436	3,972	3,593	3,822
	文化財	860	819	876	826	875	779	820	785	831	845
	小計	4,953	5,692	6,966	6,354	6,114	6,351	6,256	4,757	4,424	4,667
合計		6,994	8,215	9,553	8,785	8,112	8,483	8,378	6,928	5,992	6,586

(単位：億円)

(4) 文化芸術振興基本法

議員立法として「文化芸術振興基本法」が国会に提出され、平成13年11月30日に成立し、12月7日に公布、施行されました。本法律は今後の我が国の文化振興の礎となるものと言えます。

◆法律の趣旨

文化芸術の振興に関し基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者の自主的な活動を促進して、文化芸術の総合的な振興を図る。

◆法律の内容

第一章 総則（第1条～第6条）

目的（第1条）

心豊かな国民生活と活力ある社会の実現

文化芸術振興の基本理念（第2条）

- ・ 芸術家等の自主性の尊重
- ・ 芸術家等の創造性の尊重
- ・ 国民の鑑賞・参加・創造の環境の整備
- ・ 我が国及び世界の文化芸術の発展
- ・ 多様な文化芸術の保護及び発展
- ・ 地域の特色ある文化芸術の発展
- ・ 国際的な交流及び貢献の推進
- ・ 広く国民の意見の反映

（第3・4条）

国及び地方公共団体の責務

（第5条）

国民の関心及び理解

第二章 基本方針（第7条）

文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、政府は基本方針を策定（文部科学大臣が案を作成）

第三章 基本的施策（第8条～第35条）

- ・ 文化芸術の各分野の振興
 - ・ 地域における文化芸術の振興
 - ・ 国際文化交流の推進
 - ・ 人材の養成・確保
 - ・ 国語・日本語教育の充実
 - ・ 著作権等の保護・利用
 - ・ 国民の鑑賞等の機会の充実
 - ・ 学校教育における文化芸術活動の充実
 - ・ 文化施設の充実
 - ・ 情報通信技術の活用の推進
 - ・ 民間の支援活動の活性化
 - ・ 政策形成の民意の反映
- 等

(5) 文化関係の税制

民間の様々な文化活動を支援することなどを目的として、次のような税制上の特別措置が講じられています。

国税			
事項	措置内容	適用年度	
特定公益増進法人	[公益法人] (文部科学大臣認定) ・芸術の普及向上に関する業務を行う法人 ・文化財の保存活用に関する業務を行う法人 ・登録博物館の設置運営に関する業務を行う法人 ・登録博物館の振興に関する業務を全国規模で行う法人	[個人の寄付金] 「寄付金 (所得金額の25%を限度) - 1万円」を所得控除 (所得税)	昭和51年度 (登録博物館に係る業務を行う法人については、平成9年度)
	[独立行政法人] ・国立国語研究所 ・国立美術館 ・国立博物館 ・国立科学博物館 ・文化財研究所	[法人の寄付金] 一般の寄付金とは別に「(所得金額の2.5% + 資本等の金額の0.25%) × 1/2」を損金算入 (法人税)	平成13年度
	[特殊法人] ・日本芸術文化振興会		平成元年度
指定寄付金	・芸術の普及向上に関する業務 (助成金の支給に限る) を行う公益信託 ・文化財の保存活用に関する業務 (助成金の支給に限る) を行う公益信託	出捐金について特定公益増進法人に対する寄付金と同様の取扱い (所得税・法人税)	昭和62年度
指定寄付金	[公益法人] ・重要文化財の修理・防災施設の設置に要する費用	[個人の寄付金] 「寄付金 (所得金額の25%を限度) - 1万円」を所得控除 (所得税)	昭和40年度
	[独立行政法人] ・国立美術館・国立博物館・国立科学博物館による重要文化財の収集・保存修理に要する費用	[法人の寄付金] 寄付金を全額損金算入 (法人税)	平成13年度
相続財産の寄付	[公益法人] (文部科学大臣認定) ・芸術の普及向上に関する業務を行う法人 ・文化財の保存活用に関する業務を行う法人	非課税 (相続税)	昭和52年度
	[独立行政法人] ・国立国語研究所 ・国立美術館 ・国立博物館 ・国立科学博物館 ・文化財研究所		平成13年度
	[特殊法人] ・日本芸術文化振興会		平成元年度

事項	措置内容	適用年度	
重要文化財等の譲渡所得	・国、地方公共団体、独立行政法人国立美術館・国立博物館・国立科学博物館に対する重要文化財 (動産または建物) の譲渡 (平成19年12月31日まで)	非課税 (所得税)	昭和47年度
	・国、独立行政法人国立美術館・国立博物館・国立科学博物館に対する重要文化財に準ずる文化財の譲渡 (平成19年12月31日まで)	1/2課税 (所得税)	昭和47年度
	・国、地方公共団体、独立行政法人国立美術館・国立科学博物館に対する重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地の譲渡	2,000万円を限度とする特別控除 (所得税)、損金算入 (法人税)	昭和45年度
重要文化財の相続	・重要文化財 (所有者の居住の用に供されている不動産) の相続	財産評価額の60/100を控除 (相続税)	昭和59年度
登録美術品の相続	・納付すべき相続税額について、登録美術品を相続税として物納	物納の優先順位を第3位から第1位に繰り上げ	平成10年度
各種顕彰に係る所得	・文化功労者年金 ・日本芸術院から恩賜賞又は日本芸術院賞として交付される金品 ・芸術に関する顕著な貢献を表彰する特定の賞金	非課税 (所得税)	昭和48年度

地方税

事項	措置内容	適用年度	
重要文化財等の所有	・重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物 (所有者の居住の用に供されている不動産)	非課税 (固定資産税・特別土地保有税・都市計画税)	昭和25年度
	・重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物 (文部科学大臣が告示するもの)	非課税 (固定資産税・都市計画税)	平成元年度
	・重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物 (文部科学大臣が告示するもの) に係る土地	税額の1/2以内を軽減 (固定資産税・都市計画税)	平成10年度
	・登録有形文化財 (家屋)	税額の1/2以内を軽減 (固定資産税)	平成9年度

※ 重要文化財等に係る地価税については非課税の取扱いがなされているが、平成10年より、地価税の課税は停止されている。

(6) 文化審議会

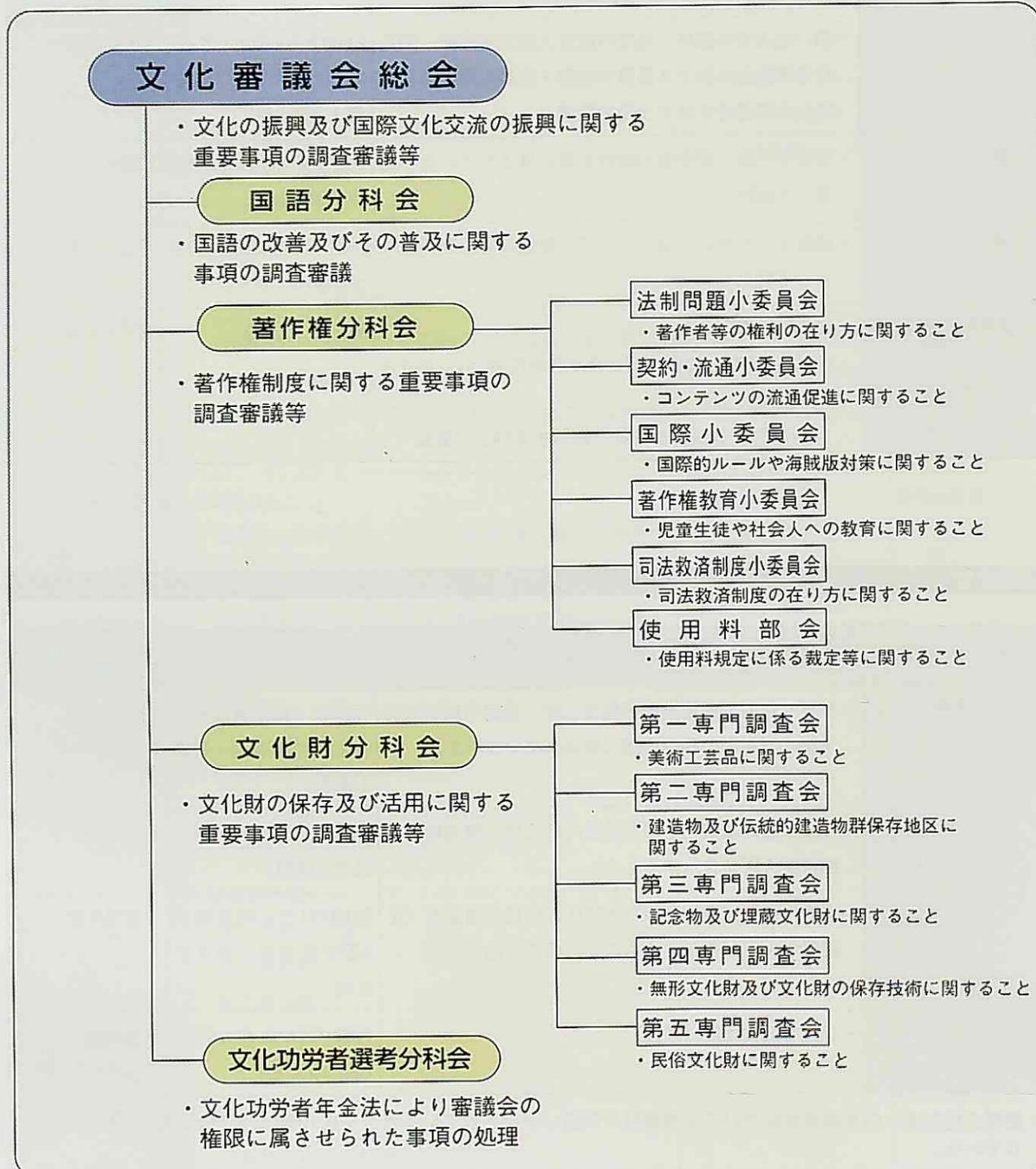
省庁再編に伴い、国語審議会、著作権審議会、文化財保護審議会、文化功労者選考審査会の機能が整理・統合され、平成13年1月6日付で文化審議会が設置されました。

文化審議会においては、文化行政における政策の企画立案機能の充実を図るため、文化の振

興及び国際文化交流の振興に関する重要事項について、幅広い観点から調査審議を行います。

また、文化審議会には国語分科会、著作権分科会、文化財分科会、文化功労者選考分科会が設置され、各分野の重要事項等についても調査審議を行います。(図-11)

◆文化審議会組織図(図-11)



文化審議会 答申「文化を大切にする社会の構築について」

文化審議会では、平成14年4月24日に「文化を大切にする社会の構築について」答申を行い、今後の社会における文化の機能・役割、文化を大切にする社会を構築するための方策について提言しています。

文化審議会 答申(骨子) 「文化を大切にする社会の構築について」 ～一人一人が心豊かに生きる社会を目指して～

今後の社会における文化の機能・役割

- 文化は、
 - ① 人間が人間らしく生きるために、
 - ② 人間相互の連帯感を生み出し、共に生きる社会の基盤を形成するために、
 - ③ より質の高い経済活動を実現するために、
 - ④ 科学技術や情報化の進展が人類の真の発展に貢献するものとなるために、
 - ⑤ 世界の多様性を維持し、世界平和の礎をつくるために
 極めて重要
- 社会のあらゆる分野や人々の日常生活において、その行動規範や判断基準として「文化」を念頭において振る舞う社会、言わば「文化を大切にする社会」の構築が必要
- そのためには、一人一人が文化を大切にすることをもち、行政は文化を機軸にして施策を展開し、企業は文化の価値を追求して行動することが求められる



文化を大切にする社会を構築するために

社会全体で文化振興に取り組む

- 個人、企業、地方公共団体、国のそれぞれが文化の担い手としての役割を果たす
- 文化予算の充実と寄附促進のための税制措置の充実
- 国、地方公共団体、民間等のネットワークの形成

文化を大切にする心を育てる

- 我が国の歴史、伝統や世界の多様な文化を尊重する教育の充実
- 子供の文化体験活動を推進、豊かな人間性や多様な個性を育成
- 教員が豊かな感性や幅広い教養を持ち、学校教育活動全体を文化的なものとする
- 国語の役割を重視し、国語教育を質的かつ量的に充実

我が国の「顔」となる芸術文化を創造する

- 世界に誇れる芸術文化の創造活動への重点支援
- 世界に通じる芸術家の育成

文化遺産を保存し、積極的に活用する

- 総合的な視野に立った文化遺産の保存・活用
- 人々の主体的な参加による文化遺産の保存・活用

日本文化を総合的・計画的に世界へ発信する

- 国際文化交流マスタープランの策定
- 外国人に対する日本語教育の推進

II 芸術創造活動の推進

芸術創造活動の推進施策の概要

多彩で豊かな芸術を生み出す源泉は、芸術家や芸術団体の自由な発想に基づく創造活動にあります。芸術家や芸術団体の創造活動がより活性化するためには、それを支える創造環境を整備充実していくことが不可欠です。

文化庁では、次のような施策を展開し、芸術創造活動の推進を図っています。

施策	概要	14年度予算額
(1) 芸術創造活動の活性化支援 ① オペラ、バレエ、映画等の重点支援によるトップレベルの芸術の創造 ア. トップレベルの舞台芸術公演・伝統芸能、映画等への重点支援 イ. 舞台芸術の国際フェスティバルの開催 ウ. 優れた芸術の国際交流	トップレベルの舞台芸術公演（オーケストラ、オペラ、舞踊、演劇等）、伝統芸能（能楽、歌舞伎、文楽等）映画製作等に対する重点支援。 世界的な芸術団体・芸術家の参加を得て、音楽、バレエ、演劇等の国際フェスティバルを開催。 中国・韓国等との二国間における芸術交流の推進、海外との優れたオペラ等の共同制作や海外のフェスティバル等への参加を支援。	120億45万円 90億6,090万円 8億7,376万円 20億6,579万円
② 芸術文化振興基金	芸術文化振興基金の運用益をもって、芸術文化団体等の文化活動に対して幅広く助成。	12億700万円 ※1
(2) メディア芸術の振興 ① 新しいメディア芸術の振興 ア. メディア芸術祭 イ. メディア芸術プラザ	マルチメディアを活用したコンピュータ・グラフィックス等の新しいメディア芸術を振興するため、優れた作品の発表、顕彰及び鑑賞の機会を提供。 メディア芸術創造活動を情報面から支援するため、インターネットのホームページ上（ http://plaza.bunka.go.jp/ ）で優れた作品の公開、作品発表の場等を提供。	6億78万円 7,440万円 1,776万円
② 映画芸術の振興 ア. 優秀映画の促進 イ. 東京国立近代美術館フィルムセンター	メディア芸術創造の基盤となる映画芸術の振興を図るため、映画作品の顕彰や独立プロダクション制作作品の上映支援、映画の製作活動への支援等を実施。 東京国立近代美術館フィルムセンターにおいて、貴重な映画フィルムの修復事業や優秀映画鑑賞推進事業など映画フィルムの保存・活用を実施。	5億862万円 ※2
(3) 芸術家の養成 ① 世界に羽ばたく新進芸術家の養成 ア. 新進芸術家の海外留学、国内研修への支援制度(芸術家奨学制度) イ. 新進芸術家の発表機会の確保 ウ. 優秀指導者特別指導助成	我が国の新進芸術家の海外留学・国内研修、統括団体が行う養成・研修事業や新人コンクール等への支援、海外の新進芸術家の招へいを実施。 優秀な新進芸術家に対し、公立文化会館などにおける発表の場を提供。 我が国の舞台芸術等の担い手への指導・助言のため、オーケストラ、オペラ、映画等の各分野における世界のトップクラスの指導者を海外から招へい。	33億4,448万円 19億8,059万円 11億3,748万円 2億264万円
(4) 芸術祭の開催	意欲的な公演の発表機会の提供、内外の優れた芸術作品を鑑賞する機会の提供を目的に、毎年秋に開催。	1億1,990万円
(5) 芸術家等の顕彰	文化勲章、文化功労者、日本芸術院賞、芸術選奨等。	—

※1 数字は13年度実績額である

※2 独立行政法人国立美術館運営費交付金で実施する

(1) 芸術創造活動の活性化支援

芸術創造活動の推進については、従来の支援施策を再構築して、平成14年度より新たに「文化芸術創造プラン（新世紀アーツプラン）」として、芸術創造活動の充実を図るため、舞台芸術、映画等に対する重点支援を開始し、世界水準の芸術家・芸術団体の養成を行っています。

舞台芸術、映画等に対する重点支援

トップレベルの舞台芸術公演・伝統芸能、映画製作等に対する重点支援や音楽、舞踊、演劇の国際フェスティバル、芸術による国際交流を推進し、世界水準の芸術家・芸術団体を養成する。

トップレベルの舞台芸術公演・伝統芸能、映画製作等への重点支援

トップレベルの芸術創造活動に対する重点支援。

① 芸術団体重点支援事業

トップレベルの現代舞台芸術（音楽、舞踊、演劇等）・伝統芸能（能楽、歌舞伎、文楽等）、大衆芸能、映画製作等に対する重点支援を実施。

② 芸術拠点形成事業

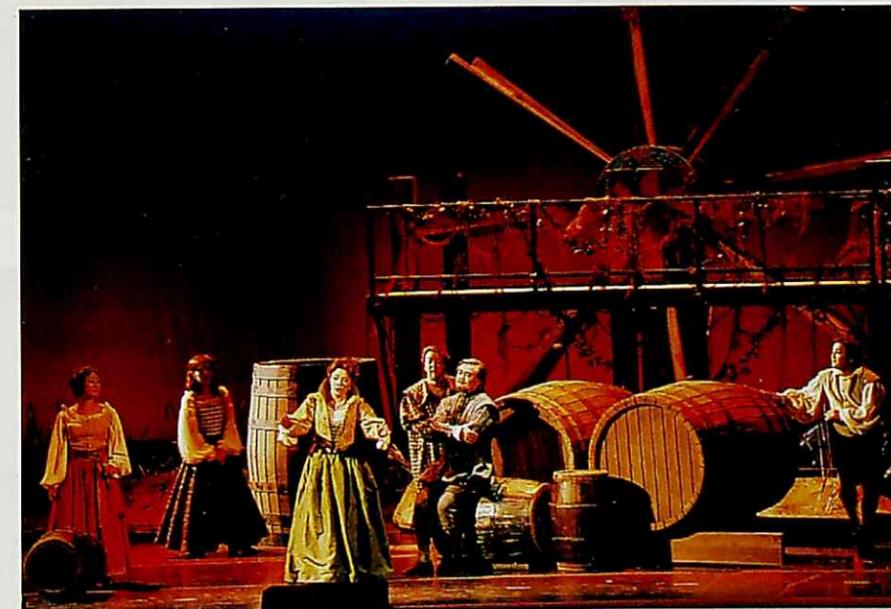
公立文化会館や劇場等における我が国の芸術拠点の形成につながる優れた自主企画・制作及び公演に対する重点支援を行う。

舞台芸術国際フェスティバルの開催

我が国において、世界的な芸術団体・芸術家の参加を得て、音楽、演劇、舞踊等の国際フェスティバルを開催。

国際芸術交流支援事業

二国間における芸術交流の推進、海外との優れたオペラ等の共同制作や、世界で開催される有名なフェスティバル等への参加を支援。



東京二期会オペラ公演「ファルスタッフ」写真提供：勸二期会オペラ振興会

②芸術文化振興基金

芸術文化振興基金（以下「基金」）は、政府の出資金と民間からの出えん金を原資として、安定的・継続的に多様な芸術文化活動に幅広く援助を行うため、平成2年3月末に設けられました。

現在、約642億円（国からの出資金530億円、民間からの出えん金約112億円）の運用益が多種多様な芸術文化活動への助成にあてられています。また、助成の充実のため、基金への寄付金も随時募っています。

なお、基金は、特殊法人日本芸術文化振興会が運用、助成対象活動の募集・決定・交付を行って

芸術文化振興基金
シンボルマーク



芸術を限らないパワーで、力強く未来に向かって育成する。このイメージをARTの頭文字のAと、無限大の記号というエレメントで構成したシンボルマークです。

色彩は新しい時代の知性と、深い伝統の心を温かいブルーで表現しました。

福田繁雄(グラフィック・デザイナー)作

います。日本芸術文化振興会はこのほか、国立劇場、新国立劇場等を設置し運営しています。

◆助成の対象となる活動

1 芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動 (1) 現代舞台芸術の公演、伝統芸能の公開その他の活動 (2) 美術の展示、映像芸術の創造その他の活動 (3) 先駆的又は実験的な公演、展示その他の活動
2 地域の文化の振興を目的として行う活動 (1) 文化会館、美術館その他の地域の文化施設において行う公演、展示その他の活動 (2) 伝統的建造物群、遺跡、民俗芸能その他の文化財を保存し、又は活用する活動
3 文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動 (1) アマチュア、青少年、婦人その他の団体が行う公演、展示その他の活動 (2) 文化財である工芸技術又は文化財保存技術の復活、伝承等文化財を保存する活動

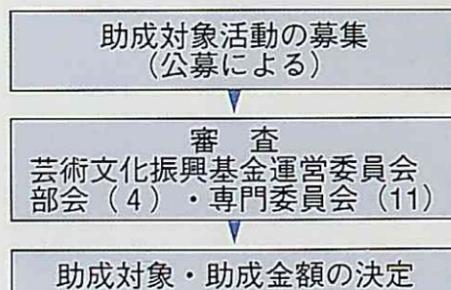
◆助成金交付状況

芸術文化振興基金による平成2年度から平成13年度までの助成金の交付実績は、9,116件、約239億円となっています。

(平成13年度交付状況)

助成対象分野	応募件数	交付件数	助成金交付額
○ 芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動	946件	309件	837百万円
○ 地域の文化の振興を目的として行う活動	308	225	191
○ 文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動	345	207	179
合計	1,599	741	1,207

◆募集及び審査の手続き

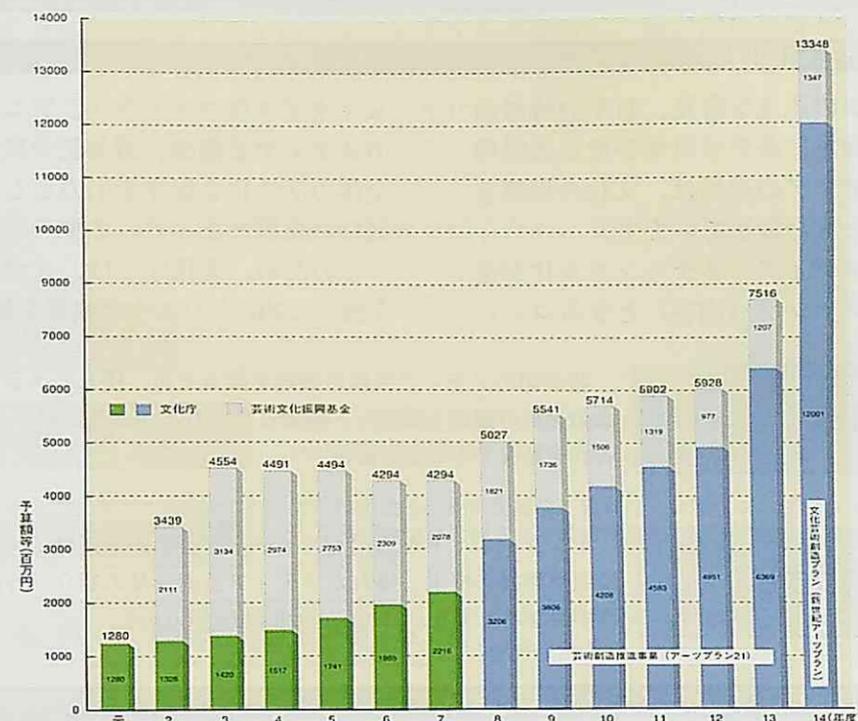


原則として毎年1回（活動実施年度の前年度中）に公募。募集案内で定める書類を日本芸術文化振興会に提出。

芸術文化振興基金による助成を適正に行うため、芸術文化に広くかつ高い識見を有する委員で構成する芸術文化振興基金運営委員会により、各分野の実情及び特性に応じた審査を行う。

※芸術文化振興基金の詳細については、下記までお問い合わせください。
問い合わせ先：日本芸術文化振興会 基金部
〒102-0092 東京都千代田区隼町4-1 TEL 03-3265-7411（代表）

◆芸術文化活動支援予算等の推移（図-12）



(注1) 平成7年度までの「文化庁」は、「民間芸術等振興費補助金」「日米舞台芸術交流事業」「優秀舞台芸術公演奨励」「舞台芸術高度化・発信事業」各事業の予算額の合計額。

(注2) 芸術創造推進事業(アーツプラン21)は、平成14年度から文化芸術創造プラン(新世紀アーツプラン)に名称変更。

(注3) 文化芸術創造プラン(新世紀アーツプラン)は、本来「世界に羽ばたく新進芸術家の養成」関係予算(P21)。「こどもの文化芸術体験活動の推進」関係予算(P31)を含むものであるが、前年度と比較しやすいように両者の予算額は除く。

(注4) 芸術文化振興基金は、助成額の実績。ただし、平成14年度は予算額。

「芸術創造特別支援」採択団体公演より



2001年文学座6月アトリエの会「ベンコンテスト」©小山秀司



新日本フィルハーモニー交響楽団公演 ©三浦興一



小島章司フラメンコ舞踊団公演 ©山廣康夫

(2) メディア芸術の振興

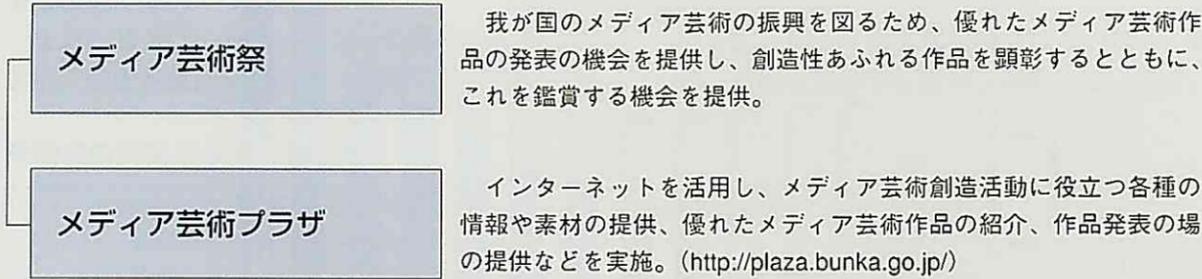
①新しいメディア芸術の振興

インターネットの急速な普及、DVD等の新しいメディアの登場、多チャンネル放送の展開など、マルチメディアの進展は、文化の振興普及に大きな変化をもたらしています。

このような多メディア・多チャンネル化が進む中で、そのコンテンツ（内容）となるコンピ

ュータ・グラフィックス、アニメーションなどのメディア芸術は、21世紀の我が国の芸術文化全体の活性化を促す牽引力として、その振興が緊急の課題となっています。

このため、文化庁では、メディア芸術の振興を図るため、次のような施策を展開しています。



平成13年度（第5回）文化庁メディア芸術祭

文化庁では、新しい表現技法を開拓した創造性あふれるメディア芸術作品の発表、顕彰の場として、また先端的なメディア芸術の鑑賞の場として、平成9年度から「文化庁メディア芸術祭」を開催しています。

平成13年度は合計1,053作品の応募があり、審査委員会を経て大賞5作品、優秀賞14作品が選ばれました。メディア芸術祭贈呈式と受賞作品の展示は、東京都写真美術館（東京・目黒区三田）で行われ、展示会場には、デジタルアート・インタラクティブ部門で大賞を受賞した「突き出す、流れる」や、各部門の受賞作品の展示、上映、シンポジウム及び協賛事業（「学生CGコンテスト受賞作品展」等）が行われました。



メディア芸術祭シンボルマーク
(澄川喜一氏（彫刻家）作)

平成13年度（第5回）文化庁メディア芸術祭 受賞作品

【デジタルアート【インタラクティブ】部門】

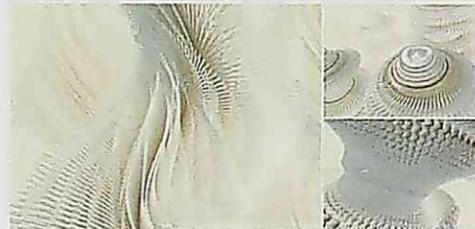


【大賞】突き出す、流れる
作者：児玉 幸子・竹野 美奈子



© Sachiko Kodama & Minako Takeno
(Photo: 高橋洋三)

【デジタルアート【ノンインタラクティブ】部門】



【大賞】安重
作者：大場 康夫

©2001 NAMCO LIMITED. ALL RIGHTS RESERVED

【マンガ部門】



【大賞】F氏の日常
作者：福山 庸治

©福山庸治、河出書房新社

【アニメーション部門】



【大賞】千と千尋の神隠し
作者：宮崎 駿

©2001 二馬力・TGNDTM

【大賞】千年女優
作者：今 敏

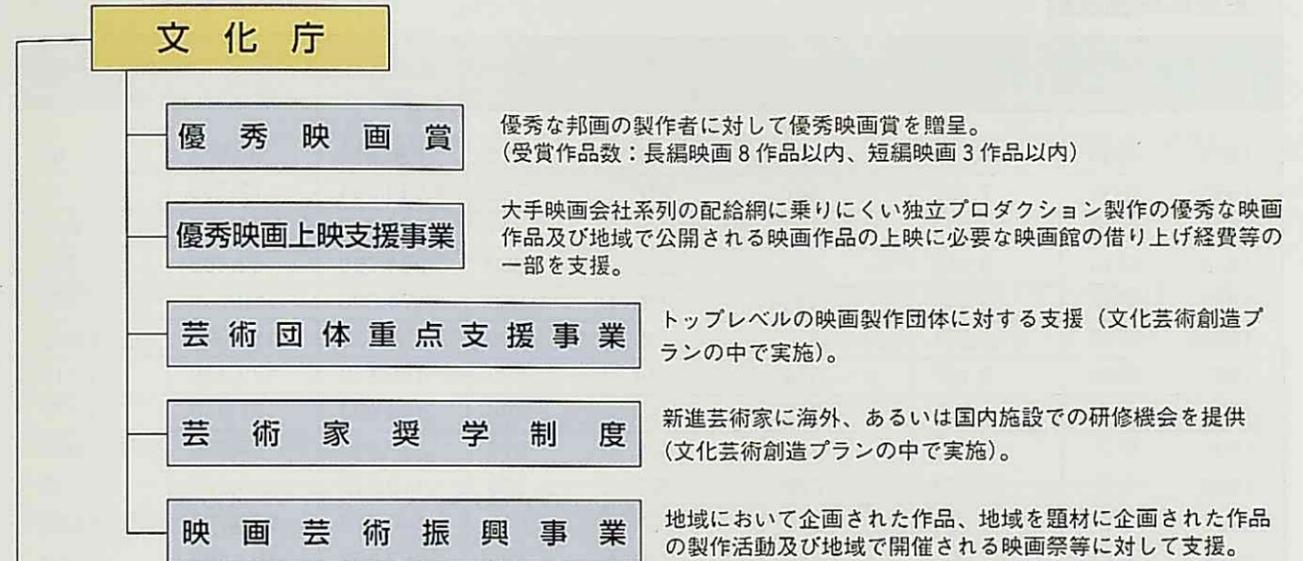


©2001 千年女優制作委員会

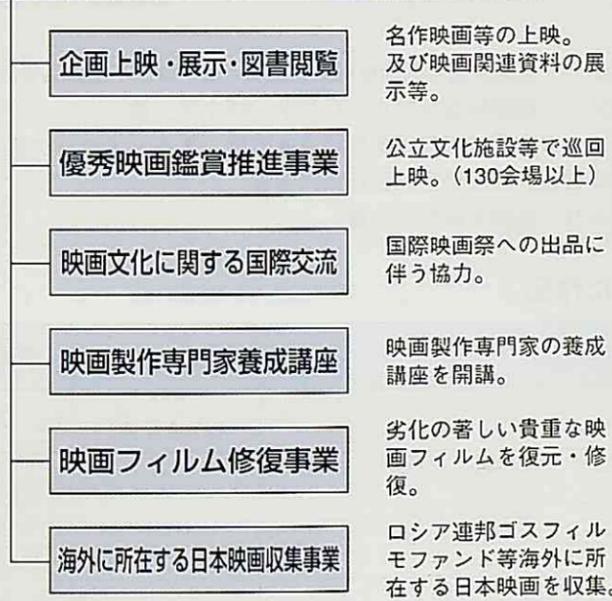
②映画芸術の振興

映画は、国民の身近な娯楽として生活の中に定着するとともに、総合的な芸術として重要な位置を占めてきました。しかしながら、現在の邦画界は、製作本数や鑑賞人口等は最盛期に比べると大きく減少しています。一方、多メディア・多チャンネル化の進展の中で、多様化する国民の需要に対応した多彩な映像ソフトの確保が課題となっており、その供給源として映画の果たす役割が大きくなっています。

このような状況の中で、我が国映画芸術の振興を図るため、文化庁では下記のような施策を実施しています。

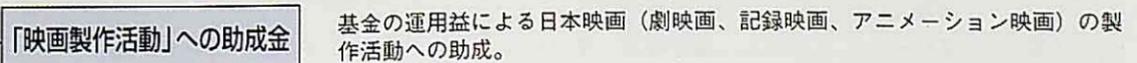


東京国立近代美術館フィルムセンター



東京国立近代美術館フィルムセンター

芸術文化振興基金 (特殊法人 日本芸術文化振興会)



○平成13年（2001年）の日本映画の現状

・映画館数	2,585館	(ピーク時 昭和35年 7,457館の35%)
・邦画封切本数	281本	(ピーク時 昭和35年 547本の51%)
・入場者数	1億6,328万人	(ピーク時 昭和33年 11億2,745万人の14%)
・興行収入	2,001億5,400万円	(ピーク時 昭和58年 1,863億円の107%)

○主要な映画統計

年	映画館数	封切本数			入場者数 (千人)	興行収入 (百万円)	平均料金(円)
		邦画	洋画	合計			
1955 昭30	5,184	423	193	616	868,912	54,657	63
1960 昭35	7,457	547	216	763	1,014,364	72,798	72
1965 昭40	4,649	487	264	751	372,676	75,506	203
1970 昭45	3,246	423	236	659	254,799	82,488	324
1975 昭50	2,443	333	225	558	174,020	130,750	751
1980 昭55	2,364	320	209	529	164,422	165,918	1,009
1985 昭60	2,137	319	264	583	155,130	173,438	1,118
1990 平2	1,836	239	465	704	146,000	171,910	1,177
1995 平7	1,776	289	321	610	127,040	157,865	1,243
1996 平8	1,828	278	320	598	119,575	148,870	1,245
1997 平9	1,884	278	333	611	140,719	177,197	1,259
1998 平10	1,993	249	306	555	153,102	193,499	1,264
1999 平11	2,221	270	298	568	144,762	182,835	1,263
2000 平12	2,524	282	362	644	135,390	170,862	1,262
2001 平13	2,585	281	349	630	163,280	200,154	1,226

(社) 日本映画製作者連盟資料による

○近年の映画祭で受賞した主な邦画作品

- 「火垂」 (監督:河瀬直美、2000年ロカルノ国際映画祭国際批評家連盟賞、ヨーロッパ国際芸術映画連盟賞)
- 「独立少年合唱団」 (監督:緒方明、2000年ベルリン国際映画祭アルフレート・バウアー賞)
- 「EUREKA」(ユリイカ) (監督:青山真治、2000年カンヌ国際映画祭国際批評家連盟賞、エキュメニク賞)
- 「回路」 (監督:黒沢清、2001年カンヌ国際映画祭国際批評家連盟賞)
- 「千と千尋の神隠し」 (監督:宮崎駿、2002年ベルリン国際映画祭金熊賞)

○平成13年の邦画作品で興行的に成功した作品

公開月	題名	興収 (単位:億円)	配給会社
7月	千と千尋の神隠し	300 (最終見込)	東宝
7月	劇場版 ポケットモンスター セレビィ 時を超えた遭遇/ピカチュウのドキドキかくれんぼ	39	東宝
12月	バトル・ロワイアル	31.1	東映
10月	陰陽師	30.1	東宝
3月	ドラえもん のび太と翼の勇者たち/がんばれ!ジャンアン/ドラミ&ドラえもんズ宇宙ランド危機イッパツ	30	東宝
3月	ONE PIECE/デジモン アドベンチャー-02 ジャンゴのダンスカーニバル	30	東映
4月	名探偵コナン 天国へのカウントダウン	29	東宝
11月	冷静と情熱のあいだ	27	東宝
5月	ホテル	23.3	東映
4月	クレヨンしんちゃん 嵐を呼ぶ モーレツ! オトナ帝国の逆襲	14.5	東宝

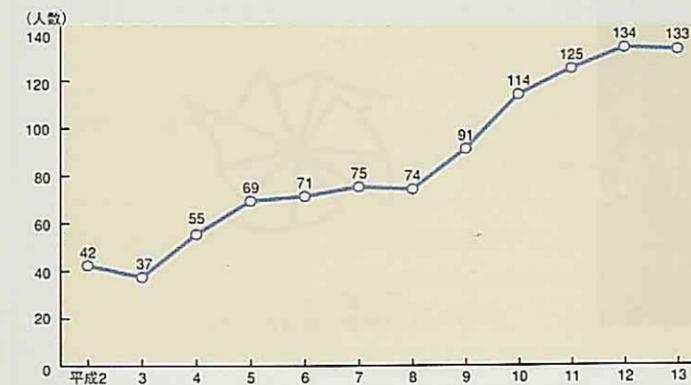
(社) 日本映画製作者連盟資料による

(3) 世界に羽ばたく新進芸術家の養成

文化庁では、平成14年度より新たに「文化芸術創造プラン(新世紀アーツプラン)」として、新進芸術家の海外留学や、国内研修への支援、発表機会の確保、トップアーティストによる特別指導事業を開始し、新進芸術家の養成を図っています。

制 度	内 容
世界に羽ばたく新進芸術家の養成 ①芸術家奨学制度 ア.新進芸術家海外留学制度	美術、音楽、舞踊、演劇等の各分野における新進芸術家の海外の大学や芸術団体、芸術家等への留学を支援することにより、実践的な研修の機会を提供。 1年派遣、2年派遣、3年派遣、特別研修(3ヶ月)の4種類があり、昭和42年から平成13年度末までは、「芸術家在外研修」事業として1,604名を派遣。
イ.新進芸術家国内研修制度	新進芸術家が美術、音楽、舞踊、演劇等の各分野について、国内の研修期間における実践的な研修の機会を提供。
ウ.海外芸術家招へい事業	美術、音楽、舞踊等の各分野において、海外の優秀な芸術家を我が国での研修機会の提供。
エ.芸術団体人材育成支援事業	統括団体が自主的に行う新進芸術家等に対する養成・研修事業や新人コンクール等の事業を支援。
②新進芸術家の発表機会の確保	発表の機会に恵まれない優秀な新進芸術家に対し、公立文化会館などにおける発表の場を提供。
③優秀指導者特別指導助成	オーケストラ、オペラ、映画等の各分野において、我が国の舞台芸術等の担い手に指導・助言を与えてもらうため、世界のトップクラスの指導者を海外から招へい。

◆芸術家在外研修派遣人数の推移(図-13)



〈芸術家在外研修のこれまでの派遣者の例〉

- 若杉 弘 (音楽:指揮 昭和42年度)
- 森下 洋子 (舞踊:バレエ 昭和50年度)
- 絹谷 浩二 (美術:洋画 昭和52年度)
- 佐藤しのぶ (音楽:声楽 昭和59年度)
- 野田 秀樹 (演劇:演出 平成4年度)
- 諏訪内晶子 (音楽:器楽 平成6年度)
- 野村 萬斎 (演劇:狂言師 平成6年度)
- 崔 洋一 (映画:監督 平成8年度)
- 鴻上 尚史 (演劇:演出 平成9年度)

アートマネージメント

文化施設の運営や芸術文化団体の活動、あるいは、芸術文化関係の催しをより効果的で大きな成果が上がるようにするための活動を称して「アートマネージメント」といいます。

その内容は極めて広い範囲にわたりますが、具体的には、企画制作、経理や組織管理等の管理関係の業務、広報活動やマーケティング等の業務が含まれます。

文化庁では、公立文化会館の管理運営担当職員を対象にしたアートマネージメント研修会等を行っています。

文化庁芸術家在外研修制度35周年記念
DOMANI・明日展2002
—文化庁芸術家在外研修の成果—



芸術家在外研修・
研修成果の発表
「DOMANI・
明日」展
(平成14年1月23
日~2月24日、安
田火災東郷青児美
術館)

(4) 芸術祭の開催

芸術祭は、広く一般に内外の優れた芸術作品を鑑賞する機会を提供するとともに、芸術の創造とその発展を図ることを目的に、昭和21年以来、毎年秋に開催されています。

平成13年度は、芸術祭オープニング「日中韓室内オーケストラの競演」を皮切りに、舞踊を主なテーマとして、バレエ「ロメオとジュリエット」、「舞の会－京阪の座敷舞－」やマチエラ

ータ野外オペラ及びボローニャ歌劇場の協力による芸術祭国際共同公演、オペラ「トゥーランドット」等の主催公演を実施しました。また、演劇、音楽、舞踊、演芸の4部門の参加公演や、テレビ、ラジオ、レコードの3部門の参加作品の中から優れた公演・作品に対して芸術祭大賞、芸術祭優秀賞、芸術祭新人賞及び芸術祭放送個人賞が贈られます。

平成13年度（第56回）芸術祭



芸術祭国際共同公演 オペラ「トゥーランドット」(新国立劇場)



バレエ「ロメオとジュリエット」(新国立劇場)
©瀬戸秀美



芸術祭シンボルマーク
(多田 美波氏 作)

〈平成13年度（第56回）芸術祭実施内容〉

○主催公演	芸術祭オープニング・国際音楽の日記念コンサート「日中韓室内オーケストラの競演」 芸術祭国際共同公演 オペラ「トゥーランドット」 バレエ「ロメオとジュリエット」 「舞の会－京阪の座敷舞－」等 計8公演
○参加公演	演劇、音楽、舞踊、演芸部門 計115公演 テレビ、ラジオ、レコード部門 計107作品
○協賛公演	演劇、音楽、舞踊、演芸部門 計36公演

(5) 芸術家等の顕彰

優れた業績を上げた芸術家等の功績をたたえるため、各種の顕彰制度が設けられています。

名称	内容等	発足年度
文化勲章	文化勲章は、文化の発展に関し勲績卓絶な者に対し文部科学大臣が文化功労者選考審査会の意見を聞いて行う推薦に基づき内閣が決定し、授与。 芸術分野では、美術、文芸、音楽、演劇等が対象。 文化勲章受章者は、原則として前年度までの文化功労者の中から選ばれる。	昭和12年度
文化功労者	文化功労者は、文化の向上発展に関し特に功績顕著な者に終身年金を支給し、これを顕彰するために設けられたもので、対象分野は文化勲章と同様。	昭和26年度
日本芸術院	芸術上の功績顕著な芸術家を優遇するための荣誉機関。 大正8年に帝国美術院として創設され、その後帝国芸術院に改組されるなどの拡充を経て、昭和22年に現在の名称となった。 現在、院長1名と美術、文芸、音楽・演劇・舞踊の各部門からの会員120名以内により構成。 また、会員以外の顕著な業績のある者に「恩賜賞」、「日本芸術院賞」を授与。	大正8年度
文化関係者文部科学大臣表彰	文化の各分野において優れた成果を示すとともに、教育的活動、国際交流、社会的貢献等に多大な功績を挙げた者に対し、文部科学大臣が表彰。	平成10年度
文化関係功労者顕彰	文化活動に優れた成果を示し、文化の振興に貢献した者について、文化庁長官が表彰し、又は感謝状を授与。	昭和61年度
地域文化功労者表彰	全国各地域において、芸術文化の振興、文化財の保護に尽力するなど地域文化の振興に功績のあった個人及び団体に対し、その功績をたたえ、文部科学大臣が表彰。	昭和58年度
芸術選奨	演劇、映画、音楽、舞踊、文学、美術、古典芸術、放送、大衆芸能、評論等の10部門において、その年に優れた業績をあげ、新生面を開いた者に、芸術選奨文部科学大臣賞及び芸術選奨文部科学大臣新人賞を贈呈。	昭和25年度
優秀映画賞	日本映画の質的向上と発展を図るため、優れた作品に文化庁長官が優秀映画賞を贈呈（平成10年度までは優秀映画作品賞）。	平成2年度
舞台芸術創作奨励賞	舞台芸術各分野において独創的な優れた舞台芸術創作作品を広く募り、優秀作品に、舞台芸術創作奨励賞を贈呈。	昭和53年度
優秀美術作品買上	美術作家の創作意欲を高めるため、新人作家等の絵画や彫刻等の優秀作品を買い上げ、文化庁主催地方巡回展で公開するほか、国立美術館において活用を図る。	昭和34年度

※この他、叙勲、褒章等の制度があります。

(6) 企業等による文化芸術活動への支援

企業等による文化活動への支援（メセナ活動）

近年、企業の社会貢献意識の高まりに加えて、経済の発展には文化の側面が不可欠との認識が強まっていることを背景に、自ら芸術文化事業を実施したり、芸術文化活動を支援するなど、メセナ活動を行う民間企業が増えてきています。

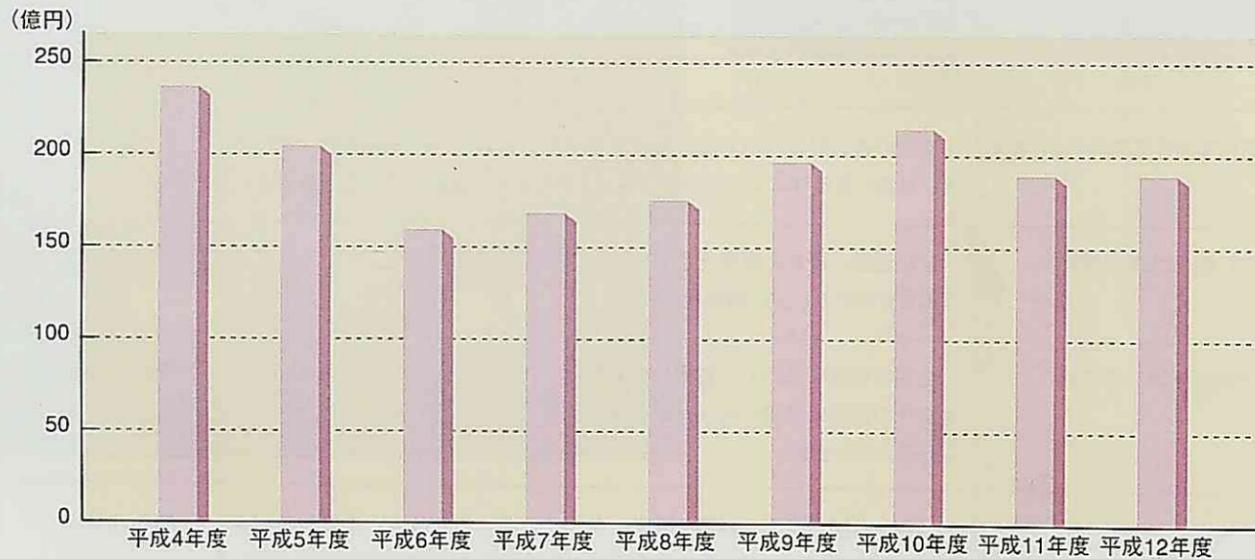
◆企業メセナの実施状況

年 度	実施企業数/回答企業数 (実施率)
平成4年度	250社/403社 (62.0%)
平成5年度	252社/376社 (67.0%)
平成6年度	265社/404社 (65.6%)
平成7年度	239社/358社 (66.8%)
平成8年度	230社/325社 (70.8%)
平成9年度	265社/436社 (60.8%)
平成10年度	266社/464社 (57.3%)
平成11年度	258社/445社 (58.0%)
平成12年度	347社/592社 (58.6%)

用語解説

〈メセナ (mécénat)〉
「芸術文化の保護・支援」を意味するフランス語で、古代ローマ時代、アウグストゥス帝の重臣で芸術を擁護したマエケナス (Maecenas) に由来する

◆メセナ活動費の総額 (図-14)



年 度	メセナ活動費の総額 (回答企業数：1社平均)
平成4年度	236億1,297万円 (186社：1億2,695万円)
平成5年度	204億6,983万円 (190社：1億744万円)
平成6年度	159億2,280万円 (211社：7,546万円)
平成7年度	168億1,771万円 (174社：9,665万円)
平成8年度	175億5,527万円 (176社：9,975万円)
平成9年度	196億8,807万円 (183社：1億759万円)
平成10年度	214億7,871万円 (210社：1億228万円)
平成11年度	183億2,865万円 (194社：9,448万円)
平成12年度	183億4,119万円 (265社：6,921万円)

〈資料〉(社)企業メセナ協議会「メセナレポート2001」

(社) 企業メセナ協議会

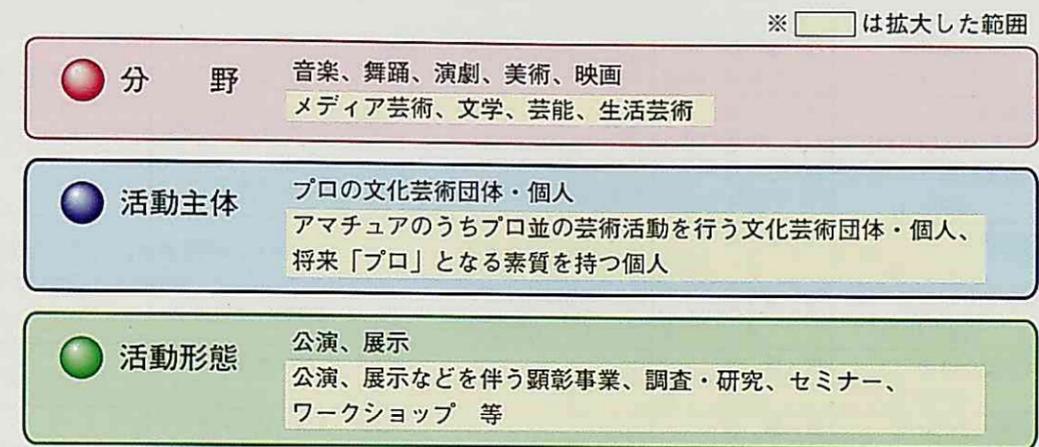
(会長・理事長：福原義春 (株)資生堂名誉会長)

企業のメセナ活動を支援するため、平成2年4月に設立されました。

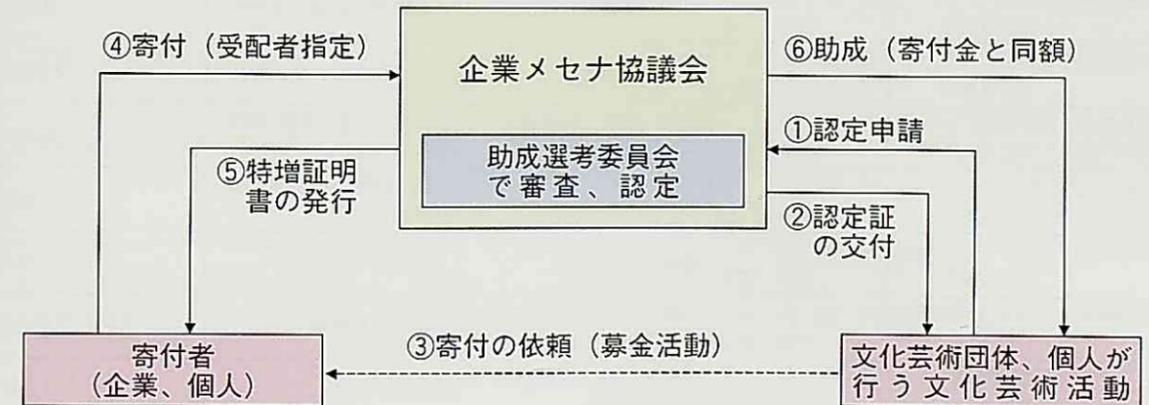
①芸術文化支援等に関する啓発・普及・顕彰、②芸術文化支援に関する情報の収集・配布・仲介、③芸術文化支援活動の調査・研究、④海外の同種の機関との情報交換・交流など多様な活動を展開しています。

平成6年2月には特定公益増進法人に認定され、同協議会が認定した芸術文化団体への個人や企業からの寄付金に所得控除等の税制上の優遇措置が適用されることとなりました。

また、平成14年度からは、税制改正要望の結果、所得控除等の税制上の優遇措置を受けられる活動の対象範囲を、次のように拡大しました。



企業メセナ協議会の助成認定事業



〈平成12年度実績〉

165件の芸術文化活動を認定し、これに対し879社(個人を含む)から総額5億3,305万円の寄付が同協議会を通じて行われました。

※助成認定事業に関する問い合わせ先：社団法人企業メセナ協議会

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-5-1 有楽町マリオンビル13階
TEL 03-3213-3397

民間企業が基本財産を出し、さまざまな芸術文化活動に対し助成を行う財団（助成型財団）が近年増えています。

これら相互の連携と国や関係機関との協力により助成事業の一層の充実を図るため、昭和63年に芸術文化助成財団協議会が設立されています。現在、23法人が加盟しています。

芸術文化助成財団協議会

名称（設立年月日）	代表者	主な助成分野	主な助成対象	平成12年度助成実績
(財) サントリー音楽財団 (S45.1.10)	理事長 堤 剛	音楽	公演、出版	685万円
(財) 日本交響楽振興財団 (S48.3.30)	会長 福原 義春	音楽（オーケストラ）	公演	演奏会開催による助成
(財) ソニー音楽芸術振興会 (S52.4.20)	理事長 大賀 典雄	音楽（クラシック）	公演	120万円 その他演奏会開催による助成
(財) 鹿島美術財団 (S57.11.16)	会長 鹿島 昭一	美術	調査研究、出版、国際交流	5,591万円
(財) 沖永文化振興財団 (S60.2.1)	理事長 沖永 荘一	地域文化（民俗芸能）	公演、保存伝習事業	320万円
(財) セゾン文化財団 (S62.7.13)	理事長 堤 清二	現代演劇、現代舞踊	舞台芸術団体運営、国際交流	11,781万円
(財) 三菱信託芸術文化財団 (S62.12.10)	理事長 林 宏	音楽（オーケストラ、オペラ）、作曲家団体	公演、音楽祭、海外公演	5,500万円
(財) アフィニス文化財団 (S63.3.31)	理事長 長岡 實	音楽（オーケストラ）	公演、音楽祭、音楽家養成海外派遣	6,940万円
(財) 三井住友海上文化財団 (S63.10.21)	理事長 松方 康	音楽、郷土芸能	公演、国際交流（アマチュア団体）	1,400万円 その他演奏会開催による助成
(財) アサヒビール芸術文化財団 (H1.3.31)	理事長 瀬戸 雄三	美術、音楽	展覧会、公演、留学生スカラーシップ	3,240万円
(財) 東洋信託文化財団 (H1.11.28)	理事長 増永 保夫	地域文化（音楽、演劇、伝統芸能、美術）	公演、展覧会	2,500万円
(財) 五島記念文化財団 (H2.3.16)	理事長 横田 二郎	美術、音楽（オペラ）	新人研修、公演（オペラ）	5,249万円
(財) 野村国際文化財団 (H2.5.22)	理事長 氏家 純一	音楽、美術等	音楽、展覧会、新人育成	23,532万円
(財) 花王芸術・科学財団 (H2.10.8)	理事長 後藤 卓也	美術、音楽、科学技術（平成9年度から）	展覧会、公演、芸術・科学技術の研究	5,881万円
(財) ロームミュージックファンデーション (H3.2.19)	理事長 佐藤研一郎	音楽	公演、国際交流、調査研究、奨学援助	8,063万円
(財) 安田生命クオリティオブライフ文化財団 (H3.6.10)	理事長 大島 雄次	音楽、伝統文化	人材育成	7,030万円
(財) 全国税理士共栄会文化財団 (H3.10.1)	理事長 今野 和郎	地域文化（舞台芸術、伝統芸能、伝統工芸技術）	公演、人材育成	950万円
(財) よんでん文化振興財団 (H3.10.1)	理事長 山本 博	四国地域の文化活動（美術、音楽）	展覧会、公演	1,091万円
(財) 朝日新聞文化財団 (H4.5.18)	理事長 箱島 信一	音楽、美術	公演、展覧会	2,368万円
(財) ユニオン造形文化財団 (H6.5.24)	理事長 立野 純三	空間造形デザイン	調査研究、国際交流、若手の在外研修	2,082万円
(財) ローランド芸術文化振興財団 (H6.9.19)	理事長 梯 郁太郎	電子芸術	電子技術を応用した芸術文化活動	825万円
(財) エネルギア文化・スポーツ財団 (H6.10.7)	理事長 多田 公照	中国地域の文化活動（美術、音楽、伝統文化、スポーツ）	公演、展示、保存・伝承、スポーツ振興	3,320万円
(財) 新日鐵文化財団 (H6.11.4)	理事長 千速 晃	音楽（洋楽、邦楽）	公演	1,660万円

III

地域における文化の振興

近年、心の豊さを求める国民の意識が高まるなか、人生にゆしみと潤いをもたらすものとして、文化に対する関心がますます高まっています。こうした機運を背景として、文化庁では優れた芸術文化に身近に接することができ、地域に根づいた芸術文化活動が活発に行われるようにするため、個性豊かな芸術文化の振興、文化の国際交流の促進、文化を支える人材の育成な

ど、地域における芸術文化の振興、蓄積や発信を促進しています。

さらに、文化は豊かな人間性を育むものであるとともに、人と人との心のつながりや相互に理解し、尊重しあう土壌を提供するものであることから、地域や学校教育の場において、子どもたちが優れた芸術文化や伝統文化に接し、文化活動に参加できるような機会を拡充します。

施策	概要	平成14年度予算額
(1) 地域における伝統文化の継承・発展、芸術文化活動の活性化支援 ①ふるさと文化再興事業 ②地域芸術文化活性化事業（文化のまちづくり事業）	地域において守り伝えられてきた、個性豊かな伝統文化の継承・発展を推進するための伝承者等の養成、用具等の整備、映像記録等の作成などの地域伝統文化伝承事業を支援 地域において文化のまちづくりを目的として、中・長期的計画のもとに実施される芸術文化活動を総合的に支援	17億9,018万円 6億9,852万円
(2) 芸術情報の発信拠点の整備 芸術情報プラザ	公立文化会館が自らの企画により優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供できるよう、芸術文化に関する情報提供や活動に対する指導助言を行うための芸術文化活動支援員の設置などを実施	1億9,418万円
(3) こどもの文化芸術体験活動の推進 ①本物の舞台芸術に触れる機会の確保 ②学校の文化活動の推進 ③文化体験プログラム支援事業	学校や公立文化会館などにおいて優秀な舞台芸術や伝統芸能に身近に触れる機会を提供 優れた活動を行っている芸術家や伝統芸能の保持者等を出身地域の学校等に派遣し、講話、実技披露等を行う 子どもたちが日常生活の中で、年間を通じて様々な文化に触れ、体験できるプログラムを作成・実施	39億1,404万円 18億9,990万円 1億5,079万円 18億6,335万円
(4) 国民の文化芸術活動への参加奨励 ①国民文化祭 ②全国高等学校総合文化祭	国民一般が行っている各種の文化活動を全国的な規模で一室に集め、相互に共演、交流、発表する場として都道府県との共催により開催 高等学校における芸術文化活動の振興に資することを目的として、高校生の文化活動の全国的な発表の場として、(社)全国高等学校文化連盟、都道府県との共催により開催	1億9,017万円 5,284万円 ※
(5) 芸術団体等の活動基盤の整備 芸術団体等の活動基盤整備事業	芸術団体の活動基盤の整備に対する支援を実施	4億3,404万円

※「学校の文化活動の推進」で計上。

(1)-① 地域における伝統文化の継承・発展の支援

昨今の過疎化、都市化、急速な少子化・高齢化の進行、生活様式の変化により、地域における個性豊かな祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の伝統文化は消滅の危機にさらされています。

このため、地域において守り伝えられてきた伝統文化の継承・発展を図り、一体的・総合的な保存・活用を進める必要があります。

「ふるさと文化再興事業」は、地域の伝統文化の継承・発展のためのマスタープランの策定及びこれに基づいて実施される、伝承者等の養成、用具等の整備、映像記録等の作成などの地域伝統文化伝承事業を支援し、地域の活性化を図る事業です。

『ふるさと文化再興事業』では、次のような事業を行います。

○地域伝統文化活性化マスタープラン（仮称）の研究・策定

文化庁は、都道府県に対し、地域の伝統文化の継承・発展のための総合的な取り組みに関する研究を委嘱します。都道府県は、「拠点地域」を選定し、当該地域における市町村や伝統文化保存団体と連携協力をし、「地域伝統文化活性化マスタープラン（仮称）」の研究・策定を行います。

○マスタープランに基づく地域伝統文化伝承事業等の支援

拠点地域における伝統文化保存団体等は、「マスタープラン」に基づき、伝統文化伝承のための発表会・体験学習の場の提供、伝承者の育成、祭りの用具の修理、映像記録の作成等の地域伝統文化伝承事業を実施します。

文化庁は、地域伝統文化伝承事業等を実施するために必要な経費を全額支援します。



「秩父祭の屋台行事」(埼玉県秩父市)



「下伊那のかけ踊」(長野県下伊那郡上村)

(1)-② 地域における芸術文化活動の活性化支援

「地域芸術文化活性化事業（文化のまちづくり事業）」は、文化的遺産、風土等を活かしながら、地域に根ざした特色ある芸術文化を創造するとともに、地域における文化活動の活性化を図ることによるまちづくりを総合的に支援し、地域文化の振興に資することを目的に実施します。

市町村等が中核となり、文化のまちづくりを目的として、舞台芸術、美術、生活文化等の文化活動を、中・長期的な見通し又は計画のもとに行われる、次のような事業を支援します。

- (1) 地域の歴史や伝承、伝統的芸能や文化財等を背景に地域の特色を活かし、地域に根ざした芸術文化を創造するもの
- (2) 事業の目的や目標が明確に設定され、活動が継続されるもの
- (3) 多数の地域住民の参加を得て行われ、地域文化の活性化を図ることが顕著と認められるもの

文化のまちづくり事業



「ハートストック栗東事業」
さくら子どもミュージカル「未来への約束」～栗の木の東の国で～
(滋賀県 栗太郡栗東町)



「但馬・丹波ふるさと文化のまちづくり事業」
わだやま少年少女オーケストラ
(兵庫県 朝来郡和田山町)

(2) 芸術情報の発信拠点の整備

全国的に調和のとれた芸術文化の発展を図るためには、各地域における人々の芸術文化への意識の高まりに応え、それぞれの地域の風土を活かした舞台芸術の創造を目指して、地域における芸術文化活動の活性化と定着化を計画的に進めるため「芸術情報プラザ」事業を実施します。

また、地方公共団体や公立文化施設に対して情報提供などを行うため、「地域文化情報システム」の整備を進めています。

芸術情報プラザ

公立文化会館が自らの企画で優れた舞台芸術を提供できるよう、公立文化会館に対し芸術文化に関する情報等の提供や指導助言を行う芸術文化活動支援員の設置、アートマネージメント（芸術文化活動の企画、制作、広報など）に関する職員の資質の向上のための研修などを実施しています。

芸術情報プラザの主な事業内容



①芸術文化情報提供事業
芸術家・芸術団体の各種公演に関する情報資料や各地域の文化事業・文化活動等に関する情報を収集し展示するとともに、公立文化会館に提供する。



②アートフェア（舞台芸術見本市）の開催
公立文化会館関係者に対し、各舞台芸術ジャンルに関する理解を深めるためのビデオを制作するとともに、舞台芸術団体による直接的な情報提供を行う。



③マッチング事業（アドバイザーによる指導助言）
自主事業の企画とそれにふさわしい公演を行える芸術家・芸術団体を専門的知識を持つアドバイザーにより結びつけるなど、自主事業の円滑かつ効率的な運営のためのアドバイスをを行う。



④芸術文化活動支援要員の設置
芸術文化活動の企画、芸術監督等の専門家を派遣し、創造活動を支援する。



⑤アートマネージメント研修事業（中央研修・ブロック別研修の開催（7ブロック））
管理運営等の職員を対象に、アートマネージメントに関する研修を実施する。



⑥技術職員研修事業（中央研修・ブロック別研修の開催（7ブロック））
技術職員を対象として、舞台技術に必要な知識、技術に関する研修を行う。

芸術情報プラザは社団法人全国公立文化施設協会内に設置されています
〒163-1469 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー11F（私書箱2572）
TEL 03-5353-0321 FAX 03-5353-0322 開設時間 AM10:00～PM4:00（土・日・祝日は休業）
<http://www.zenkoubun.jp/>

地域文化情報システム

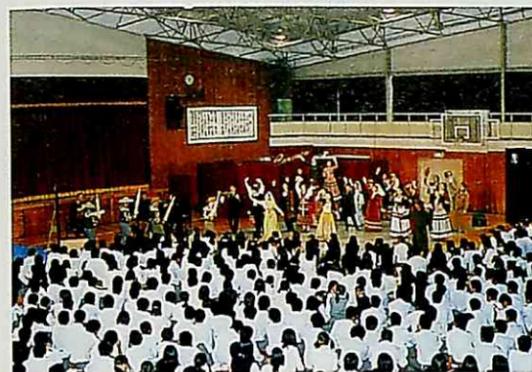
地方公共団体や公立文化施設が文化に関する施策の立案や公演事業を企画するために必要な情報を提供するとともに、芸術団体と公立文化会館の相互で芸術文化情報の交流を促進するため、「地域文化情報システム」の整備を進めています。

本システムは、平成12年度からインターネットによる「地域文化情報ネット」として開設しており、広く一般の方でも閲覧できるようになっています。

地域文化情報ネットアドレス <http://chiiki.bunka.go.jp/>
概念図については61頁に掲載しています。

(3) こどもの文化芸術体験活動の推進

子どもたちが、本物の文化芸術に直に触れ、創造活動に参加することにより、多くの感動体験を得、感受性豊かな人間としての育成を図るために、平成14年度から新たに「本物の舞台芸術に触れる機会の確保」「学校の文化活動の推進」「文化体験プログラム支援事業」を『こどもの文化芸術体験活動の推進』（文化芸術創造プラン）として実施します。



音楽劇公演 藤原歌劇団



オーケストラ公演 東京フィルハーモニー交響楽団

本物の舞台芸術に触れる機会の確保

子どもたちが、優れた舞台芸術を鑑賞し、芸術文化団体等による実演指導、ワークショップやこれらの団体等との共演に参加し、本物の舞台芸術に身近に触れる機会の提供を行います。

「本物の舞台芸術に触れる機会の確保」では、次のような事業を行います。

- 小・中・高等学校の体育館で実施する事業
【平成13年度は「芸術文化ふれあい教室」として実施】
- ◇優れた舞台芸術の公演
舞台芸術の鑑賞と芸術文化団体と児童・生徒の共演を実施
公演種目：合唱、オーケストラ、邦楽、音楽劇、演劇、舞踊、文楽
- ◇芸術文化団体によるワークショップ
公演の開催にあたって、事前に専門家による共演のための実演指導や鑑賞指導を実施
- 公立文化施設で実施する事業
【平成13年度は「芸術文化総合体験事業」として実施】
- ◇優れた舞台芸術の公演
舞台芸術の鑑賞
公演種目：歌舞伎、能楽、文楽、演劇、音楽劇、オーケストラ、合唱、オペラ、洋舞、邦舞
- ◇芸術文化団体によるワークショップ
公演にあわせて専門家による鑑賞指導などのワークショップを実施
- ◇バックステージツアー等の開催
公演にあわせて日頃接することのない公演の舞台裏の見学などを実施
(平成13年度の「芸術文化ふれあい教室」と「芸術文化総合体験事業」を発展・拡充)

学校の文化活動の推進

非常に優れた活動を行っている芸術家や伝統芸能の保持者等を出身地域の学校等に派遣し、優れた技の披露や、文化活動のすばらしさ、地域の誇りなどについての講話を通して、子どもたちの芸術への関心を高めます。また、子どもたちに文化部活動の成果発表の舞台を提供することによって、目的意識を持ち文化部活動に参

加することができるようにします。
【平成13年度実施しました「文化部活動指導者派遣事業」は、平成13年度第1次補正予算で創設された「緊急地域雇用創出特別交付金」（厚生労働省）の推奨事業として、各都道府県において実施することが可能になりました。】

「学校の文化活動の推進」では、次のような事業を行います。

○学校派遣講演

- ◇派遣者：芸術家・伝統芸能の保持者等
- ◇対象：小・中・高等学校の生徒
- ◇具体的内容：講演、実技披露等

○指導者指導

- ◇指導者：芸術家・伝統芸能の保持者等
- ◇対象：学校の文化部活動の指導を行う担当教員
- ◇具体的内容：講演・実技披露等

○文化部活動の発表機会の充実

- ◇全国高等学校総合文化祭
- ◇全国高等学校総合文化祭優秀校公演

文化体験プログラム支援事業

子どもたちが日常の生活圏の中で、年間を通じて多種多様な文化に触れ、体験できる機会を提供することは、豊かな感性を引き出し心豊かな教育の再興に資するものです。このため、各市町村が年間を通じて、子どもたちに気軽に多種多様な文化に直にふれあい体験を提供できるプログラムを作成し、モデル事業として実施することを支援します。（全国60モデル地域）

○プログラム例

- ◇芸術文化、伝統芸能、文化財に直接触れたり、ワークショップに参加する事業
- ◇国宝、重要文化財、埋蔵文化財や地域の風土・歴史に直接触れる事業
- ◇天然記念物の保護を通じ、自然環境の伝承・保全を子どもたちが認識する野外観察

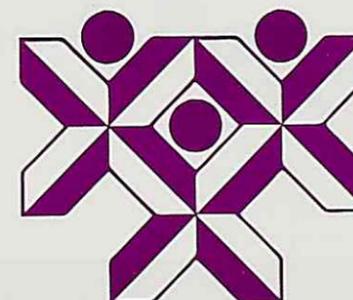
(4) 国民の芸術文化活動への参加の奨励

国民文化祭

国民文化祭は、アマチュアを中心とした国民一般の各種文化活動を全国規模で発表すること等により、文化活動への参加意欲に応えるとともに、その水準を高めるために開催している国民の文化の祭典です。

主な内容

〈主催事業〉文化庁、開催地都道府県・市町村、文化団体等の共催によるもの。	
総合フェスティバル	アマチュア文化活動の新たな発展の方向性を示すオープニングフェスティバル等を実施。
シンポジウム	アマチュア文化活動、地域文化活動等を含めた日本文化の動向について、様々な側面からテーマを設定して行う基調講演やパネルディスカッションなど。
分野別フェスティバル	民俗芸能、民謡、オーケストラ、合唱、吹奏楽、演劇、文芸、美術、舞踊、邦楽、生活文化等の分野ごとに、県から推薦された団体等を中心として行う公演、展示会など。
〈協賛事業〉国民文化祭の趣旨に賛同して、全国の地方公共団体や文化関係団体等の主催により開催される。各種公演事業やコンクール、フェスティバル、展示など。	



国民文化祭シンボルマーク（福田繁雄 作）



第25回全国高等学校総合文化祭福岡大会 総合開会式

全国高等学校総合文化祭

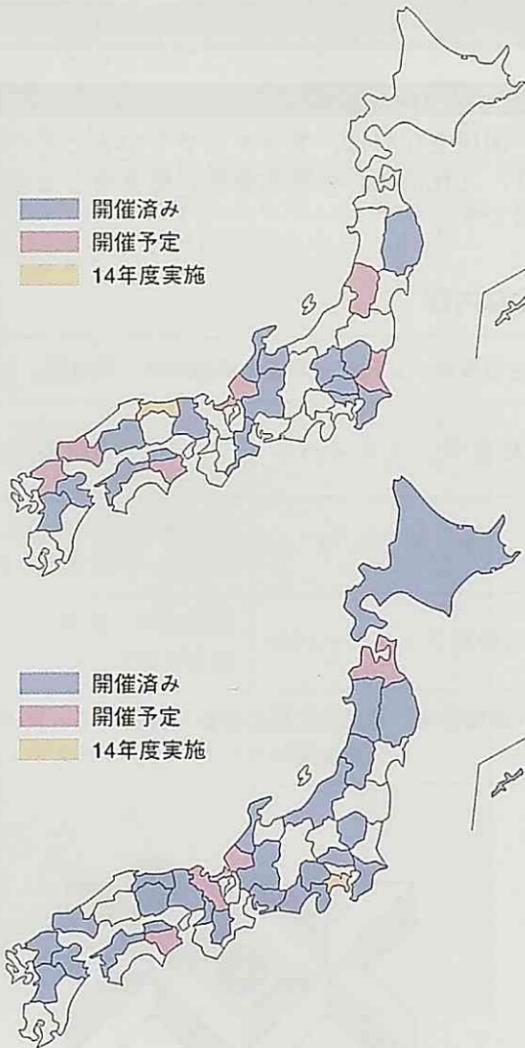
高校生の芸術文化活動の向上充実と相互の交流を深めることをねらいとして、日頃の文化活動の成果を発表する高校生の文化の祭典です。

主な内容

総合開会式	式典、交歓会など。
パレード	マーチングバンド・バトントワリング部門参加校を中心とする全国高校生等によるパレードなど。
開催部門	演劇、合唱、吹奏楽、器楽、管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド・バトントワリング、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸等。

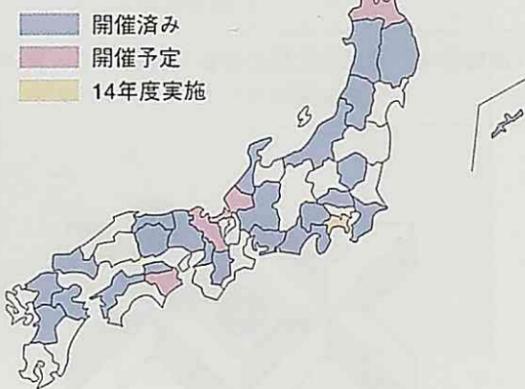
国民文化祭 開催都道府県及び開催予定県

回(年度)	都道府県名	回(年度)	都道府県名	回(年度)	都道府県名
1回(S61)	東京	9回(H6)	三重	17回(H14)	鳥取
2回(S62)	熊本	10回(H7)	栃木	18回(H15)	山形
3回(S63)	兵庫	11回(H8)	富山	19回(H16)	福岡
4回(H1)	埼玉	12回(H9)	香川	20回(H17)	福井
5回(H2)	愛媛	13回(H10)	大分	21回(H18)	山口
6回(H3)	千葉	14回(H11)	岐阜	22回(H19)	徳島
7回(H4)	石川	15回(H12)	広島	23回(H20)	茨城
8回(H5)	岩手	16回(H13)	群馬		



全国高等学校総合文化祭 開催都道府県及び開催予定県

回(年度)	都道府県名	回(年度)	都道府県名	回(年度)	都道府県名
1回(S52)	千葉	11回(S62)	愛知	21回(H9)	奈良
2回(S53)	兵庫	12回(S63)	熊本	22回(H10)	鳥取
3回(S54)	大分	13回(H1)	岡山	23回(H11)	山形
4回(S55)	石川	14回(H2)	山梨	24回(H12)	静岡
5回(S56)	秋田	15回(H3)	香川	25回(H13)	福岡
6回(S57)	栃木	16回(H4)	沖縄	26回(H14)	神奈川
7回(S58)	山口	17回(H5)	埼玉	27回(H15)	福井
8回(S59)	岐阜	18回(H6)	愛媛	28回(H16)	徳島
9回(S60)	岩手	19回(H7)	新潟	29回(H17)	青森
10回(S61)	大阪	20回(H8)	北海道	30回(H18)	京都



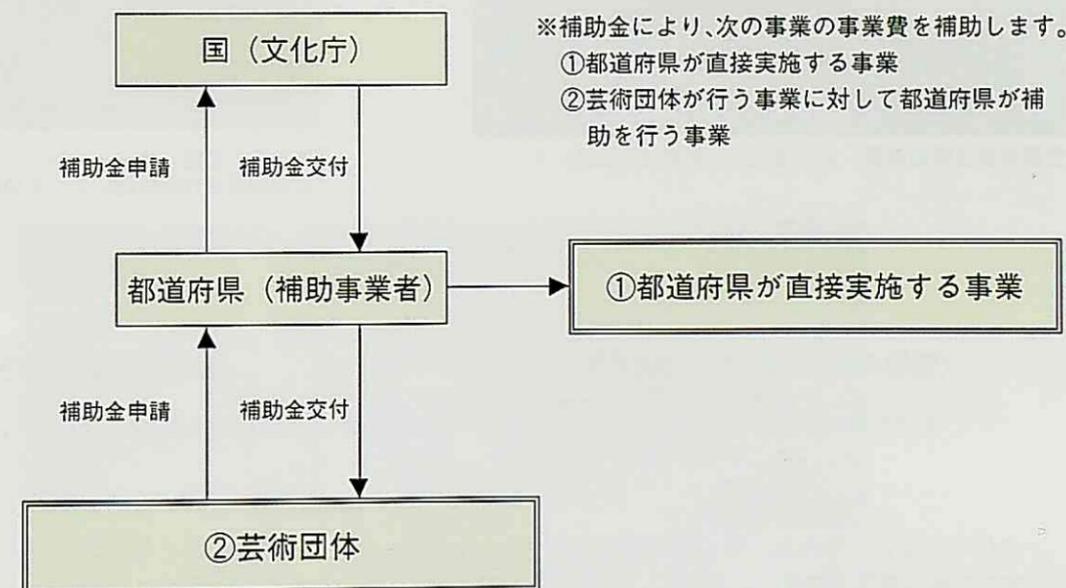
(5) 芸術団体等の活動基盤の整備

芸術団体の活動基盤の整備に対する支援を行うため、都道府県に補助金を交付する『芸術団体等の活動基盤整備事業』を実施します。

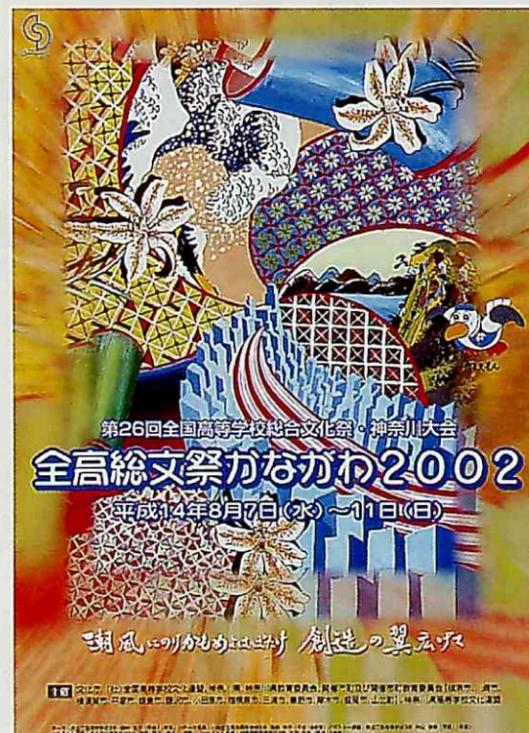
『芸術団体等の活動基盤整備事業』では、次のような事業を支援します。

- ①芸術団体の創造活動の向上
 - ・芸術団体がより水準の高い公演を行うための外部の指揮者・演出家・演奏家等の招へいなど
- ②資料整備
 - ・オーケストラの楽譜や楽器、舞台芸術に関する資料の整備など
- ③練習拠点の確保
 - 芸術団体の練習場、稽古場の借料など

◆ [補助金の概要]



第17回国民文化祭・とっとり2002
(平成14年10月12日～11月4日、鳥取県)



第26回全国高等学校総合文化祭
(平成14年8月7日～8月11日、神奈川県)

(6) 美術館・歴史博物館の振興

登録美術品制度

近年、我が国では美術に対する人々の関心が高まり、美術館が増加するとともに、美術館を訪れる人の数も増加しています。しかし、国内には優れた美術品が数多く存在すると思われませんが、それらがすべて美術館において一般に公開されているわけではなく、必ずしも十分に活用されないままになっていると考えられます。

このような状況を踏まえ、平成10年12月に施

行された「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づき、登録美術品制度が発足しました。本制度は、個人や法人が所有する優れた美術品を登録して、美術館で公開することにより、国民が優れた美術品を鑑賞する機会を拡大することを目的としています。これまで15点の美術品が登録され（平成14年5月末現在）、それぞれ美術館で公開されています。

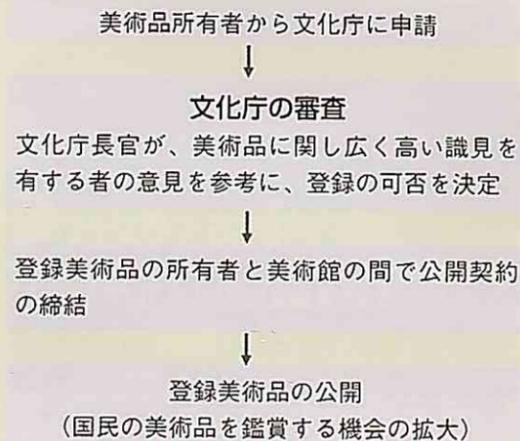


登録美術品陳列風景 東京国立近代美術館常設展にて



「若き日の仏陀」オディロン・ルドン作 絵画
(京都国立近代美術館において公開)

〈登録美術品公開までの流れ〉



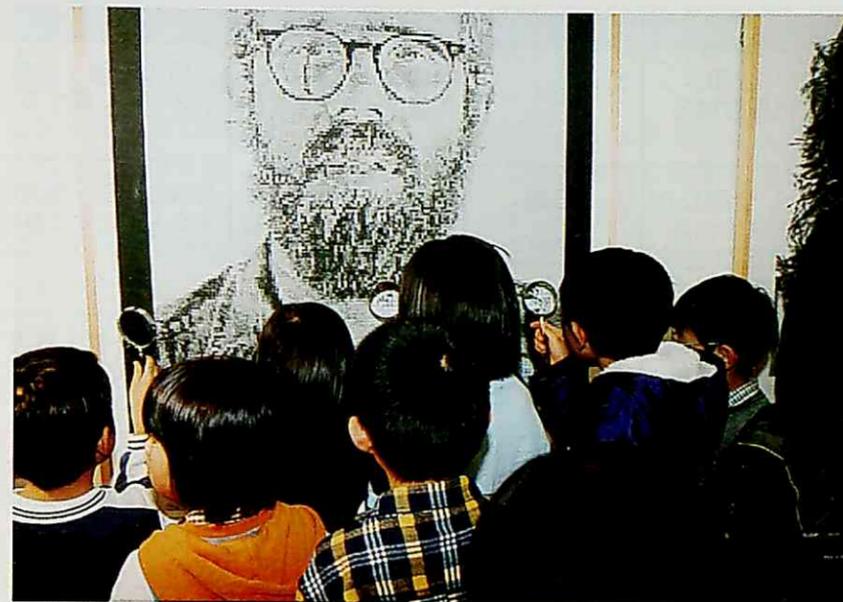
〈登録美術品の特色〉

- 登録されても所有権は移転しない。
- 美術館において専門家の手により安全かつ適切に管理され、5年以上にわたって計画的に公開される。
- 相続税を納税する際、登録美術品による物納を希望する場合は、一般の美術品に比べて物納することが容易になっている。
(相続税の物納の特例措置)

芸術鑑賞機会の充実

●美術作品の巡回展・企画展推進事業

地域の美術館・歴史博物館が主催する美術品等の巡回展、企画展、講演会、シンポジウム等の事業を支援しています。



平成13年度 富山県立近代美術館



同上 ワークショップ風景

(7) 芸術文化活動を支える人材の育成

文化会館の職員や美術館・博物館の学芸員など芸術文化に携わる職員の資質能力の向上を図るため、次のような研修を行っています。

研修名	主催者	期間	対象・人数	内容
全国公立文化施設アートマネジメント研修会	(社) 全国公立文化施設協会	3日間	全国の公立文化会館の管理運営担当職員	公演の企画・運営等アートマネジメントに関する研修
ブロック別公立文化施設アートマネジメント研修会	(社) 全国公立文化施設協会 各地区公立文化施設協議会	2~3日間	各ブロックの公立文化会館に勤務する経験年数3年未満の管理運営担当職員	公演の企画・運営等アートマネジメントに関する基礎的研修
全国公立文化施設技術職員研修会	(社) 全国公立文化施設協会	3日間	全国の公立文化会館に勤務する舞台技術担当の中堅職員	照明、音響、舞台機構等舞台技術に関する研修
ブロック別公立文化施設技術職員研修会	(社) 全国公立文化施設協会 各地区公立文化施設協議会	2~3日間	各ブロックの公立文化会館に勤務する経験年数3年未満の舞台技術担当職員	照明、音響、舞台機構等舞台技術に関する基礎的研修
キュレーター実務研修	独立行政法人国立博物館・独立行政法人国立美術館	2ヶ月以上	公私立博物館、美術館の人文系の学芸担当職員等で、勤務経験が原則として5年以上の者	独立行政法人国立美術館・国立博物館・文化財研究所、大学の協力により、公私立博物館・美術館の学芸担当職員の資質を向上し、専門性を高めるための研修
文化庁キュレーター中級研修	文化庁	5日間×2	公私立博物館、美術館の学芸員等	
美術館等運営研究協議会	文化庁	2日間	公私立美術館・歴史博物館の管理・運営・利用に関係する者	美術館・歴史博物館の運営に関する研究協議会
歴史民俗資料館等専門職員研修	文化庁 国立歴史民俗博物館	5日間×2	歴史民俗資料館・博物館等の専門職員で実務経験5年未満の者 50名程度	歴史資料、考古資料、民俗資料等の調査、収集、保存、公開等に関する必要な専門的知識、技能の研修
指定文化財(美術工芸品)企画・展示セミナー	文化庁	5日間×2	指定文化財(美術工芸品)を公開する博物館等の学芸担当者 50名程度	有形文化財(美術工芸品)の公開に関わる専門的知識、技能の研修
博物館・美術館等保存担当学芸員研修	東京文化財研究所	10日間	国公立博物館、美術館等の学芸員で保存部門の担当者 20名程度	文化財保存に関する基礎的な知識及び技術についての講義・実習
埋蔵文化財発掘技術者研修	奈良文化財研究所	研修・課程ごとにそれぞれ異なる	地方公共団体の埋蔵文化財担当職員等 計320名程度	埋蔵文化財の発掘調査に必要な一般及び専門知識と技術に関する研修

IV 文化財の保存と活用

文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためにはなくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎となるものであり、このような国民的財産である文化財の適切な保存・活用を図ることは大変重要なことです。

このため、国は、文化財保護法に基づき、文化財のうち重要なものを指定・選定し、現状変更、修理、輸出などに一定の制限を課す一方、有形の文化財(美術工芸品、建造物、民俗資料)

については保存修理、防災、買上げ等により、また、無形の文化財(芸能、工芸技術、風俗慣習、民俗芸能)については伝承者養成や記録作成等に対して助成するなど、保存と活用のために必要な様々な措置を講じています。

また、平成8年度には、文化財保護制度を一層充実させるため、文化財保護法を改正し、従来の指定制度に加え、新たに文化財登録制度を導入しました。



国宝「慶長遣欧使節関係資料」のうち「支倉常長像」仙台市博物館保管



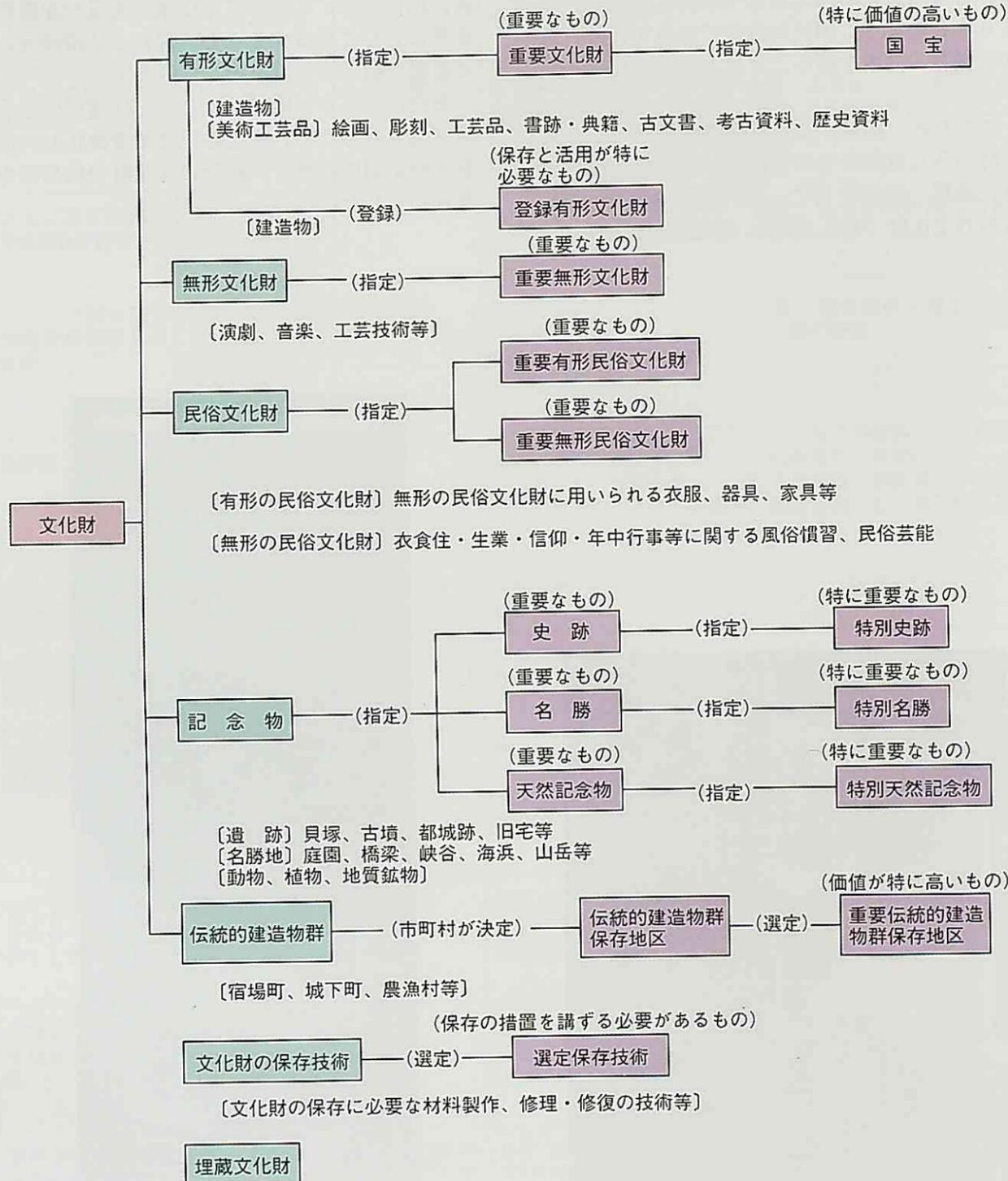
国宝「紺紙著色金光明最勝王経金字宝塔曼荼羅図」宗教法人大長寿院

(1) 文化財の保護の仕組み

文化財保護の体系

文化財の指定・選定及び登録は、文部科学大臣が文化審議会に諮問し、その答申を受けて行うこととなっています。文化財等を種類ごとに整理すると次のようになります。

◆文化財の体系図 (図-15)



◆文化財の指定等件数

(平成14年2月1日現在)

指	重要文化財 (美術工芸品) (建造物)	12,248 10,036 2,212	国 宝 (美術工芸品) (建造物)	1,059 850 209
	史跡名勝天然記念物 (史 跡) (名 勝) (天然記念物)	2,644 1,445 278 921	特別史跡名勝天然記念物 (史 跡) (名 勝) (天然記念物)	161 60 29 72
定	重要有形民俗文化財	196		
	重要無形民俗文化財	213		
選	重要無形文化財 (芸 能) (工芸技術)	(各個認定) 37件 (52人) 44件 (54人 [53])	(各個認定) 11件 (総合認定) 13件 (保持団体認定)	
	重要伝統的建造物群 保存地区	60地区		
定	選定保存技術	(個人) 43件 (46人)	(保存団体) 16件18団体 (16)	
登録	登録有形文化財	2,547		

※選定保存技術の保存団体には重複認定があり、()内の数は実団体数を示す。
※重要無形文化財(工芸技術)には2分野の重要無形文化財の保持者に認定されている者がおり、[]内の数は実人数を示す。

◆重要無形文化財の保持者

(平成14年2月1日現在)

種 類	個 人		団 体		
	個	人	件	団体	
芸 能	雅能	0件	0人	1件	1団体
	文	7	10	1	1
	歌	3	6	1	1
	舞	5	7	1	1
	組	0	0	1	1
	音	19	24	6	6
	舞演	2	3	0	0
	1	2	0	0	
小 計	37	52	11	11	
工 芸 技 術	陶	13件	13人	3件	3団体
	染	14	17(16)	6	6
	漆	5	6	1	1
	金	6	8	0	0
	木	2	6	0	0
	人	1	1	0	0
	撥	1	1	0	0
手	2	2	3	3	
漣和紙					
小 計	44	54(53)	13	13	
合 計	81	106	24件	24団体	

(注1) 無形文化財のうち重要なものが重要無形文化財に指定され、これらの技を高度に体現しているものが保持者又は保持団体に認定されている。このうち個人の保持者は「人間国宝」と一般的に呼ばれている。
(注2) 重要無形文化財(工芸技術)には2分野の重要無形文化財の保持者に認定されている者がおり、()内の人数は実人数を示す。

(平成14年2月1日現在)

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1 函館市元町末広町 (港町 北海道) | 31 美山町北 (山村集落 京都) |
| 2 弘前市仲町 (武家町 青森) | 32 富田林市富田林 (寺内町 大阪) |
| 3 金ヶ崎町城内諏訪小路 (武家町 岩手) | 33 神戸市北野町山本通 (港町 兵庫) |
| 4 角館町角館 (武家町 秋田) | 34 橿原市今井町 (寺内町 奈良) |
| 5 下郷町大内宿 (宿場町 福島) | 35 倉吉市打吹玉川 (商家町 鳥取) |
| 6 川越市川越 (商家町 埼玉) | 36 大田市大森銀山 (鉦山町 島根) |
| 7 佐原市佐原 (商家町 千葉) | 37 倉敷市倉敷川畔 (商家町 岡山) |
| 8 小木町宿根木 (港町 新潟) | 38 成羽町吹屋 (鉦山町 岡山) |
| 9 高岡市山町筋 (商家町 富山) | 39 竹原市竹原地区 (製塩町 広島) |
| 10 平村相倉 (山村集落 富山) | 40 豊町御手洗 (港町 広島) |
| 11 上平村菅沼 (山村集落 富山) | 41 萩市堀内地区 (武家町 山口) |
| 12 金沢市東山ひがし (茶屋町 石川) | 42 萩市平安古地区 (武家町 山口) |
| 13 上中町熊川宿 (宿場町 福井) | 43 萩市浜崎 (港町 山口) |
| 14 早川町赤沢 (講中宿 山梨) | 44 柳井市古市金屋 (商家町 山口) |
| 15 東部町海野宿 (宿場町 長野) | 45 脇町南町 (商家町 徳島) |
| 16 南木曾町妻籠宿 (宿場町 長野) | 46 丸亀市塩飽本島町笠島 (港町 香川) |
| 17 楯川村奈良井 (宿場町 長野) | 47 内子町八日市護国 (製塩町 愛媛) |
| 18 白馬村青鬼 (山村集落 長野) | 48 室戸市吉良川町 (在郷町 高知) |
| 19 高山市三町 (商家町 岐阜) | 49 甘木市秋月 (城下町 福岡) |
| 20 美濃市美濃町 (商家町 岐阜) | 50 吉井町筑後吉井 (在郷町 福岡) |
| 21 岩村町岩村本通り (商家町 岐阜) | 51 有田町有田内山 (製磁町 佐賀) |
| 22 白川村荻町 (山村集落 岐阜) | 52 長崎市東山手 (港町 長崎) |
| 23 関町関宿 (宿場町 三重) | 53 長崎市南山手 (港町 長崎) |
| 24 大津市坂本 (門前町 滋賀) | 54 日南市飴肥 (武家町 宮崎) |
| 25 近江八幡市八幡 (商家町 滋賀) | 55 日向市美々津 (港町 宮崎) |
| 26 五個荘町金堂 (農村集落 滋賀) | 56 椎葉村十根川 (山村集落 宮崎) |
| 27 京都市上賀茂 (社家町 京都) | 57 出水市出水麓 (武家町 鹿児島) |
| 28 京都市産寧坂 (門前町 京都) | 58 知覧町知覧 (武家町 鹿児島) |
| 29 京都市祇園新橋 (茶屋町 京都) | 59 竹富町竹富島 (農村集落 沖縄) |
| 30 京都市嵯峨鳥居本 (門前町 京都) | 60 渡名喜村渡名喜島 (農村集落 沖縄) |



(2) 文化財登録制度

近年、近代を中心とした多様かつ大量の文化財について、その歴史的重要性の認識が高まるとともに、開発の進展、生活様式の変化等により、これらの文化財が社会的評価を受ける間もなく、消滅の危機にさらされている状況にあります。

このため、平成8年6月に文化財保護法の一部を改正し、国及び地方公共団体の文化財

指定制度を補完する制度として、届出制と指導・助言・勧告を基本とした緩やかな保護措置を講ずる文化財登録制度を建造物について導入しました。

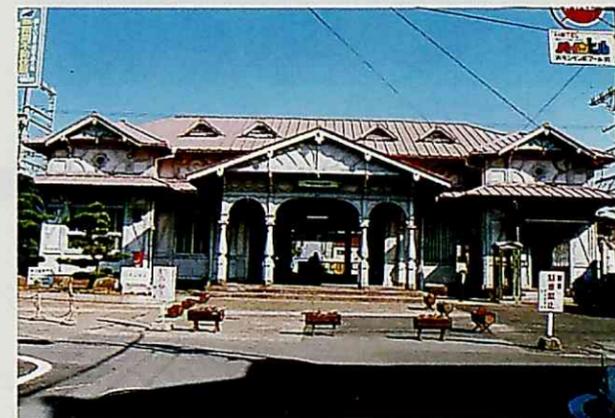
平成14年2月1日現在、2,547件の文化財建造物が登録有形文化財として登録されています。

〈支援措置〉

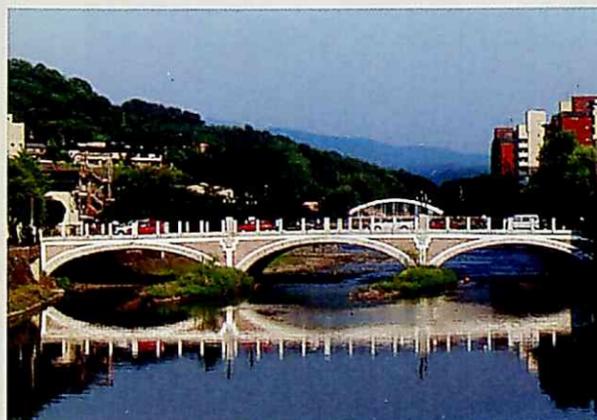
- | | |
|------------------------|------------------|
| 1. 改修のための設計監理費の1/2の補助 | 3. 地価税の1/2の軽減 |
| 2. 家屋の固定資産税の1/2以内の適宜軽減 | 4. 日本政策投資銀行の低利融資 |



清水港テルファー (静岡県静岡市)



南海電気鉄道南海本線浜寺公園駅駅舎 (大阪府堺市)



浅野川大橋 (石川県金沢市)



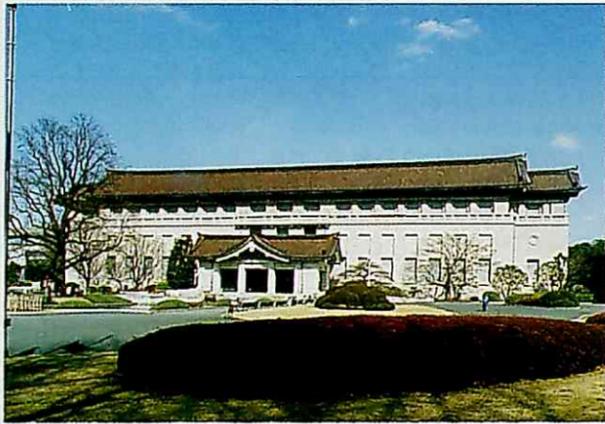
旧共楽館 (日立武道館) (茨城県日立市)

(3) 文化財保護のための施策

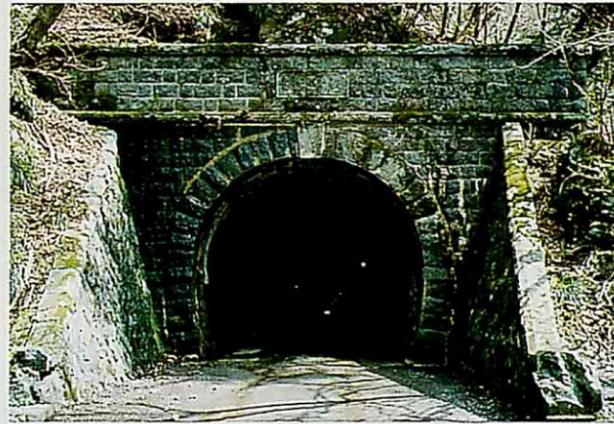
近代の文化遺産の保存と活用

近年における社会経済情勢の変化に伴い、歴史的な評価が定まらず損壊の危機にある近代の文化遺産の適切な保護を図るために、平成6年9月から、近代の文化遺産の保存と活用のあり方について調査研究を行い、平成8年7月には保護のあり方及び保護を進める上での重点課題がまとめられました。

これを受け、従来の指定基準を改め、指定の促進を図るとともに、全国的な所在調査を行うなど、近代の文化遺産の保護を行っています。



「旧東京帝室博物館本館」(東京都台東区)



「天城山隧道」(静岡県賀茂郡河津町・田方郡天城湯ヶ島町)

震災対策

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、文化財も多数の被害を受けました。文化庁では、被害を受けた重要文化財である建造物等の復旧等に全力で取り組み、大きな被害を受けた重要文化財建造物等85件すべての復旧工事が完了しました。

また、その被害状況にかんがみ、重要文化財(建造物、美術工芸品)の耐震性能の向上や有効な防災対策、災害発生時の安全対策について基本的な指針や手引を策定しました。



阪神・淡路大震災で被害を受け、平成10年3月に復旧した重要文化財
「旧神戸居留地十五番館」(兵庫県神戸市)

世界遺産

世界遺産条約は、地球上に存在する様々な文化遺産、自然遺産を世界の全ての人にとってかけがえのない遺産として保護していこうとする考えから、昭和47年にユネスコ総会で採択されました。平成14年1月現在167か国が締結しており、日本は平成4年に締結しています。本年は、ハンガリーのブダペストにて世界遺産委員会が

開催される予定です。

世界遺産委員会では、世界各国からの推薦に基づき、顕著な普遍的価値を有する遺産を世界遺産に登録しています。日本からは文化遺産9件、自然遺産2件の合計11件が世界遺産に登録されています。

世界遺産一覧表に登録されているもの(平成13年4月現在)

- | | | | |
|--------|-----------------|--------|------------------------|
| 〔文化遺産〕 | ○法隆寺地域の仏教建造物 | ○姫路城 | ○古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市) |
| | ○白川郷・五箇山の合掌造り集落 | ○原爆ドーム | ○巖島神社 |
| | ○古都奈良の文化財 | ○日光の社寺 | ○琉球王国のグスク及び関連遺産群 |
| 〔自然遺産〕 | ○屋久島 | ○白神山地 | |



「法隆寺地域の仏教建造物」



「姫路城」



「古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市)」



「白川郷・五箇山の合掌造り集落」



「原爆ドーム」



「巖島神社」

世界遺産条約の適用外になっている無形の文化遺産に関する国際的な規範を確立し、その継承と発展を図ることを奨励するため、平成9年11月の総会で、ユネスコによる「人類の口承遺産の傑作」の宣言という国際的栄誉を設けるための決定が採択されました。その後、平成10年のユネスコ執行委員会において、その名称が「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」と改められ、規約が採択されました。

本宣言は、「人類の口承及び無形遺産の傑作」を讃えるとともに、政府、NGO（非政府組織）、地方自治体に対して、口承及び無形遺産の継承

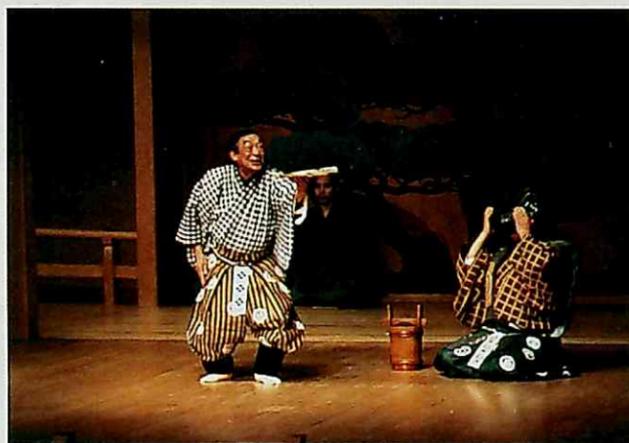
と発展を図ることを奨励することを目的とし、加盟国から候補として提出されたものの中からユネスコの基準を満たすものを、隔年で「口承及び無形遺産の傑作」として宣言し、リストを定期的に加盟国等に配布するものです。

我が国では、平成12年12月、候補として「能楽」（能・狂言）をユネスコに提出するとともに、「人形浄瑠璃文楽」及び「歌舞伎」を暫定リストとして提出しました。

平成13年5月、パリのユネスコ本部において、我が国の「能楽」を含む19件が「人類の口承及び無形遺産の傑作」として宣言されました。



能「姨捨」



狂言「木六駄」

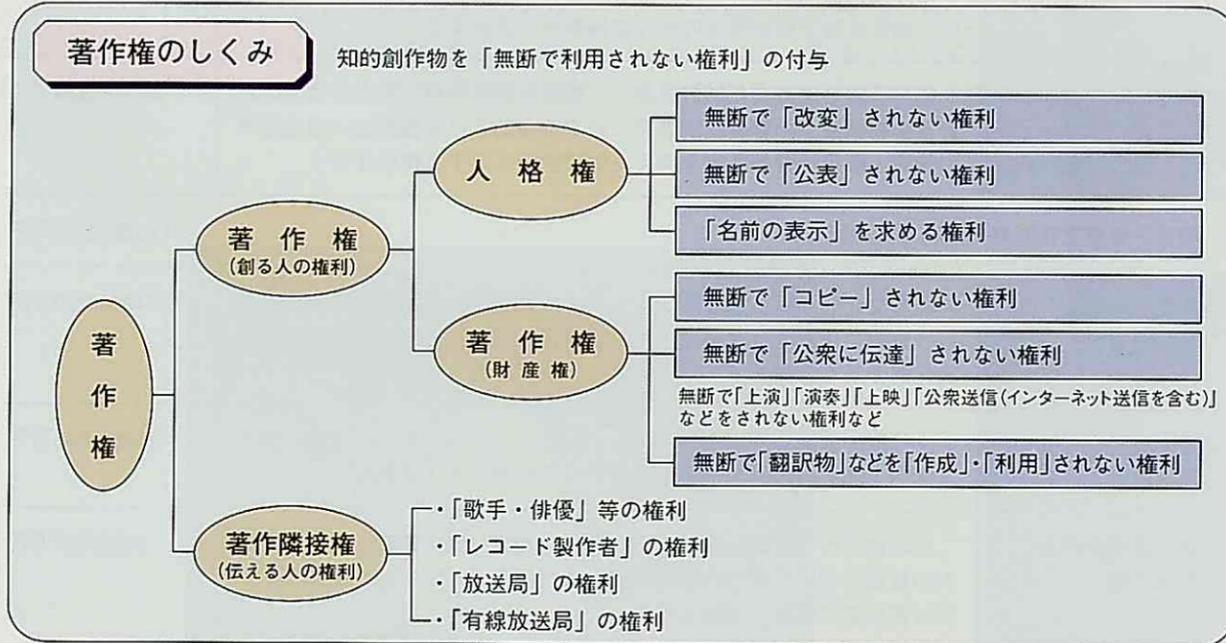
このほか、文化財の保存と活用のために、文化庁では次のような様々な施策を実施しています。

施策	概要	平成14年度予算額
(1) 史跡等整備・活用		262億9,663万円
①史跡等公有化助成	史跡等を開発から保存し、活用を図るため、地方公共団体が行う史跡等の公有化に対して補助を行う	153億3,882万円
②史跡等整備・活用事業	史跡等の保存修理、防災施設設置等の整備や公開活用面に重点を置いた「地方拠点史跡等総合整備事業」等に対する補助等を行うとともに、特別史跡平城宮跡等の保存整備事業を実施する	68億6,952万円
③埋蔵文化財発掘調査等の充実	開発事業と埋蔵文化財の保護との調整を図るため、地方公共団体が行う分布調査、内容確認調査等に対する補助及び発掘調査・出土品等の管理・展示学習機能等を備えた施設建設に対する補助を行う	40億8,829万円
(2) 国宝・重要文化財等の保存事業の促進等		110億3,882万円
①建造物・美術工芸品の保存修理等	国有文化財の保存修理等に要する経費及び所有者又は管理団体等が行う重要文化財の保存修理、防災施設等の設置、地方公共団体が行う文化財の所在、保存状況等の調査に対して補助を行う	74億4,259万円
②国宝・重要文化財等の買上げ	文化財の散逸を防ぎ、国民共有の財産として国において適切に保存・活用を図る必要性から国宝・重要文化財等の買上げを行う	25億1,636万円
③伝統的建造物群の保存修理等	市町村が行う重要伝統的建造物群保存地区（歴史的集落・町並み）内の建造物等の保存修理、防災施設の設置等及び伝統的建造物群の保存対策調査に対して補助を行う	8億6,087万円
④伝統文化の活用推進	貴重な文化財の活用を図るため、文化財海外交流展や日本のわざと美展などの公開事業等を行う	2億1,900万円
(3) 伝統芸能等の伝承		94億7,429万円
①無形・民俗文化財伝承助成等	重要無形文化財や選定保存技術を次世代へ継承・発展していくため、伝承者養成事業への助成等を行うとともに、有形民俗文化財の修理や無形民俗文化財の保存伝承に必要な事業に対して助成を行う	11億 341万円
②日本芸術文化振興会運営費補助等	伝統芸能の公開、伝承者養成等を目的として、日本芸術文化振興会が設置する国立劇場の運営に要する経費の補助等を行う	65億8,070万円
③地域伝統文化活性化	地域の伝統文化の一体的・総合的な保存・活用のためのマスタープランを策定し、これに基づいて伝統文化の保存団体等が実施する伝承者等の養成などの事業への支援を行い伝統文化の継承・発展を図る	17億9,018万円

V インターネット時代の「著作権」システム

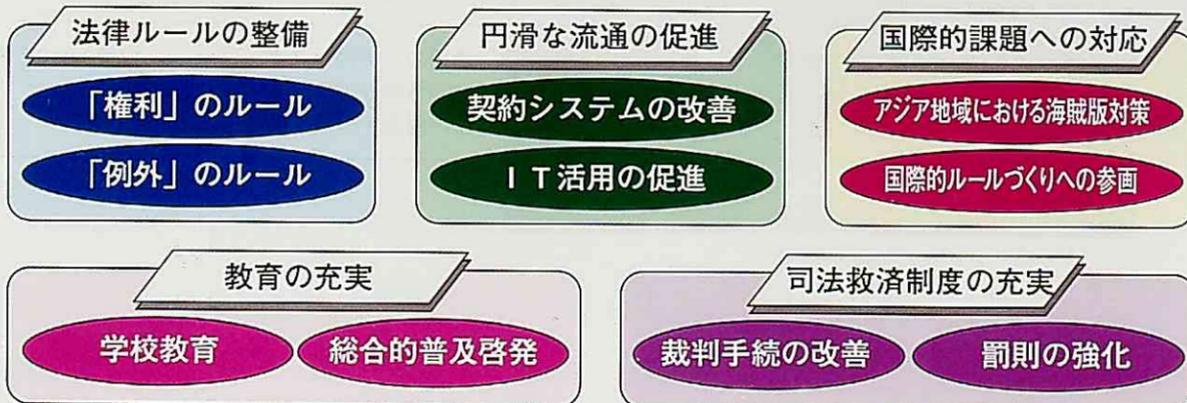
(1) クリエータを守るしくみ

著作権システムは、アニメ、ゲームソフト、ビデオ、ホームページ、音楽、写真、イラストなどのコンテンツ（著作物）のクリエイータに、「無断利用を差し止める権利」を与え、コンテンツを創り出すアーティストや企業を支援するとともに、多くの人々がこうしたコンテンツを適切に利用できるようにするためのものです。クリエイータとして活動するアーティストや企業などには、著作権法により、次のような権利が与えられています。



(2) 「1億総クリエイータ」「1億総ユーザー」の時代の新しい施策

デジタルカメラ、コンピュータ、インターネットなど、コンテンツの「創作手段」「利用手段」が爆発的に普及したため、様々なコンテンツについて「1億総クリエイータ」「1億総ユーザー」という時代を迎えています。上記の権利は、「プロ」だけでなくすべての人々に自動的に与えられますので、例えば、「子どもが書いた作文や絵」については、その子どもが「著作権」を持ちますし、「カラオケで歌っている人」も「著作権隣接権」を持っています。このような時代に対応するため、文化庁では、次のような広範な施策を総合的に展開しています。



法律ルールの整備

「権利」のルール

- ・インターネット等への対応（「ファイル交換ソフト」を含む）について他の先進国をリードしています。（最新条約に定める権利を明記しているのは、先進国の中で、日・豪のみ）

「例外」のルール

- ・「教育」「福祉」「報道」等のための例外を規定しています。
- ・ITの発達・普及に対応した例外の在り方を検討しています。

円滑な流通の促進

契約システムの改善

- ・経団連・関係省庁等と連携して、「契約システム」を開発しています。
- ・「著作権を預かって運用するビジネス」について規制緩和を実施しました。

IT活用の促進

- ・無断利用を防ぐ「コピープロテクション」「電子透かし」などの回避・改ざん等を禁止しています。（先進国の中で、日・米・豪のみ）

教育の充実

学校教育

- ・児童生徒への教育、教員の指導力の向上等に努めています。（全国の中学3年生全員にマンガによる解説書を毎年配布し、授業で活用）

総合的普及啓発

- ・広く社会人等を対象とした普及啓発事業を展開しています。（「著作権学ぼうプロジェクト」の実施）

司法救済制度の充実

裁判手続の改善

- ・権利者が「損害額」を詳細に計算できない場合に、裁判所が具体的な事情を考慮して「額の認定」を行えることとするなどの手続の改善を実施しました。（平成13年に法改正施行）

罰則の強化

- ・法人に対する罰金の引き上げ（300万円→1億円）等を実施しました。（平成13年に法改正施行）

(3) 国際的な著作権保護システムの整備に向けた取組み

①アジア地域における海賊版対策

アジア地域において、我が国のCD、DVD、ゲームソフトなどが大量に流通するとともに、一方で海賊版による著作権侵害の事例が発生しています。文化庁では、我が国及びアジア地域における著作物等の適切な保護を通じた文化振興、及びアジア各国における国際条約に基づいた著作権制度の確立及びその適正な執行という観点から、官民連携協力体制の強化、二国間・多国間協議の実施及び著作権に関する普及啓発などアジア地域における海賊版対策や著作権制度の整備に協力しています。

②国際的ルールづくりへの参画

著作物等は、インターネットを通じた送信などにより国境を越えて利用されるものであるため、条約に基づく国際的な保護が必要です。現在WIPO（世界知的所有権機関）では視聴覚的実演や放送機関に関する新条約の策定に向けた議論が行われており、我が国は独自の提案を行うなど積極的に参画しています。

国際的課題への対応

アジア地域における海賊版対策

- ・国内の著作権関係団体と文化庁等とで情報交換を行う協議会を設立し、官民協力して海賊版に対抗する体制を構築しています。
- ・中国・韓国との定期的な著作権に関する二国間協議を実施します。
- ・主としてアジア諸国の政府・著作権関係団体の職員を対象としたシンポジウムや研修を行い、著作権に関する普及啓発に努めています。

国際的ルールづくりへの参画

- ・WIPO、WTO（世界貿易機関）等における「国際的ルールづくり」に積極的に貢献しています。

VI 国語に関する施策の推進

(1) 国語施策の推進

国語は、国民生活に直接関連し、我が国の文化の基盤をなすものであり、文化の伝承と創造発展のために欠かすことのできないものです。

国語に関する問題は、これまで国語審議会が中心となって検討を行い、これに基づき様々な改善を図ってきています。具体的には、国語の表記に関して、一般の社会生活における「目安」又は「よりどころ」として、「常用漢字表」「現代仮名遣い」「外来語の表記」などを定めています。また、今日的な課題となっている、言葉遣いの問題、ワープロ等の普及に伴う字体の問題、国際化時代における日本語の在り方について、国語審議会から平成12年12月に答申が出され、文化庁ではこの趣旨を踏まえた取り組みを行っています。

さらに、平成13年1月に新たに設置された文化審議会に対し、近年の情報化・国際化の進展や価値観の多様化などの変化を踏まえ、平成14年2月に「これからの時代に求められる国語力について」諮問がなされ、現在、審議が行われています。

このほか、国語についての意識を高めてもらうため、「言葉について考える－親と子のためのワークショップ」の開催や、「ことばシリーズ」の冊子や「美しく豊かな言葉を目指して」（ビデオ）の作成・配布などを行っています。

◆国語審議会の主要な答申と実施状況

諮問	諮問当時の内閣告示・訓令	答申	現行の内閣告示・訓令
国語施策の改善の具体策について(昭41.6)	当用漢字表(昭21.11) 当用漢字音訓表(昭23.2) 当用漢字字体表(昭24.4)	常用漢字表(昭56.3)	常用漢字表(昭56.10)
	送りがなのつけ方(昭34.7)	改定送り仮名のつけ方(昭47.6)	送り仮名のつけ方(昭48.6)
	現代かなづかい(昭21.11)	改定現代仮名遣い(昭61.3)	現代仮名遣い(昭61.7)
	その他上記に関連する事項	外来語の表記(平3.2)	外来語の表記(平3.6)
新しい時代に 応じた国語施策の 在り方について (平5.11)		・現代社会における敬意表現 ・表外漢字字体表 ・国際社会に対応する日本語の在り方 (姓名のローマ字表記の問題) (外来語・外国語増加の問題) (平12.12)	

(2) 外国人に対する日本語教育の推進

近年、我が国における外国人の増加や国際交流の進展により、日本語を学習している外国人は、国内で約9万3千人(図-16)、海外で約210万人(図-17)に上っています。国内外の日本語学習者の増大や学習目的の多様化等に対応し、コミュニケーション言語としての日本語学習の振興を図るとともに、文化発信の基盤としての日本語教育の積極的な推進を図っていく必要があります。

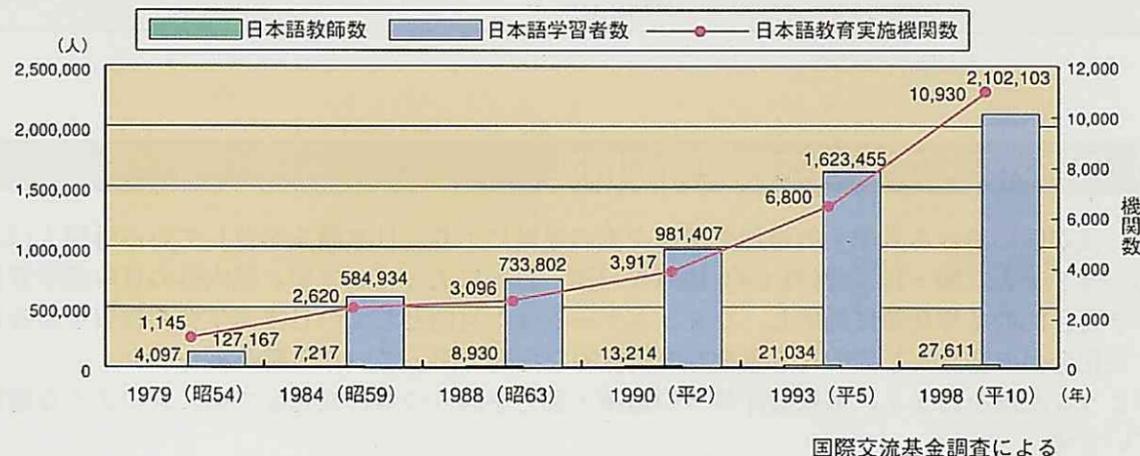
このような状況を踏まえ、関係省庁等との連携・協力を図りつつ、文化庁では、次のような施策を講じています。

施策の名称	概要
日本語教育の指導内容・方法の充実	多様化する日本語の学習ニーズに対応するため、日本語教育の実態調査や日本語教育研究協議会等を実施している。
日本語ボランティア指導者養成研修	日本語ボランティアの中核となる日本語教育指導員の研修や相談事業等を社団法人国際日本語普及協会に委嘱して実施している。
学校の余裕教室等を活用した親子参加型日本語教室の開設	学校の余裕教室等を活用して親と子が共に学びながら生活に必要な日本語習得を図る事業を委嘱する。
日本語教育支援総合ネットワーク・システム（国立国語研究所にて運用）	インターネットを活用して国内外の日本語教育の充実に資するため、日本語教育に関する各種の情報を提供している。
日本語能力試験・日本語教育能力検定試験への協力	日本語学習を希望する者の日本語能力を測定するとともに、日本語教育の知識・能力が日本語教育の専門家として必要な水準に達しているかどうかを審査する試験を実施する財団法人日本国際教育協会への協力をを行っている。
日本語教員の養成	国公立の大学学部で106、大学院で26、短期大学で8の日本語教員養成課程・コース等を設けている。
インドシナ難民救援のための日本語教育事業委託費	我が国に定住を希望するインドシナ難民に対する集中的な日本語教育を財団法人アジア福祉教育財団に委託して実施している。
中国帰国者に対する日本語教育	中国からの帰国者に対して、日本語教材、指導参考書等の作成・配布等を通じて日本語学習支援を行っている。

◆国内の日本語教育機関数、日本語教員数、日本語学習者数の推移（図-16）



◆海外の日本語教育機関数、日本語教師数、日本語学習者数の推移（図-17）



VII 国際文化交流の推進

(1) 文化庁と国際文化交流

(1) 国際化の進展に伴い、我が国の文化活動は国際的な広がりを持つようになってきました。同時に、国内外の様々な評価にもさらされるようになってきており、芸術文化の水準を向上させるためには、国際的な交流がますます重要なものとなってきています。

(2) また、我が国は、国際社会の一員として、人類共通の財産である文化財や文化的な創造活動の法的基盤である著作権の保護に関する分野において、積極的な協力が求められてきています。こうした国際貢献が、文化財の保

存・修復技術の向上や、諸外国との相互理解の促進と協力関係の強化に繋がっていくものと考えられます。

(3) 文化庁では、従来から、このような考え方の下に各種の国際交流・協力事業を実施してきたところですが、中央省庁等の改革に際して、「国際文化交流においては、外務省との連携を更に緊密化し、文化庁がより重要な役割を果たすこと」を求められたことを受けて、平成13年1月、文化庁における国際文化交流の窓口として国際課を設置しました。

日韓、日中の「交流年」への取組

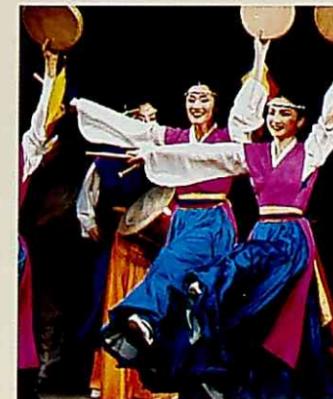
2002年は、サッカー・FIFAワールドカップが日韓共同開催されることを契機として、日韓国民交流年と定められています。また、同年は、日中国交正常化30周年を記念して、日本における中国年および中国における日本年とされています。これらはいずれも、文化、教育、スポーツ等様々な分野で官民を通じた交流を展開することによって、日韓、日中両国民間の一層の友好と相互理解を深めることを目的とするものです。

文化庁では、これらの「交流年」を伝統文化から現代文化まで日本文化を総合的に紹介する機会として、また、韓国、中国それぞれの文化を広く日本に紹介する機会としてとらえ、交流年事業の中核を担うような我が国トップレベルの芸術団体の派遣公演や日本と各国の芸術家・芸術団体の共同制作による公演や国立博物館・美術館間の交流展などを企画・実施あるいは支援しています。

○「交流年」への文化庁の取組については、文化庁ホームページを参照してください。

日韓国民交流年：<http://www.bunka.go.jp/5/3/nikkan.html>

日本年・中国年：<http://www.bunka.go.jp/5/4/nicchu.html>



太鼓の大合奏（鼓合奏）
～日韓国民交流年 記念公演 韓国側～
（撮影/神田佳明）



狂言 首引（くびひき）
～日韓国民交流年 記念公演～
（撮影/神田佳明）



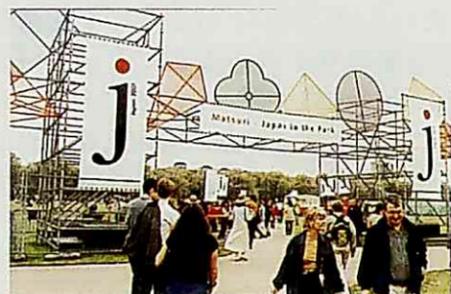
中国伝統演劇 川劇「白蛇伝」
（写真提供：日韓・日中韓PAC2002実行委員会）

近年の「交流年」に対する文化庁の取組

英国におけるJAPAN2001

日英交流の促進、日英相互理解の促進、日英友好関係の強化を目的とした英国における日本年。

【実施期間：2001年5月～2002年3月】



JAPAN2001 オープニング・イベント 「祭り公園の中の日本」から
(写真提供：Japan2001日本国内実行委員会事務局) ©Geraint Lewis

◆「JAPAN2001」文化庁の協力事業

種別	行事名	期間	場所
展示	古代日本の聖なる美術	2001.9.5～12.2	大英博物館（ロンドン）
演劇	松竹大歌舞伎近松座*	2001.5.30～6.16	サドラーズ・ウェルズ（ロンドン）ほか
	地人会「日本の面影」*	2001.10.4～10.6	リッチモンド・シアター（ロンドン）
	劇団維新派「チャンチャン☆オペラ 流星」*	2001.11.8～11.10	（ベルファスト）
音楽	NHK交響楽団ヨーロッパ公演*	2001.8.27	ロイヤルアルバートホール（ロンドン）
	札幌交響楽団*	2001.10.20～11.3	バービカン・センター（ロンドン）ほか
	日本フィルハーモニー交響楽団*	2002.3.8～3.10	ロイヤルフェスティバルホール（ロンドン）ほか

*文化庁「芸術創造推進事業（アーツプラン21）：国際芸術交流推進」による支援事業

日本におけるイタリア2001年

芸術、経済、技術などの視点から、イタリアの豊かな文化を日本に紹介する日本における一大文化フェスティバル。

【実施期間：2001年3月～2002年3月】

イタリア・ルネサンス
—宮廷と都市の文化展
(写真提供：日本経済新聞社)



◆「日本におけるイタリア2001年」文化庁の協力事業

種別	行事名	期間	開催場所
展示	イタリア・ルネサンス —宮廷と都市の文化展	2001.3.20～7.8	国立西洋美術館
	シエナ美術展 —絵画・彫刻・陶器の精華—	2001.12.22～2002.2.11	京都国立近代美術館
音楽	新国立劇場イタリア・オペラ公演	2001.5.～12	新国立劇場
映画	イタリア映画大回顧	2001.11.13～2002.2.24	東京国立近代美術館フィルムセンター

(2) 文化庁の国際文化交流・協力事業の概要

人物交流

括弧内は、平成14年度予算額

芸術家・文化財専門家等の派遣・受入（平成14年度予算：1,332百万円）

ハイレベル文化人・専門家の招へい

外国の文化行政担当省庁の高官、博物館・美術館、文化財研究所、芸術劇場の責任者などハイレベルの文化人を招へいして、我が国関係者との協議、講演等を実施。

・芸術家・文化財専門家招へい事業（23百万円）

人材育成のための芸術家派遣・招へい

美術、音楽、舞踊等の各分野において、我が国の新進芸術家が海外の大学に留学したり芸術団体等で研修するとともに、海外の優秀な新進芸術家が我が国で研修する機会を提供。また、我が国の芸術家に指導・助言を与えてもらうために、世界のトップクラスの指導者を海外から招へい。

・新進芸術家海外留学制度（855百万円）
 ・海外新進芸術家招へい制度（187百万円）
 ・優秀指導者特別指導助成（226百万円）
 ・現代舞台芸術アジア協力事業【新国立劇場】（10百万円）

文化財専門家の派遣・招へい

日本古美術、文化財建造物等の分野において、海外の修復技術者、学芸員、保存管理者等と我が国の文化財専門家との間で、管理・修復技術等に関する協力のため、文化財専門家の派遣や招へい研修を実施。

・在外日本古美術品に係る博物館・美術館研究協力事業（18百万円）
 ・アジア諸国文化財の保存修復等協力事業（12百万円）
 ・文化財保護分野・博物館等における地方自治体職員の国際協力・交流の支援（1百万円）

*下記の文化財修復事業内においても、文化財専門家の派遣・招へい研修を実施。（P. 58参照）

・アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業（65百万円）
 ・国際文化財保存修復協力センター運営【東京文化財研究所】

展示会・公演等

括弧内は、平成14年度予算額（独立行政法人運営費を除く）

展示会、公演等による交流（平成14年度予算：3,177百万円）

芸術団体等の海外公演・招へい公演、国際共同制作等（芸術団体等に対する支援）

中国・韓国等との二国間における芸術交流の推進（当該国の芸術団体等の招へい公演、我が国芸術団体の派遣公演、共同公演等）と海外との優れたオペラ等の共同制作や世界で開催される有名なフェスティバル等への参加を支援。

- ・優れた芸術の国際交流（2,066百万円）
- ・芸術祭国際共同公演（24百万円）

舞台芸術の国際フェスティバルの開催

我が国において、世界的な芸術団体・芸術家の参加を得て、音楽、舞踊、演劇等の国際フェスティバルを開催。また、海外の特色ある民俗芸能を招き、日本の民俗芸能とともに、その価値を広く一般に周知し、文化の国際交流に寄与することを目的とした国際民俗芸能フェスティバルを開催。

- ・舞台芸術国際フェスティバル（834百万円）
- ・国際民俗芸能フェスティバル（40百万円）



平成13年度国際民俗芸能フェスティバル（山口公演）

海外展及び交流展等展示会の開催

我が国の優れた文化財を海外に紹介し、日本の歴史、文化に対する理解を深め、国際文化交流を推進するため、国宝・重要文化財を含む日本古美術展を毎年実施。

また、我が国の国立博物館（東京、京都、奈良）と日本古美術品を所蔵している海外の博物館・美術館との間で相互に各々が所有する日本古美術・東洋美術を中心とする交流展を実施。

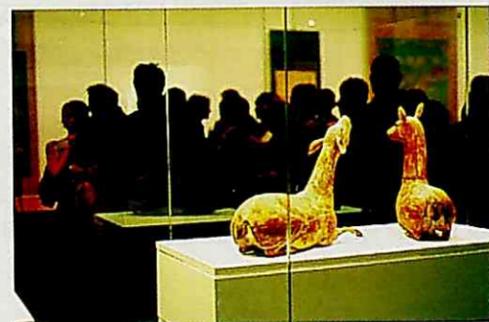
- ・日本古美術品海外展（113百万円）
- ・博物館等海外交流古美術展*

*独立行政法人国立博物館の運営費交付金において実施

●最近の展示会の開催状況は、P. 60のとおり。



平成13年度海外展
「古代日本の聖なる美術」(於 英国)



映画に関する国際交流*

世界各地の国際映画祭への参加に伴う経費に対する助成を行う。

*独立行政法人国立美術館の運営費交付金において実施

国民文化国際交流

国民文化祭及び全国高等学校総合文化祭を中心として、海外の青少年及びアマチュア文化活動の団体等の招へい、派遣及び研修事業を実施。

- ・国民文化国際交流事業（100百万円）

文化遺産保存修復の協力

括弧内は、平成14年度予算額（独立行政法人運営費を除く）

文化遺産保存修復事業（平成14年度予算：86百万円）

アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進

アジア太平洋地域の文化財保護に関する国際協力の充実を図ることを目的に、奈良県奈良市・財団法人ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所の協力の下、文化財保護関連データベースの構築、文化財保護計画の策定等の研修、世界遺産に関する国際会議の開催を行う。

- ・アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業（65百万円）



アジア太平洋地域文化遺産保護修復集団研修

国際機関との連携推進

文化財保存修復研究国際センター（ICCROM：イクロム）との連携協力を推進し、文化財保護に関する国際協力を推進するため、同センターに文化庁等の職員を派遣する。

- ・国際文化財保護協力機関連携推進事業（8百万円）

世界遺産の保護推進

世界遺産条約に基づき、我が国の遺産の推薦を推進するとともに、国際的な専門家会議へ参画していく。

- ・世界遺産保護推進検討費（13百万円）

独立行政法人文化財研究所における文化財保護推進*

東京文化財研究所・国際文化財保存修復協力センターにおいて、世界の文化財の保存修復に関する国際的な研究交流、保存修復事業への協力、専門家の養成などの国際協力を実施。

また、各国の文化財保護に関する現状及びその対策についての発表及び討論を行うため、国内外の研究者を招へいし、国際シンポジウムやセミナーを開催。

*独立行政法人文化財研究所の運営費交付金において実施。

技術協力・共同研究

独立行政法人文化財研究所においては、様々な文化財保存修復に関する調査研究協力、共同発掘調査、セミナー等による技術協力・共同研究を実施している。

〈主な事業〉

中国文化財保存修復に関する研究協力 【東京文化財研究所】

中南米諸国文化財保存協力事業 【東京文化財研究所】

スミソニアン研究機構との国際研究交流 【東京文化財研究所】

アンコール文化遺産保護に関する研究協力 【東京文化財研究所・奈良文化財研究所】

在外日本古美術品修復協力 【東京文化財研究所】

文化財の保存修復に関する国際共同研究 【東京文化財研究所】

文化財の保存を目的としたレンガの劣化現象と保存対策に関する調査研究 【東京文化財研究所】

文化財における環境汚染の影響と修復技術の研究協力 【東京文化財研究所】

文化財保護に関する日独学術交流 【東京文化財研究所】

アジアにおける古代都城遺跡の研究と保存に関する研究協力 【奈良文化財研究所】

東アジアにおける生産遺跡の調査研究協力 【奈良文化財研究所】



中国・竜門石窟遠景



修復作業中の聖アンナ教会祭壇
(ドイツ・バイエルン州)



アンコール遺跡群
タニ窟跡群 A6号窟の調査(西から)

著作権分野での協力

アジア地域著作権制度普及促進事業 (APACEプログラム) (42百万円)

WIPO (世界知的有権機関) との協力により研修事業、国際シンポジウム等を実施。

海賊版防止対策事業 (15百万円)

国内専門家によるタスク・フォースの設置、現状、問題点の分析、現地の視察・調査等を実施し、権利者がアジア諸国「民事」「刑事」の対抗措置をとりやすくすることにより、海外における著作権侵害行為の防止を図る。

◆最近の海外古美術展・交流展の開催状況

日本古美術品海外展

年度	展覧会名	開催館・会期
平成10年度	現代日本の伝統陶芸展	トルコ 絵画と彫刻美術館 10.5.2~5.20 トルコ・イスラム美術館 10.6.1~6.30
	縄文展	フランス パリ日本文化会館 10.9.29~11.28
	江戸：日本の美術 1615-1668 展	米国 ナショナル・ギャラリー 10.11.15~11.2.15
平成11年度	大仏の光の中で：奈良・東大寺の宝物	ドイツ ケルン東洋美術館 11.9.11~11.10
	現代日本の伝統工芸	米国 メトロポリタン美術館 11.12.11~12.2.19
平成12年度	日本とオランダの出会い 一日蘭交流400周年記念一	オランダ ライデン国立民族学博物館 12.6.16~9.17
	本阿弥光悦	米国 フィラデルフィア美術館 12.7.29~10.29
	日本文物精華展	中国 上海博物館 13.1.20~13.3.20
平成13年度	古代日本の聖なる美術	英国 大英博物館 13.9.5~12.2
平成14年度	日本美術名品展	韓国 韓国国立中央博物館 14.5.14~7.14
	能装束展(仮称)	米国 ロサンゼルス・カウンティ美術館 14.11.10~15.2.2(予定)

博物館等海外交流古美術展

年度	展覧会名	開催館・会期
平成9年度	西洋絵画の精華 -クリーブランド美術館のコレクションから-	日本 奈良国立博物館 10.2.21~10.3.29
平成10年度	奈良の仏教美術の名宝	米国 クリーブランド美術館 10.8.9~10.9.27
平成11年度	香港芸術館 珠玉の工芸	日本 東京国立博物館 11.10.19~11.11.28
平成12年度	19世紀日本芸術 -東京国立博物館珍藏展一	中国 香港芸術館 12.7.14~12.8.27
平成13年度	プラハからの美のたより -里帰りの日本美術一	日本 京都国立博物館 14.1.12~2.17
平成14年度	京都からの美のたより(仮称)	チェコ プラハ・キンスキー宮殿 14.9.20~10.28(予定)

VIII 文化の情報化の推進

文化情報総合システムの整備

今日、高度情報通信社会の構築が進みつつあり、一方で、国民の文化志向の高まりと広がりが見られます。

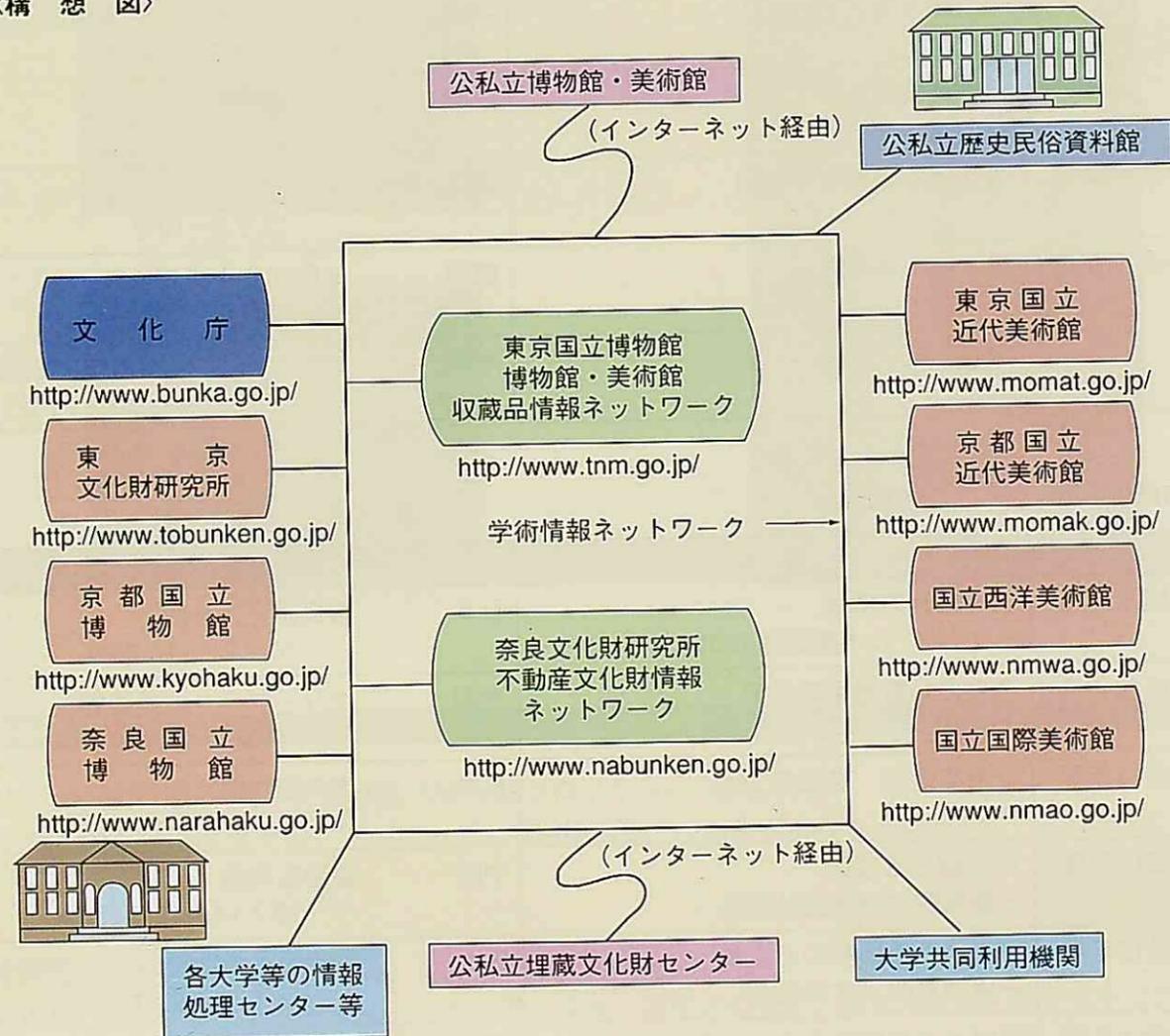
文化庁では、文化に関する情報を国内外に総合的に提供・発信するため、文化情報総合シ

ステムの整備を進めています。文化情報総合システムは、次の4つの情報システムからなっています。また、その窓口として、平成9年5月より文化庁のホームページを公開しています。

①文化財情報システム・美術情報システム

文化庁、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館及び独立行政法人文化財研究所では、各機関が所有する所蔵品や文化財に関する情報をデータベース化し、各機関がインターネットを利用して情報を国内外に提供する「文化財情報システム・美術情報システム」の構築を進めています。また、将来的には、全国レベルでの総合的な検索システムの構築を目指しています。

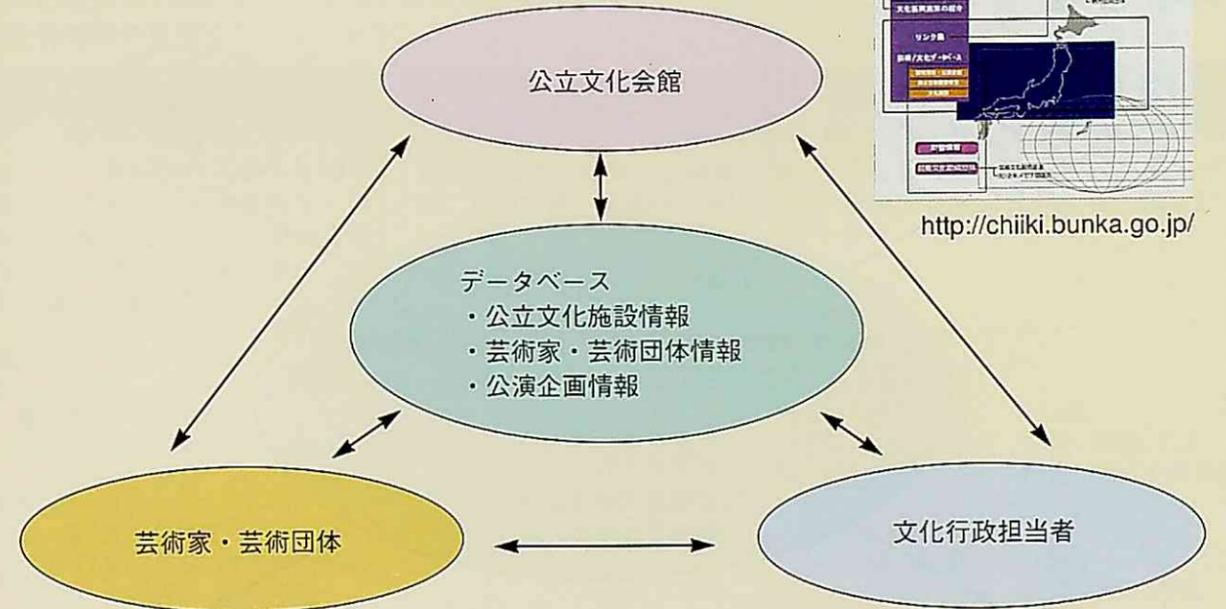
〈構想図〉



②地域文化情報システム

地方公共団体や公立文化施設が文化に関する施策の立案や公演事業を企画するために必要な情報を提供するとともに、芸術団体と公立文化会館の相互で芸術文化情報の交流を促進するため、「地域文化情報システム」の整備を進めています。

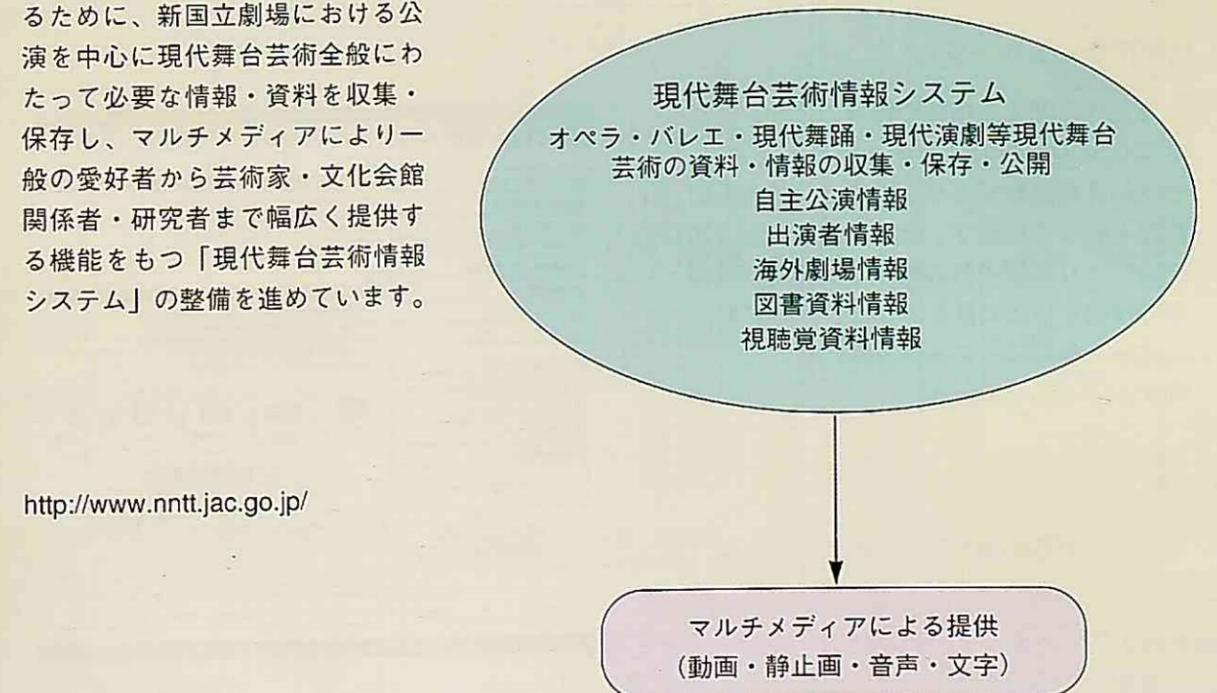
〈概念図〉



③現代舞台芸術情報システム

新国立劇場では、現代舞台芸術に関する中核的施設として機能するために、新国立劇場における公演を中心に現代舞台芸術全般にわたって必要な情報・資料を収集・保存し、マルチメディアにより一般の愛好者から芸術家・文化会館関係者・研究者まで幅広く提供する機能をもつ「現代舞台芸術情報システム」の整備を進めています。

〈構想図〉



④ 伝統芸能情報システム

国立劇場では、我が国の伝統芸能に関する諸活動を円滑に進展させることを目的として、国立劇場等での公演記録をはじめとする伝統芸能に関する各種情報のデータベースを作成し、一般の愛好者から伝統芸能関係団体・舞台芸術専門家・各研究機関・各劇場まで幅広く提供できる機能をもつ「伝統芸能情報システム」の構築整備を進めています。

〈構 想 図〉



文化庁ホームページ

文化庁に関する情報の提供のほか、国指定文化財の情報の公開等を行うとともに、国立の文化施設等とリンクさせ、それらの紹介を行っています。また、共通索引システムにより、国内外の様々な文化財や美術品の情報を検索できるようにしています。

〈ホームページ・アドレス〉

<http://www.bunka.go.jp/>



K 国立文化施設等

(1) 国立劇場

国立劇場は我が国の伝統芸能の保存及び振興を目的として昭和41年11月に開場しました。昭和54年以降、演芸資料館、国立能楽堂、国立文楽劇場が相次いで開場し、伝統芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等の事業を行っています。

国立劇場本館・演芸資料館	国立能楽堂	国立文楽劇場
主として我が国古来の伝統的な芸能（雅楽、文楽、歌舞伎、邦楽、邦舞、民俗芸能、大衆芸能等）の公演、伝承者の養成、資料収集、調査研究等	能楽の公演、能楽の伝承者の養成、資料収集、調査研究等	主として文楽の公演、文楽の伝承者の養成、資料収集、調査研究等
施設 〈大劇場〉 総席数 1,616席 主な公演 歌舞伎、民俗芸能、雅楽 〈小劇場〉 総席数 594席 主な公演 文楽、歌舞伎、舞踊、邦楽、民俗芸能、中世芸能、琉球芸能 〈演芸場〉 総席数 300席 主な公演 寄席（落語その他）	施設 〈能舞台〉 座席数 591席 主な公演 能、狂言	施設 〈文楽劇場〉 総席数 753席 主な公演 文楽、舞踊、邦楽、民俗芸能、大衆芸能、歌舞伎 〈小ホール〉 座席数 159席 主な公演 大衆芸能、邦楽
交通 ●麹町警察署 新宿通り 地下鉄半蔵門線 半蔵門駅 地下鉄有楽町線 半蔵門線 南北線 永田町駅 最高裁判所 国立国会図書館 国会議事堂 内堀通り 永田町駅	交通 国立能楽堂 首都高速4号線 千駄ヶ谷駅 津田ホール 東京体育館 国立競技場駅 JR「千駄ヶ谷」駅下車、徒歩5分 地下鉄大江戸線「国立競技場」駅徒歩5分	交通 松屋町筋 道頓堀川 地下鉄千日前線 日本橋駅 三和銀行 〈地下鉄堺筋線〉 地下鉄「日本橋」駅下車、7号出口より東へ徒歩1分
〒102-8656 東京都千代田区隼町4番1号 TEL (03) 3265-7411	〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目18番1号 TEL (03) 3423-1331	〒542-0073 大阪府中央区日本橋1丁目12番10号 TEL (06) 6212-2531

〈国立劇場ホームページ〉 <http://www.ntj.jac.go.jp/>

(2) 新国立劇場

我が国のオペラ、バレエ、現代舞踊、現代演劇などの現代舞台芸術振興の拠点となる新国立劇場は、平成9年10月の開場後、積極的な公演活動を行っています。

新国立劇場は、特殊法人日本芸術文化振興会が設置し、弾力的な運営を図るため（財）新国立劇場運営財団に管理運営を委託しています。

事業	<ul style="list-style-type: none"> ○公演事業……現代舞台芸術の公演 ○研修事業……現代舞台芸術にかかわる舞台芸術家や舞台技術者等の研修 ○調査研究事業……現代舞台芸術情報の収集・公開
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○所在地 〒151-0071 渋谷区本町1丁目1番1号（京王新線初台駅すぐ） TEL 03-5351-3011 http://www.nntt.jac.go.jp/ ○延床面積69,474m² 敷地面積 28,688m² オペラ劇場(1,810席)……オペラ、バレエを中心とした劇場、四面舞台 中劇場(1,038席)……演劇、現代舞踊を中心とした劇場、四面舞台 小劇場(440席)……実験的な演劇等の劇場、可変自由

東京オペラシティ	新国立劇場周辺を文化的な環境として一体的に整備するため、民間地権者9社が、コンサートホール、ギャラリー等を新国立劇場の隣に設置。
----------	------------------------------------------------------------------



地図

<交通>

京王新線（都営新宿線乗入）初台駅（中央口）徒歩1分 ※京王線は止まりません
首都高速4号線新宿ランプすぐ（約860台収容の駐車場あり）



オペラ「ドン・ジョバンニ」©三枝近志



演劇「コペンハーゲン」©谷古宇正彦

(3) 国立美術館・博物館

① 独立行政法人国立美術館の概要

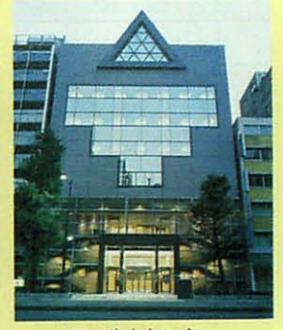
東京国立近代美術館 (<http://www.momat.go.jp/>)



美術館本館



工芸館



フィルムセンター

【美術館本館・工芸館】

昭和27年に旧日活本社ビル跡に開館し、その後、石橋正二郎氏から現在の建物の寄贈を受け44年竹橋に移転しました。また、重要文化財である日近衛師団司令部庁舎に、52年工芸館を開館しました。
近代美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。

開館時間 10:00～17:00（入館は16:30まで）
夜間開館 10:00～20:00（入館は19:30まで）
美術館のみ実施
原則として春分の日から秋分の日までの毎週木・金曜日
休館日 毎週月曜日（月曜日が休日にあたる場合はその翌日）
年末年始（12月28日～1月4日）
入館者数 230千人（平成13年度 フィルムセンター含む）

収藏品	絵画	4,189点
	彫刻	372点
	写真	1,241点
	工芸	3,078点
	その他	3,152点
	計	12,032点

（平成13年度末）

【フィルムセンター】

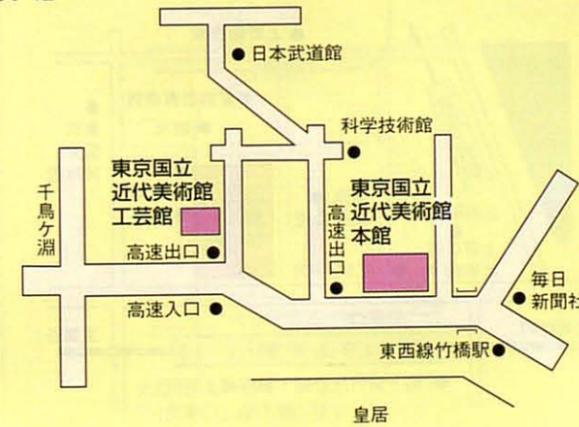
昭和45年に美術館移転後の京橋の旧館に開館しましたが、建物の老朽化に伴い、我が国の映画芸術振興の拠点として平成7年5月、新館が開館しました。
また、昭和61年に映画フィルムの保存施設として相模原分館を設置しました。
日本及び世界の映画フィルムや映画関係資料の収集、保存、上映等及びこれらに関する調査研究を行っています。

上映開館時間 大映写ホール／火～金 15:00、19:00
土日祝 13:00、16:00
小映写ホール／各種事業用として使用
開館時間 展示室／火～日 10:30～18:00（入館は17:30まで）
休館日 毎週月曜日
年末年始（12月28日～1月4日）

収藏品	映画フィルム	27,406点
映画関係資料	映画関係図書（和書）	約16,400点
	映画関係図書（洋書）	約3,600点
	シナリオ	約30,000点
	ポスター	約42,000枚
	スチル写真	約372,000枚

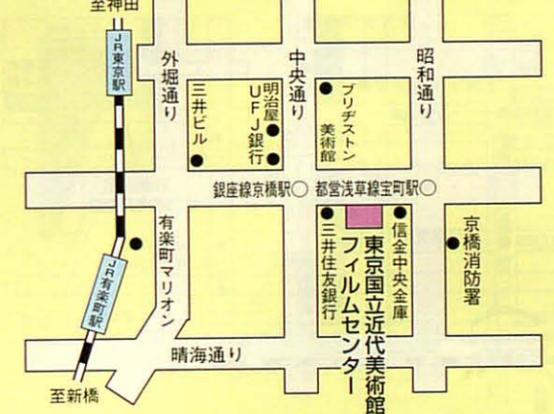
（平成13年度末）

交通



地下鉄東西線「竹橋」駅下車、美術館徒歩3分・工芸館徒歩10分

交通



JR「東京」「有楽町」駅下車、徒歩10分
地下鉄銀座線「京橋」駅下車、徒歩1分
都営浅草線「宝町」駅下車、徒歩1分

（美術館） 〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1
TEL (03) 3214-2561 (代)

（工芸館） 〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園1-1
TEL (03) 3211-7781 (代)

（フィルムセンター） 〒104-0031 東京都中央区京橋3-7-6
TEL (03) 3561-0823 (代)

（フィルムセンター 相模原分館） 〒229-0021 神奈川県相模原市高根3-1-4
TEL (0427) 58-0128 (代)

② 独立行政法人国立博物館の概要

京都国立近代美術館
(http://www.momak.go.jp/)



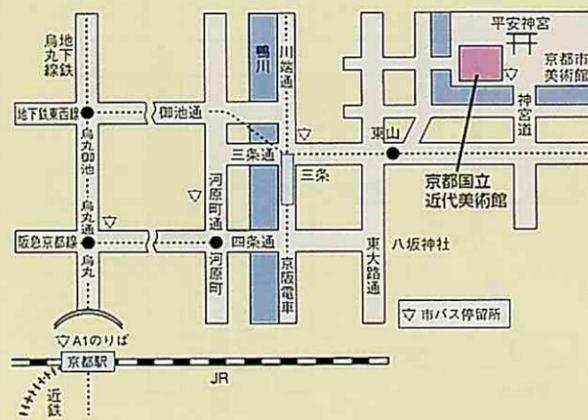
国立近代美術館京都分館として昭和38年発足、42年に独立して京都国立近代美術館となり、その後、61年10月新館を開館。
近代美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。

開館時間 9:30~17:00 (入館は16:30まで)
夜間開館 9:30~20:00 (入館は19:30まで)
4月12日~10月18日の金曜日 (ただし、企画展期間中のみ実施)
休館日 毎週月曜日 (月曜日が休日にあたる場合はその翌日)
年末年始 (12月27日~1月6日)
入館者数 186千人 (平成13年度)

収蔵品	絵画	3,638点
	彫刻	91点
	工芸	2,097点
	その他	1,999点
	計	7,825点

(平成13年度末)

交通



地下鉄東西線
「東山」駅下車、徒歩5分

〒606-8344 京都市左京区岡崎円勝寺町
(岡崎公園内)
TEL (076) 761-4111

国立西洋美術館
(http://www.nmwa.go.jp/)



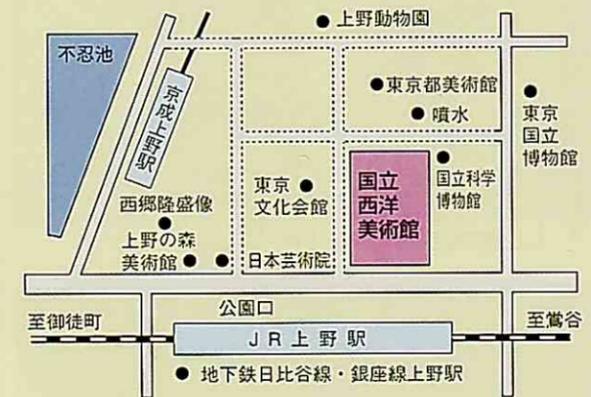
松方コレクションの返還を機に昭和34年4月設置、6月開館、54年11月新館を、平成9年12月に企画展示館を増築しました。
フランス政府から寄贈返還された松方コレクション及びその他の西洋美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。

開館時間 9:30~17:00 (入館は16:30まで)
夜間開館 9:30~20:00 (入館は19:30まで)
毎週金曜日
休館日 毎週月曜日 (月曜日が休日にあたる場合はその翌日)
年末年始 (12月28日~1月4日)
入館者数 643千人 (平成13年度)

収蔵品	絵画	3,965点
	彫刻	101点
	その他	155点
	計	4,221点

(平成13年度末)

交通



JR「上野」駅下車、徒歩2分
京成「京成上野」駅下車、徒歩2分

〒110-0007 東京都台東区上野公園7-7
TEL (03) 3828-5131

国立国際美術館
(http://www.nmao.go.jp/)



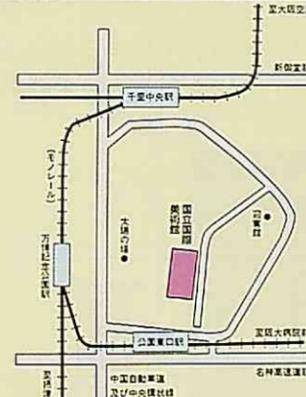
昭和45年に開催された日本万国博覧会の万国美術館を活用して、52年に発足。日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために必要な美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。

開館時間 10:00~17:00 (入館は16:30まで)
休館日 毎週水曜日 (水曜日が休日にあたる場合はその翌日)
年末年始 (12月28日~1月4日)
入館者数 119千人 (平成13年度)

収蔵品	絵画	2,946点
	彫刻	206点
	工芸品	72点
	その他	996点
	計	4,220点

(平成13年度末)

交通



大阪モノレール
「公園東口」駅下車、徒歩10分
JR「茨木」駅又は阪急「茨木市」駅より
阪大病院またはエキスポランド方面
近鉄バス・阪急バス「日本庭園前」下車、
徒歩10分

〒565-0826 大阪府吹田市千里万博公園10-4
TEL (06) 6876-2491

東京国立博物館
(http://www.tnm.go.jp/)



明治5年に東京の湯島大聖堂において開催された博覧会を契機に我が国最初の博物館が発足し、明治22年帝国博物館となり、昭和27年東京国立博物館と改称しました。

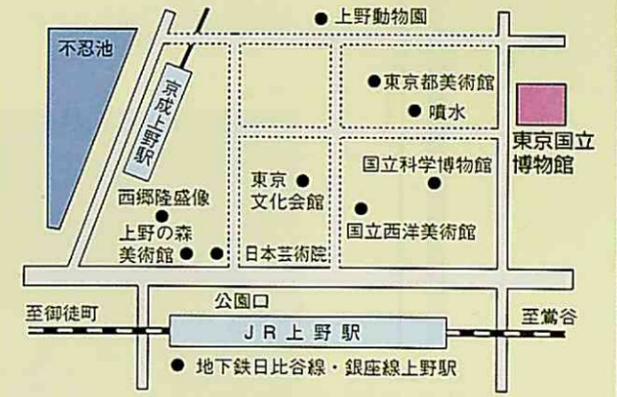
我が国の総合的な博物館として、日本を中心に広く東洋諸地域にわたる美術及び考古資料等の有形文化財を収集・保管して公衆の観覧に供するとともに、美術に関する図書・拓本・写真等の資料を収集して研究者に公開し、あわせてこれらに関する調査研究及び教育普及事業等を行っています。

開館時間 9:30~17:00 (入館は16:30まで)
夜間開館 9:30~20:00 (入館は19:30まで)
4~9月の共催展・特別展開催期間中の毎週金曜日
休館日 毎週月曜日 (月曜日が休日にあたる場合はその翌日。但し、ゴールデンウィーク期間中の月曜日 (平成14年度は4月30日 (火)) 及び夏休み期間中 (7月20日から8月31日) の月曜日は原則として開催。)
年末年始 (12月29日~1月1日)
入館者数 964千人 (平成13年度)

収蔵品	絵画	11,450件
	書跡・典籍・古文書	2,160件
	彫刻	1,189件
	考古	28,417件
	工芸	30,154件
	東洋美術	14,240件
	その他	23,167件
	計	110,777件

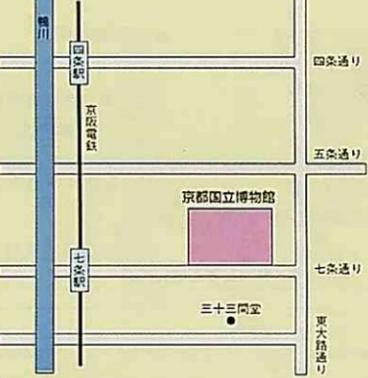
(平成13年度末)

交通



JR「上野」駅下車、徒歩15分
京成「京成上野」駅下車、徒歩15分

〒110-8712 東京都台東区上野公園13番9号
TEL (03) 3822-1111

京都国立博物館 (http://www.kyohaku.go.jp/)	奈良国立博物館 (http://www.narahaku.go.jp/)																												
																													
<p>明治22年京都に帝国博物館を設置することが決定され、明治30年に開館、大正13年皇太子殿下御成婚記念として京都市に下賜され恩賜京都博物館と改称、その後昭和27年に再び京都市から国に移管され現在の京都国立博物館と改称しました。</p> <p>古都京都の優れた古器宝物を中心に、京都及び近傍社寺等の美術全般を収集・保管して公衆の観覧に供し、あわせてこれに関する調査研究及び事業を行っています。国宝や重要文化財の修理、保存処理及び模写等を行うため、文化財保存修理所を設置しています。</p>	<p>明治22年奈良に帝国博物館を設置することが決定され、明治28年に開館、昭和27年に現在の奈良国立博物館と改称しました。</p> <p>仏教美術を中心とした文化財について収集・保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関する調査研究等を行っています。展覧事業としては、仏教美術をテーマとする平常陳列のほか、特別展、正倉院展、特別陳列等を開催しています。</p>																												
<p>開館時間 通常9:30～17:00 特別展開催時9:30～18:00 (入館は各閉館時間の30分前まで)</p> <p>夜間開館 特別展覧会及び特定の展覧会期間中 毎週金曜日9:30～20:00 (入館は19:30まで) 金曜日以外の日9:30～18:00 (入館は17:30まで) (休館日を除く)</p> <p>休館日 毎週月曜日 (月曜日が休日にあたる場合はその翌日) 年末年始 (12月26日～1月3日)</p> <p>入館者数 361千人 (平成13年度)</p>	<p>開館時間 9:30～17:00 (入館は16:30まで)</p> <p>夜間開館 4月最後の金曜日～11月第2金曜日の間の金曜日 1月の第2月曜日の前日、節分の日、3月12日、8月15日、12月17日 9:30～19:00 (入館は18:30まで)</p> <p>休館日 毎週月曜日 (月曜日が休日にあたる場合はその翌日。ただし、平成14年度は4月30日(火)、8月12日(月)、3月3日(日)、3月10日(月)は開館する) 年末年始 (12月26日～1月3日)</p> <p>入館者数 325千人 (平成13年度)</p>																												
<p>収蔵品</p> <table border="1"> <tr><td>絵画</td><td>3,832件</td></tr> <tr><td>書跡・典籍・古文書</td><td>2,299件</td></tr> <tr><td>彫刻</td><td>368件</td></tr> <tr><td>考古</td><td>1,090件</td></tr> <tr><td>工芸</td><td>4,280件</td></tr> <tr><td>その他</td><td>400件</td></tr> <tr><td>計</td><td>12,269件</td></tr> </table> <p>(平成13年度末)</p>	絵画	3,832件	書跡・典籍・古文書	2,299件	彫刻	368件	考古	1,090件	工芸	4,280件	その他	400件	計	12,269件	<p>収蔵品</p> <table border="1"> <tr><td>絵画</td><td>837件</td></tr> <tr><td>書跡・典籍・古文書</td><td>339件</td></tr> <tr><td>彫刻</td><td>463件</td></tr> <tr><td>考古</td><td>543件</td></tr> <tr><td>工芸</td><td>760件</td></tr> <tr><td>その他</td><td>113件</td></tr> <tr><td>計</td><td>3,055件</td></tr> </table> <p>(平成13年度末)</p>	絵画	837件	書跡・典籍・古文書	339件	彫刻	463件	考古	543件	工芸	760件	その他	113件	計	3,055件
絵画	3,832件																												
書跡・典籍・古文書	2,299件																												
彫刻	368件																												
考古	1,090件																												
工芸	4,280件																												
その他	400件																												
計	12,269件																												
絵画	837件																												
書跡・典籍・古文書	339件																												
彫刻	463件																												
考古	543件																												
工芸	760件																												
その他	113件																												
計	3,055件																												
<p>交通</p>  <p>京阪電鉄「七条」駅下車、東へ徒歩7分</p> <p>JR、近鉄「京都」駅下車、駅前市バスD2のりばから206・208号系統にて「博物館・三十三間堂」下車、徒歩1分</p>	<p>交通</p>  <p>近鉄「奈良」駅下車、徒歩15分</p> <p>奈良交通バス 市内循環外回り「氷室神社・国立博物館」下車、徒歩1分</p>																												
<p>〒605-0931 京都市東山区茶屋町527 TEL (075) 541-1151</p>	<p>〒630-8213 奈良市登大路町50番地 TEL (0742) 22-7771</p>																												

(4) 研究所

独立行政法人 国立国語研究所	国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的調査研究	
独立行政法人 文化財研究所	東京文化財研究所	主として日本・東洋の美術、芸能の調査研究及び文化財の保存に関する科学的な調査及び修復材料、技術の開発に関する研究
	奈良文化財研究所	主として歴史、美術、建造物の実物に即した調査研究及び平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡の発掘調査

(参考)

独立行政法人

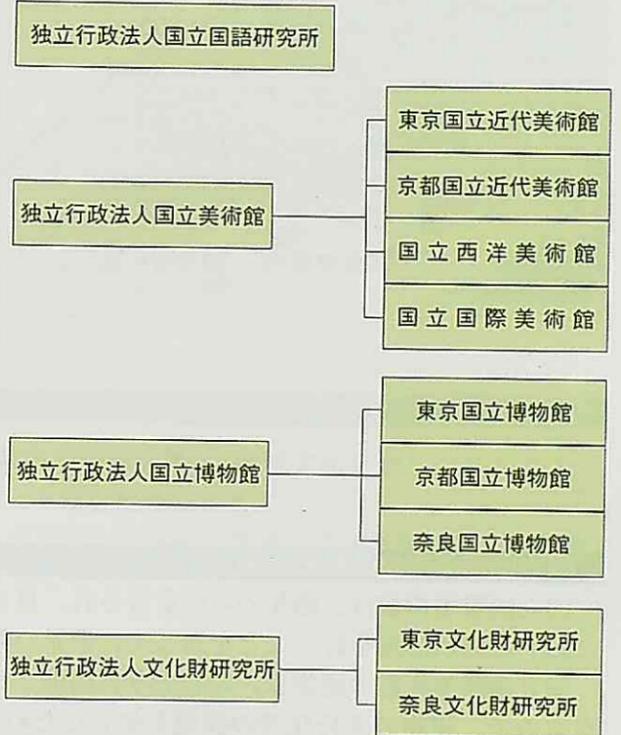
従来文化庁の施設等機関であった国立博物館、国立美術館、国立国語研究所、国立文化財研究所は、平成13年4月から独立行政法人に移行しました。

独立行政法人制度は、中央省庁等改革の一環として導入されるものであり、国の行政事務を政策の企画立案事務と実施事務に区別し、実施事務のうち一定のものについて、行政組織外の独立の法人格を有する主体に実施させることにより、効率性の向上、質の向上、透明性の確保を図ろうとするものです。

各独立行政法人の目的・任務についてはそれぞれの設置法令で定められ、主務大臣の独立行政法人に対する監督・関与は、事前の監督・統制を極力廃し、事後チェック(業績の評価)にその重点が置かれることとなります。

この制度の下では、組織や業務運営が柔軟に行えることや、寄付金等を受け入れた場合には自己収入として自由に使用できること、また、運営費交付金として交付される予算について年度を越えた執行が可能となることなどのメリットがあります。

(組織図)



東京国立博物館 (平成館)

(5) 日本芸術院

文化庁に特別の機関として日本芸術院が置かれています。

日本芸術院 芸術上の功績顕著な芸術家を優遇するための荣誉機関。

(6) 新たな国立文化施設の整備

新国立美術展示施設（ナショナル・ギャラリー）（仮称）

美術への関心の高度化、美術活動の活発化・多様化、国際化の進展等に応えるため、全国的な公募展や大型企画展などを開催できる新しい国立美術展示施設を整備することが重要な課題となっています。

このため、「新国立美術展示施設（ナショナル・ギャラリー）（仮称）」を天皇陛下御在位十年を記念して整備することとし、平成13年度は実施設計を完了しました。平成14年度は、建設工事に着手します。

（計画概要）

○施設規模

約45,000m²（駐車場を含む）
うち、展示部門 約22,700m²
（展示室 約14,000m²）

○設置場所

東京都港区六本木7丁目22-1
東京大学六本木地区の移転跡地の一部
（全体敷地 30,000m²）



正面は全面、周辺の緑に調和するウエーブのかかったガラスカーテンウォールファサードで、ダイナミックで開放的な外観を呈しています。

国立国際美術館の移転新築

国立国際美術館は、昭和52年に設置され、以来、内外の現代美術を収集しながら、現代美術を中心においた展示活動を行うことを通じて、世界の美術の新しい動向を幅広く紹介してきました。

国立国際美術館の建物は、昭和45年に開催された日本万国博覧会の万博美術館を活用して設置されたもので、建物の老朽化等の課題が生じたため、大阪市中之島に移転新築されることになりました。平成11年1月から新館建築工事に着手しています。

（計画概要）

○施設規模

約13,500m²
うち、展示部門 約4,150m²



地上のエントランスゲートのオブジェは、空へと伸びる竹の生命力を詩的に表現したものです。

九州国立博物館（仮称）

文化庁では、社会の変化に対応した国立博物館等の整備に関して全国的な視野から総合的な検討を進め、「日本文化の形成をアジア史的観点から捉える」という新しい視点を持った「九州国立博物館（仮称）」を福岡県太宰府市に設置することとしました。

現在、同博物館の設置に向けた準備を進めており、平成14年度は前年度に引き続き「建設工事」等を行うこととしています。

九州国立博物館（仮称）の構想の基本

1. わが国の文化形成において影響のあった、アジア諸国との文化交流の歴史を全国的な視野から扱う博物館。
2. 考古資料・歴史資料を中心とした文化財の収集・展示、調査・研究及び学習活動が総合的に機能する博物館。
3. 博物館の諸活動全般が、国際化、情報化、学際化され、特に展示活動及び学習活動にその成果が反映される、いわゆる“生きている”博物館。
4. 国と博物館が設置される地域とが連携し、相互に協力を行いながら、博物館の諸活動及び管理運営を行う博物館。

【九州国立博物館（仮称）外観透視図（南面）】



国立劇場おきなわ

国の重要無形文化財「組踊^{くみおどり}」を中心とする沖縄伝統芸能の保存振興と、伝統文化を通じたアジア・太平洋地域の交流の拠点となる「国立劇場おきなわ」の設立準備を進めています。

平成14年度は、15年度開場に向けた公開、調査研究事業等の具体的な準備、設立準備調査会の開催、劇場用地の購入等を行うとともに、建設工事を推進することとしています。



しゅうしんかぬいり
執心鐘入

設置場所
浦添市勢理客地区

「組踊」について

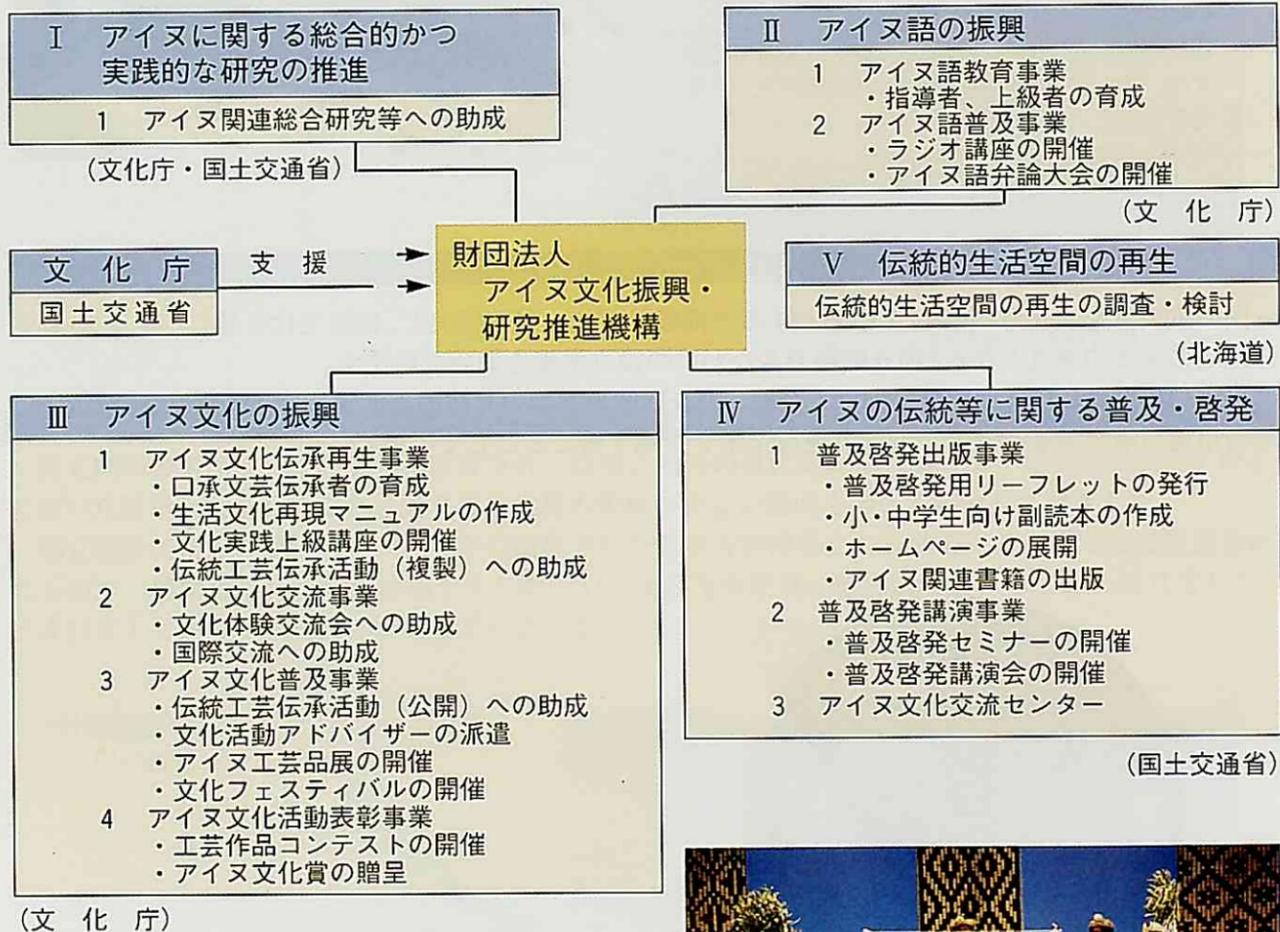
組踊は、沖縄独自の音楽舞踊劇で、抒情的な琉歌を三線で歌いあげて登場人物の心理・心象を描出し、舞踊家（役者）は、科白（しぐさ・せりふ）をもって物語の筋を展開させる。

X アイヌ文化の振興

文化庁では、従来から、文化財保護の観点によるアイヌ関係の文化財の指定等を行い、北海道教育委員会の行う事業への支援を行ってきました。

平成9年5月、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌ伝統等が置かれている状況を考慮し、アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的として、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」

◆事業体系図（平成14年度事業）



が成立しました。

また、アイヌ文化の振興等を目的に設立され、本法の規定に基づく業務を行うものとして国が指定した「財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構」の行う、アイヌに関する研究等への助成、アイヌ語の普及及びアイヌ文化の復元、再生、伝承、普及、国内外との交流の促進、優れたアイヌ文化活動の表彰・顕彰、アイヌに関する情報の収集・提供、文化交流などからなる事業についての支援を通じてアイヌ文化の振興等を図っています。



アイヌ文化フェスティバル

XI 宗教法人と宗務行政

(1) 宗教法人制度の概要

我が国には、大小さまざまな神社、寺院、教会等の宗教団体や、それらを包括する教派、宗派、教団といった宗教団体が存在し、多様な宗教活動を行っています。そのうち、約18万3千の宗教団体が、宗教法人法に基づく宗教法人になっています。

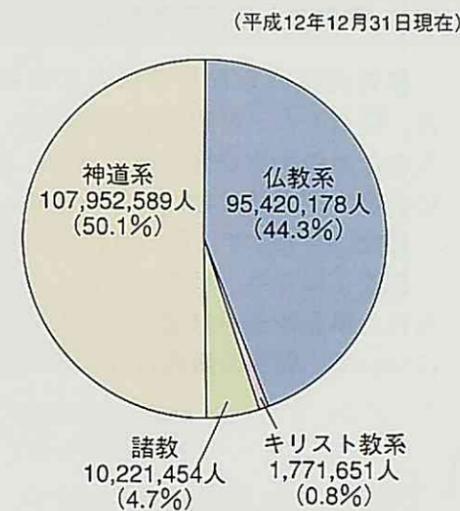
宗教法人制度は、憲法で保障された信教の自由と政教分離の原則に基づき、宗教団体の自由で自主的な活動を保障するため、法人格を付与することで財産や団体組織の管理の基礎を確保することを目的としています。

◆宗教法人数

(平成12年12月31日現在)

所轄	区分	包括宗教法人	単 位 宗教法人	合 計
文部科学大臣	神道系	138	84	222
	仏教系	157	229	386
	キリスト教系	59	225	284
	諸教	30	63	93
	計	384	601	985
都道府県知事	神道系	7	85,114	85,121
	仏教系	10	77,285	77,295
	キリスト教系	8	3,885	3,893
	諸教	1	15,364	15,365
	計	26	181,648	181,674
合 計		410	182,249	182,659

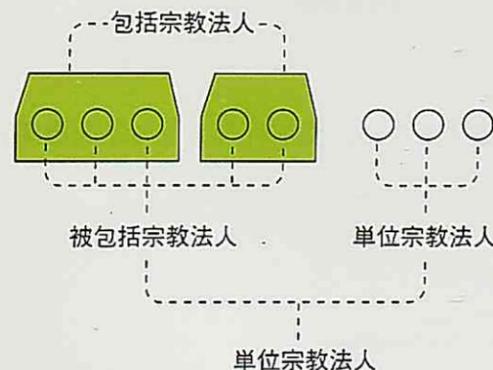
◆系統別信教者数



※信者の把握の基準は宗教団体により異なる。

※文部科学大臣所轄：複数の都道府県に境内建物を有する宗教法人および当該法人を包括する宗教法人
都道府県知事所轄：一つの都道府県内のみに境内建物を有する宗教法人

◆宗教法人の種類



- 包括宗教法人
単位宗教法人を包括する教派、宗派、教団等
- 単位宗教法人
礼拝の施設を備える神社、寺院、教会等
 - ・被包括宗教法人：
他の宗教法人に包括される法人
 - ・単位宗教法人：
他の宗教法人に包括されない法人

(2) 宗務行政の推進

宗教法人制度の適正な運用と、宗教法人の適正な管理運営を確保するため、文化庁では以下のような事務を行っています。

宗教法人の認証事務

宗教法人の設立、規則の変更、合併、任意解散の認証など、宗教法人法に定められた所轄庁としての事務を行っています。

宗教法人の管理運営の指導

都道府県の宗務行政に対する指導・助言、都道府県事務担当者の研修会、宗教法人のための実務研修会等の実施、手引書やビデオの作成などを行っています。

また、平成7年に行われた宗教法人法の一部改正により、新たに各法人に義務付けられた事務所備付け書類の写しの提出などについて、周知の徹底に努めています。



宗教法人指導者講習会

宗教関係資料の収集

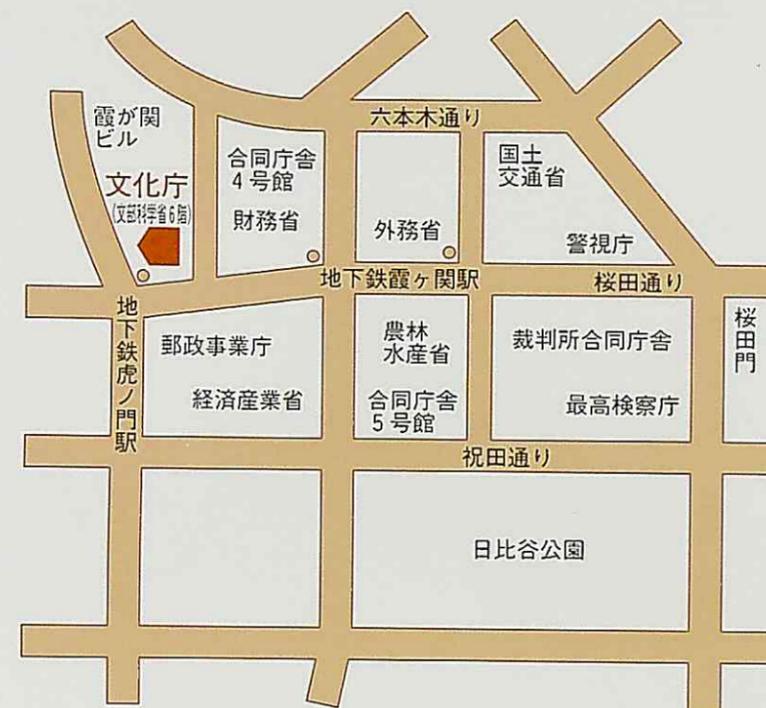
宗教に関する統計資料の収集や、宗教年鑑の作成などを行っています。



宗教年鑑等

宗教法人審議会

宗教法人の信教の自由を保障し、宗教上の特性等に配慮するため、文部科学大臣の諮問機関として、宗教法人審議会が設置されています。



文部科学省図書館



平成14年度 我が国の文化行政

発行日 平成14年6月

監修・発行 文化庁長官官房政策課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

電話 代表 03(5253)4111

<http://www.bunka.go.jp/>



文部科学省図書館



100044850